

令和 5 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

令和 5 年 3 月 2 日開会

令和 5 年 3 月 16 日閉会

国 見 町 議 会

令和5年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月2日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
表彰状伝達	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	7
公立藤田病院組合議会（浅野富男君）	8
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	9
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	9
陳情の付託	10
議案の上程（報告第1号～同意第1号）	10
町長施政方針並びに提案理由の説明	10
協議会関係の報告	20
散会の宣告	20

第2号（3月3日）

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
遅参及び早退議員	24

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	24
本会議に出席した事務局職員	24
開議の宣告	25
一般質問	25
5番 山崎健吉君	25
①「くにみ学園構想」は町民の理解を得られているのか	
②後継者結婚媒酌人報償制度の復活について	
11番 松浦常雄君	40
①「くにみ学園構想」について	
3番 穴戸武志君	53
①当町における地震災害予防対策支援について	
②〈名称〉国見町官民共創コンソーシアム（カプコ）について	
10番 渡辺勝弘君	59
①公立藤田総合病院デマント交通実証実験について	
②まちなかタクシーの今後の運営対策について	
8番 佐藤定男君	71
①「くにみ学園」の基本構想を見直す考えは	
7番 村上 一君	80
①町内の仮置場の現状と課題について	
1番 蒲倉 孝君	83
①子育て支援について	
②学力向上に対する支援について	
6番 小林聖治君	89
①今後の新型コロナウイルス対策について	
②国見町におけるスポーツ振興について	
2番 八巻喜治郎君	96
①道路等の災害復旧について	
12番 浅野富男君	99
①国民健康保険について	
②企業版ふるさと納税について	
散会の宣告	106

第3号（3月7日）

議事日程	109
出席議員	110

欠席議員	110
遅参及び早退議員	110
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	110
本会議に出席した事務局職員	110
開議の宣告	111
報告第 1 号 その他の債権の放棄について	111
議案第 1 号 国見町個人情報保護法施行条例	111
議案第 2 号 改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例	111
議案第 3 号 国見町長等の給与の特例に関する条例	112
議案第 4 号 国見町チャレンジオフィス条例	117
議案第 5 号 国見町中小企業・小規模企業振興条例	118
議案第 6 号 国見町教育支援委員会条例	119
議案第 7 号 国見町監査委員条例の一部を改正する条例	120
議案第 8 号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例	121
議案第 9 号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	121
議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	122
議案第 11 号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例	123
議案第 12 号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	123
議案第 13 号 国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	124
議案第 14 号 令和4年度国見町一般会計補正予算(第6号)	125
議案第 15 号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	139
議案第 16 号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	140
議案第 17 号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	140
議案第 18 号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第3号)	141
議案第 19 号 令和4年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第1号)	141
議案第 20 号 令和4年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)	142
同意第 1 号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	142
散会の宣告	143

第4号(3月16日)

議事日程	145
出席議員	146
欠席議員	146
遅参及び早退議員	146

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	146
本会議に出席した事務局職員	146
開議の宣告	147
議案第21号 令和5年度国見町一般会計予算	147
議案第22号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算	185
議案第23号 令和5年度国見町入山財産区特別会計予算	185
議案第24号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算	186
議案第25号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	186
議案第26号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算	187
議案第27号 令和5年度国見町介護保険特別会計予算	187
議案第28号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計予算	188
議案第29号 令和5年度国見町渇水対策施設特別会計予算	188
議案第30号 令和5年度国見町水道事業会計予算	189
議案第31号 令和5年度国見町下水道事業会計予算	191
常任委員長報告（陳情第31号）	192
追加日程の議決	193
選挙第1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙	193
発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	194
発議第2号 国見町議会個人情報保護条例	194
発議第3号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則	195
議員の派遣について	195
常任委員会の所管事務調査について	196
町長挨拶	196
閉議及び閉会の宣告	196

国見町告示第3号

令和5年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月14日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和5年3月2日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和5年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第31号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 6 議案第 1号 国見町個人情報保護法施行条例
- 第 7 議案第 2号 改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 8 議案第 3号 国見町長等の給与の特例に関する条例
- 第 9 議案第 4号 国見町チャレンジオフィス条例
- 第10 議案第 5号 国見町中小企業・小規模企業振興条例
- 第11 議案第 6号 国見町教育支援委員会条例
- 第12 議案第 7号 国見町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 8号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 9号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第12号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第13号 国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第20 議案第15号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第16号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第17号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第18号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第19号 令和4年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第20号 令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第21号 令和5年度国見町一般会計予算
- 第27 議案第22号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第28 議案第23号 令和5年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第29 議案第24号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算
- 第30 議案第25号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第26号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第27号 令和5年度国見町介護保険特別会計予算

- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 5 年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 5 年度国見町渇水対策施設特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 5 年度国見町水道事業会計予算
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 5 年度国見町下水道事業会計予算
- 第 3 7 同意第 1 号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議長として7年以上の在職功労者として、東海林一樹議長が自治功労者表彰を受賞されました。

同じく、町村議会議員として15年以上の在職功労者として、松浦常雄副議長、渡辺勝弘議員が自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

初めに、東海林議長、どうぞ前へお進みください。

（表彰状伝達）

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番浅野富男君及び13番八島博正君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和4年第5回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告1件、条例13件、補正予算7件、新年度予算11件、同意1件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情4件であります。

一般質問の通告は10議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、10番渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私から報告させていただきます。

昨年12月20日、小林議員とともに出席いたしました。午前9時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれた後、提出議案について協議いたしました。

午前10時30分より、令和4年第5回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。まず、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。提出された案件は議案1件であります。

議案第13号は、令和4年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。伊達地方消防組合一般会計補正予算の総額にそれぞれ323万6000円を追加し、歳入歳出予算総額を21億763万1000円にしたいということであります。

歳入においては、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金と県・国からの補助金の確定などが含まれております。

歳出におきましては、各種業務委託料の確定や人事院勧告による人件費の増額であります。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議会終了後に、組合議会議員視察研修に行つてまいりました。

第1日目は、当組合消防本部、中央消防署、北分署、西分署、東分署、南分署の視察をいたしまして、各施設及び消防指令センターの整備状況について説明を受けました。

2日目は、東京電力ホールディングス視察として、廃炉資料館及び福島第一原子力

発電所構内を視察してまいりました。

建造物は手つかずであり、まだまだ復興は困難な状況にあると思われまます。福島第一原子力発電所構内の作業員は防護服で行っておりますが、ほかの作業員はマスクのみの移動作業で行い、線量が下がり、人体に影響を与える数値ではなくなったように思われます。

その後、汚染水と原子力の循環冷却の説明を受けました。その後、国の基準値になっている汚染水を循環した処理水を海洋放出と考えておりますけれども、地元漁業者に十分の理解をいただくことが必要であると思えます。そのためにも、新たな風評被害を発生させないために、国のレベルだけではなく、国際レベルの基準値であることを証明してもらうことが必要であると痛感させられる研修会でありました。

以上で令和4年第3回伊達地方消防組合臨時議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について、12番浅野富男君。

12番（浅野富男君） 病院組合議会について報告いたします。

令和4年第4回公立藤田病院組合議会臨時会は、令和4年12月23日午後2時30分より、同病院会議室において開催されました。東海林、松浦、村上議員とともに出席をいたしました。

会議は、会議録署名議員の指名、桑折町において補欠選挙が実施されたことから議会構成が改められ、議席の指定が行われました。この後、会期を1日と決定、また、副議長が失職により空席となったことから、選挙第2号として副議長の選挙が行われました。選挙は、議長による指名推選により、桑折町選出の原賢志議員が当選となりました。

続いて、議案第9号、公立藤田病院組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、地方公務員法の定年の引上げと同法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、公立藤田病院組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。昨年10月5日に行われた福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の給料月額と諸手当の額を改定するため、所要の改正を行うものです。

議案第11号、令和4年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第2号）は、既決の収入、支出予定額66億4177万9000円に、収入予定額8886万1000円を増額とし、支出補正予定額も同額補正、収益的収入並びに支出総額を67億3064万円とするものであります。

収入財源は、コロナ患者受入れに伴う病床確保支援補助金です。

支出のうち給与費は、人事院勧告に基づく給料並びに手当等の増加分です。また、材料費は、整形外科、歯科口腔外科などの手術件数の増加など、医療消耗品での増加があります。ほかにも燃料費の高騰や電気料金の値上がりなどで経費分が増額となっております。

以上が提案された議案ですが、これらは全て可決されました。

なお、詳しくはお手許に配付の議案書の写しをご覧願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、13番八島博正君。

13番（八島博正君） 令和4年12月26日午前10時より、令和4年度第4回伊達地方衛生処理組合臨時議会が開催され、浅野議員とともに出席しましたので、私からその報告をいたします。

今回の臨時会に提案された議案は、条例改正2件、補正予算3件の計5件であります。

まず、条例改正の議案第16号は、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。続きまして、議案第17号の条例改正は、伊達地方衛生処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であり、この2件は、福島県人事委員会勧告に準じて、若年層の給料月額及び特別給の改正を行うものであります。

この2件とも、国見町12月議会で審議されました議案と同等であり、2件とも全会一致、賛成で可決決定しております。

続きまして、議案第18号、令和4年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算それぞれから110万2000円を減額し、予算総額を5585万3000円とするものであります。

次に、議案第19号、令和4年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算それぞれから55万4000円を減額し、予算総額を3億4574万9000円とするものであります。

次に、議案第20号、令和4年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算それぞれから33万3000円を減額し、予算総額を7億6621万円とするものであります。

この3件の補正予算の補正した理由は、それぞれ給与改定による人件費の増額になる一方、事業費確定による不用残見込額を減額するもので、3件とも原案どおり可決決定されました。

なお、詳しくは配付しました資料をご覧ください。

以上で報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

去る令和5年2月21日、福島地方水道用水供給企業団議会定例議会が開催されました。

提出された議案は、議案第1号、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第2号、令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算、議案第3号、福島地方水道用水供給企業団条例を左横書きとする条例制定の件、議案第4号、福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例及び福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件、議案第5号、福島地方水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の

一部を改正する条例制定の件の5件でありました。

いずれも原案どおり可決、承認されました。

詳細につきましては、配付してあります議案の写しをご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情4件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第31号は産業建設常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第1号～同意第1号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第33、同意第1号までの報告1件、同意1件及び議案31件を一括上程いたします。

なお、この33件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第20号及び同意第1号までの22件については、7日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第21号から議案第31号までの各新年度予算については、最終日の16日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第1回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

本定例会には、報告1件、条例制定や改正などの一般議案13件、補正予算の議案7件、当初予算の議案11件、同意1件の計33件の当面する緊急で重要な議案を提出しました。

それでは、令和5年度の施政方針とその所信の一端を申し上げます。

昨年4月1日に、国見町は過疎の指定の町となりました。これを受けて、第6次総合計画を基本に過疎地域持続的発展計画を策定し、昨年の9月定例会で議決いただきました。これらの計画に基づき、引き続き人口減少時代の中での大胆かつ繊細な政策の実現に取り組むこととします。

現状の再認識と課題の整理を行い、公共の福祉の向上はもとより、公共施設等総合管理計画に基づくインフラの最適化も考えながら、町の行政運営の根本「命を大切に誰もが幸せに暮らすまち くにみ」、これを基本理念に、まちづくりの6つの目標の課題解決に挑戦することとします。

1つ目は、「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」です。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ変更されることから、ワクチン接種も新たなフェーズに移行しますが、引き続き医療機関との連携を維持するとともに、健康づくりの中核である公立藤田総合病院の安定した経営継続についても管理者町としての役割強化を図り、町民の健康維持・増進に向けた対策に取り組むこととします。

さらに、併せて運動と健診の体制も強化することとします。

2つ目は、「命を守る。安全・安心、優しい国見町」です。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく12年です。この間、町民のたゆまぬ努力、国・県など関係機関の協力、支援、そして町議会の理解で、町の復旧・復興・再生は他の自治体よりも格段に進みましたが、令和3年、令和4年と連続して震度6強の地震が発生したことから、災害が常態化することも念頭に、防災計画と受援計画を具現化した防災体制の強化を図るため、住民防災課内に危機管理係を創設することとします。

また、公助としての機能確保はもとより、共助・自助意識の一層の醸成の取り組みや指定避難所の維持管理やコンパクト化を進めることとします。

さらに、危険な道路や水路などは監視体制を強化し、早期の舗装や改良を行うこととし、また、観月台公園やあつかし千年公園の維持管理、藤田駅前の再整備、地域公共交通の充実のために住民防災課内に生活交通係を創設、そして、脱炭素社会に向けた取組の推進など、SDGsの理念を踏まえながら、誰も取りこぼさない、全ての人たちに寄り添った優しいまちづくりにも取り組みます。

3つ目は、「子育て、人づくり、教育環境の再構築。未来へつなげる国見町」です。

国見町の未来を託す子どもたちのための子育て支援は、引き続き保護者のニーズを把握しながら、保護者には安全・安心を、子どもたちには毎日が楽しく生き生きとした日々を過ごせるよう、保育所や幼稚園などの運営、さらには各種の支援事業を展開していくこととします。

また、国見に暮らす子どもたち、そして、これから国見で学ぶ子どもたちに必要な教育環境をつくるための「くにみ学園基本計画」の策定を進めます。

さらに、若者の定住促進と奨学金返還の支援補助、学校給食の完全無償化、ICT教育の拡充、いじめや障がいを持つ児童生徒の支援、不登校児童生徒のための教育支援センターの充実、ヤングケアラー対策、地域学校協働本部と連携した地域に根差した教育、部活動地域移行の推進を図ります。

併せて、開館から29年となる観月台文化センターの改修、体育施設の維持管理や統廃合、受益者負担の在り方なども検討することとします。

4つ目は、「恵まれた資源の再確認。そして活かす国見町」です。

国見町は農業が基幹産業ですから、そのプラットフォームを安定させることが必須です。このため、JAふくしま未来と伊達果実の2つの農協、県や大学の知恵を借りながら、さらに連携を強化して、引き続きくにみ農業ビジネス訓練所での研修に加え、地域おこし協力隊制度を活用した農業後継者の育成を加速します。

また、様々な機関との連携を図り、加工施設の有効な活用による6次化事業の支援

と併せ、農業従事者の減少を補うためのスマート農業の具現化に向けた対応を図ります。

さらに、町の農産物のPRによる風評被害の払拭の継続はもとより、産品交流から始まる交流人口の増加の取組や意欲のある小規模な商工業者の移住・定住を中心に、農商工連携による企業支援や開発支援も引き続き行います。

5つ目は、「町民・町・議会の新しい連携。相互理解と共感の国見町」です。

町内各層の団体との直接対話によるタウンミーティングを引き続き開催し、草の根からの意見を踏まえた政策の立案と事業の展開を図ります。

また、財源確保の一つとして、ふるさと納税事業をより一層充実させ、産品だけではなく、町の魅力を発信できる返礼品の拡充、自治体版コーポレートアイデンティティ事業での町のブランドイメージの確立と町の魅力発信事業の拡充を目指します。

さらに、町職員の課題解決能力や資質を向上させる研修の実施など、次代を担う職員育成と意識改革も強化することとします。

6つ目は、「未来への持続。町として生きる国見町」です。

昨年4月に過疎の指定を受けた国見町は、この指定を逆手に取って新たな施策の実行を図るため、企画調整課内に過疎対策係を創設し、過疎地域持続的発展計画に基づき、合併はしなくとも自律できるまちづくりのための施策を実践していきます。

また、空き家の利活用を進め、子育て世代や就農を目指す若者の移住促進と、二地域居住や交流人口の拡大を視野に、新たな価値につなげる取組を推進します。

さらに、ふくしま田園中枢都市圏での相互補完による資源の有効活用、受益者負担の適正化の議論を進めます。

加えて、地方創生事業を深化させ、官民連携コンソーシアムによる新産業の創造を進めることとします。

なお、現下の経済と財政状況、世情を勘案して、町長、副町長、そして教育長の給与を15%から5%の間でそれぞれ減額する条例案を本定例会に提出しました。

以上、令和5年度の施政方針の所信の一端とします。

それでは、令和5年度一般会計当初予算の概要について申し上げます。

国見町の新年度予算は、新型コロナウイルス感染症を克服し、第6次国見町総合計画に掲げた「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」、これの基本理念の下、まちづくりの6つの目標の具現化に向け、国・県の補助事業などを十分に調査・研究し、編成しました。

また、厳しい状況にあっても積極果敢に「暮らし・つながる予算」として、総額は、過疎対策分、地方創生分を含め59億円としました。

歳入は、原発災害対策事業補助金の減少はあるものの、税収の増、地方交付税の増、基金繰入金の増、そして、過疎債を含む町債などの増を見込みました。

一方、歳出は、第6次国見町総合計画の実現に向けた政策に重点配分するなど、まちづくりの6つの目標の早期達成のための経費、これを計上しました。

1つ目は、「健やかに暮らせるまちづくり」予算です。

引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するとともに、町民の健康づくりのための集団健診、運動教室や減塩料理教室の開催、介護予防対策としての生きがいデイサービス、いきいきサロン、通いの場、そして、高齢者の居場所づくりなどの事業、集団健診事業の拡充や障害者自立支援事業などの経費を計上しました。

2つ目は、「安全・安心な優しいまちづくり」予算です。

地域公共交通の抜本的な見直し、国道4号拡幅に関連する町道改良工事や町道4号の改良、藤田駅前整備の具体化、観月台公園のリニューアルの検討、憩いの空間であるあつかし千年公園などの利活用、防災対策、防災行政無線システムの更新、脱炭素社会実現へ向けたSDGs事業の推進、自治協議会事業、ふくしま森林再生事業などの経費を計上しました。

3つ目は、「未来につながるまちづくり」予算です。

引き続き、すくすくももさぼ祝金の支給を継続し、併せて妊娠時の給付金の新設、保育所、幼稚園、子どもクラブへの管理システム導入による安全確保の推進、くにみ学園基本構想を具体化するための基本計画の策定、給食費完全無償化の継続、ICT教育推進事業、教育支援センター事業、放課後塾ハルや地域学校協働本部事業などの地域と連携した教育の推進、若者の定住促進を図る奨学金返還支援事業新設などの経費を計上しました。

また、観月台文化センター体育館解体工事の継続費分のほか、開館から29年が経過する観月台文化センターの大幅な一部改修の経費、これも計上しました。

4つ目は、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」予算です。

国見町の基幹産業の農業を持続・発展させるための農業経営基盤強化促進事業の継続のほか、新規就農に向けた新規就農者育成総合対策事業や農業分野への地域おこし協力隊制度の活用、くにみ農業ビジネス訓練所事業、農産物PR事業、農商工連携事業、まちなかインキュベーション事業、そして、町単独の新たな補助事業の創設などの経費を計上しました。

5つ目は、「相互理解と共感のあるまちづくり」予算です。

タウンミーティングの継続実施や広報くにみの発行、LINEによるプッシュ型の情報発信などの広報広聴事業の拡充、ふるさと納税事業の一層の推進、自治体版コーポレートアイデンティティ戦略、コンビニ交付事業、自治体DXに向けた電子決裁の導入や公共施設予約システム構築事業などの経費を計上しました。

6つ目は、「町として生きるまちづくり」予算です。

地域おこし協力隊活動事業の拡充とインターン制度の新たな導入、官民共創コンソーシアムの一層の拡充、交流人口・関係人口・応援人口の増加を図るための地域プロモーション事業、義経まつり、ビッグツリー事業、そして、その延長にある移住・定住者、起業者、新規就業者への支援事業の拡大、さらに、まちなかインキュベーション事業、東京ふるさと国見会の活性化などの経費を計上しました。

次に、令和4年12月第5回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、福島県沖地震の対応について申し上げます。

罹災・被災調査は終了し、被害は、住家では、半壊以上が204棟、半壊未満が1,066棟、合計1,270棟となっています。非住家では、半壊以上が179棟となっています。

公費解体事業の申請は、非住家を含め177件で、解体工事と費用償還を随時進めています。

住宅応急修理事業は691件の申請があり、修理は今年15日までの期限となっています。

町罹災救助給付金は、半壊以上の住家被害を受けた207世帯に見舞金を交付し、併せて被災者生活再建支援法に基づく支援金の交付申請を順次進めています。また、町に対して日本赤十字社から義援金が交付されたことから、被災者へ交付する手続を行いました。

さらに、被害を受けた公共施設は大部分は復旧を終え、施工中の施設についても、年度内完了に向け、それぞれ工事を進めています。

次に、「健やかに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。

町では、引き続きオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種を進めています。2月には、集団接種を公立藤田総合病院での個別接種に切り替えるとともに、乳幼児、小児の接種についても、桑折町と共同で公立藤田総合病院での接種を実施しています。

次に、運動教室についてです。

現在、平日の昼と夜に実施している有酸素運動や筋力トレーニングを組み合わせた運動教室に加えて、新たにファイティングエクササイズも実施しています。いずれの運動教室も体成分分析装置インボディを活用し、運動効果による筋肉量や体脂肪の増減、栄養状態などを検証し、参加者の健康づくりに役立てています。

次に、各種計画の策定についてです。

第10次国見町高齢者福祉計画・第9期国見町介護保険事業計画及び第8次国見町障がい者福祉計画の改定に向けたアンケートを実施しています。

次に、電力高騰、物価上昇対策についてです。

電力・ガス・食料等価格高騰緊急支援給付金、国見町低所得者生活支援特別給付金、そして、くにみ子育て世帯応援給付金は、町の独自対策分も含め、全ての申請者への給付が完了しています。

2つ目、「安全・安心な優しいまちづくり」について申し上げます。

まず、トルコ・シリア地震支援金についてです。

日本赤十字社と国見町社会福祉協議会とが連携し、町内4か所に募金箱を設置しています。募金の受付期間は5月26日までです。

次に、消防活動についてです。

国見町消防団は、1月8日には出初め式を、1月29日には文化財防火デーに合わ

せた放水訓練を町内5か所で実施しました。

次に、防犯・交通安全事業についてです。

年末年始の慌ただしい時期の事件事故防止を呼びかける県民総ぐるみ運動を展開するとともに、1月5日には桑折区交通安全協議会が交通安全祈願祭を行い、事故のない1年を祈願しました。

次に、地域防災力向上事業高規格救急自動車研究開発等事業についてです。

1月30日と31日に、伊達消防本部でヒアリング調査を実施しました。現場の意見を反映した、隊員への負担の少ない高規格救急車の研究開発を進めています。

なお、数次にわたる新聞報道でご心配をおかけしましたが、報道内容は相手側の一方的な解釈に基づくもので、国見町は、内閣府が構築した手順、また、地方自治法、国見町財務規則などの法令法規に従って、適正な事務処理と事務執行を行っていますので、ご懸念には及びません。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

県が実施している滝川、滑川築堤と、これに伴う町道橋架け替えの河川改修工事は順調に進み、町道橋は今年度末に、取付け道路は令和5年度中に、そして、堤防全体は令和6年度中に完了する見込みとの報告を受けています。

次に、汚染状況重点調査地域の解除についてです。

町全域の放射能の平均的な空間線量率が0.23マイクロシーベルト・パー・アワー未満となったことから、環境大臣から照会があった汚染状況重点調査地域の指定解除に同意しました。今月末に指定解除となる見込みです。

次に、除染対策事業・仮置場原状回復工事についてです。

原状回復工事は順調に進み、今月末には、町内全ての仮置場の返地が完了する予定です。

3つ目、「未来につながるまちづくり」について申し上げます。

まず、すくすくももさぼ祝金についてです。

12月以降、新たに男児3件に支給し、現時点での支給総数は16件です。

次に、未就学児の体力向上事業についてです。

12月16日と1月18日に福島ユナイテッドFCの選手によるキッズサッカー教室、また、1月30日と2月13日には郡山女子大学の柴田准教授による運動教室を開催しました。

次に、子ども・子育て支援推進協議会についてです。

2月21日に会議を開催し、第2期子ども・子育て支援事業計画の内容などについて協議しました。

次に、くにみ学園構想の策定についてです。

くにみ学園基本構想(案)は、2月1日から16日までパブリックコメントを実施しました。2月21日には、くにみ学園基本構想策定委員会が開催され、中間報告としてまとめられ、今後も継続して理解の醸成を図ることとされました。

次に、教育支援センターについてです。

6月に試行し、週2日、56日開設し、延べ126人の児童生徒が利用しました。次年度は週5日に拡大し、学校へ登校することが難しい児童生徒の居場所となるよう支援していくこととします。

次に、部活動の地域移行についてです。

2月17日に部活動地域移行検討会を開催しました。休日の運動部の部活動が地域の各種競技団体の中で活動ができるよう、今後も検討を進めていきます。

次に、はたちの成人の集いについてです。

成人年齢の引下げに伴い、名称を変更して開催し、該当者71人が式典と記念レセプションに参加しました。

次に、くのみ観月台カレッジについてです。

12月に発表会を開催し、学習の成果を発表しました。受講生は、2月に次年度の取り組みを話し合い、今年度の事業を終了しました。

次に、文化事業についてです。

4年ぶりに開催した町長杯新春囲碁将棋大会には28人が参加し、熱戦を繰り広げました。

また、観月台クラシックスでは、12月に仙台フィルハーモニー管弦楽団メンバーのクリスマスコンサート、2月に古部賢一オーボエ・リサイタルを開催し、多くの方がクラシック音楽を鑑賞しました。今月21日には、観月台寄席、古典落語を予定しています。

次に、社会体育事業についてです。

冬期間の体力向上のため、こどもスキー教室を開催し、小中学生13人がウインタースポーツを楽しみました。

また、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた検討委員会を開催し、マスタープランや設立準備委員会設置要綱などを検討しています。

次に、歴史まちづくり事業についてです。

10月31日付で貝田地区の松田家住宅が国登録有形文化財に登録されたため、12月21日に所有者へ登録証の伝達を行いました。

4つ目、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」について申し上げます。

まず、令和5年産米の作付についてです。

1月26日、福島県から示された生産数量の目安に基づき、各生産者に生産目標数量を一律配分しました。

次に、国見ライスセンターの復旧についてです。

1月27日、JAふくしま未来から、昨年の福島県沖地震で被災した国見ライスセンターの復旧費用の支援に関する要請書が提出され、町はこれを受理し、令和5年度当初予算に計上しました。

次に、新規就農者の確保についてです。

今年度のくのみ農業ビジネス訓練所長期研修生4人のうち2人が、4月から国見町で就農する予定です。

また、現時点での令和5年度長期研修生の申込みは5人です。

さらに、1月14日、首都圏で開催された新規就農者向けの大規模な農業人フェアに参加し、来場した人たちに国見町の農業支援策をPRしました。

次に、農家の労働力確保についてです。

2月7日、繁忙期の労働力不足を解消するため、農業求人サイトの利用促進に向けた研修会を開催しました。

次に、農地等利用最適化推進施策の意見書についてです。

12月16日、農業委員会から農業施設の改善に関する意見書が提出され、町はこれを受理し、令和5年度当初予算に計上しました。

次に、木育の推進についてです。

1月15日、木と触れ合い、木に学び、木と生きることの大切さを身近に感じてもらふ木育事業として、木工技術を学ぶ大人向けのDIY教室と親子向けの木工セミナーをそれぞれ開催しました。

次に、有害鳥獣対策についてです。

1月22日、鳥獣対策の知見を持つ専門家を講師に招き、侵入防止柵を設置している町内会を対象に、鳥獣被害防止対策研修会を開催しました。また、2月21日には、サル的大型捕獲檻を小坂地内に設置しました。

次に、豚熱の感染確認についてです。

1月19日、豚熱に感染したイノシシが町内で初めて確認されましたが、町内の養豚場では既にワクチン接種が完了しているため問題はないとの県の見解が伝えられています。

次に、あんぼ柿についてです。

12月6日、あんぼ柿発祥100周年を記念した式典が開催され、町内から多数の関係者が出席しました。また、12月15日には、伊達地域農業振興協議会が主催する、あんぼ柿トップセールスを東京都内で実施し、市場関係者に希望価格での買入れを申し入れました。

さらに、1月31日には、内堀福島県知事や数又JAふくしま未来組合長とともに首相官邸を訪問し、岸田首相にあんぼ柿のPRを行いました。同日には、伊達のだんご柿が地理的表示保護制度のGI認証を農林水産大臣から受けています。

なお、あんぼ柿の放射能検査は順調に進み、今年度は3月14日に終了予定です。

次に、農産物のPR販売についてです。

1月21日、道の駅国見あつかしの郷で、あつかし農友会と国見キラキラ収穫隊が合同で冬マルシェ2023を開催し、新規就農者たちが丹精込めて生産した新鮮な野菜などを対面販売をしました。

次に、プレミアム商品券についてです。

昨年12月に販売を開始し、販売率は85.5%でした。

地元店の利用促進を図るため実施したスタンプキャンペーンの利用実績は、現在、商工会で集計中です。

次に、国見町中小企業・小規模企業振興条例についてです。

1月28日、条例制定に向けた機運醸成を図るため、商工業者を対象に経営を元気にする講演会と意見交換会を開催し、活発な意見が出されています。

なお、本定例会に条例制定の議案を提出しています。

次に、国見まちづくり株式会社からの要望についてです。

1月6日、国見まちづくり株式会社から、道の駅国見あつかしの郷の運営について、利用者の一層の安全・安心と利便性の向上を図るための要望書が提出され、これを受理しました。

5つ目、「相互理解と共感のあるまちづくり」について申し上げます。

まず、庁内DXの促進についてです。

現在、紙決裁で行っている財務、庶務、文書事務について、紙使用量を減らし環境負荷を抑えるため、4月1日より、原則全ての決裁を電子決裁に移行する準備を進めています。

次に、所得申告相談について申し上げます。

令和4年分所得税と令和5年度町県民税の申告相談は、3月15日まで観月台文化センターで受け付けています。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

1月末日現在で、町から本人に交付したカードは5,591枚で、交付率は66.6%です。引き続き月1回の日曜臨時窓口を開設するとともに、マイナポイントの啓発を含め、普及を進めます。

次に、住民監査請求についてです。

町の事業に対して住民監査請求があったこと、また、そのことの報道がありました。監査請求自体は不本意なことですが、弁護士とも協議しながら対応していくこととします。

最後に、「町として生きるまちづくり」について申し上げます。

まず、総合計画管理事業についてです。

2月20日、第6次総合計画の実施計画となる令和5年度当初予算の概要を総合計画審議会でも説明し、確認を受けています。併せて、くにみ学園基本構想案の策定について説明を行い、意見を徴しています。

次に、あつかし山ビッグツリーについてです。

12月18日、冬の風物詩として30回目を迎えたあつかし山ビッグツリーの点灯式が、実行委員会主催で道の駅国見あつかしの郷で行われました。当日は、商工会青年部が子どもたちにクリスマスプレゼントを贈りました。

次に、地域おこし協力隊事業についてです。

12月16日から18日まで、農園の写真展が藤田駅前アカリで開催され、多くの来場者でにぎわいました。

また、公営塾、放課後塾ハルの活動では、1月に中学生部門担当に早坂恭一さんを新たに加え、充実を図りました。

次に、地方創生推進事業についてです。

町の総合ブランド力の向上のために、国見版コーポレートアイデンティティの検討委員会を2月までに2回開催しました。また、同時に各世代からのヒアリングを実施し、様々な意見を聴取し、取りまとめることとしています。

それでは、本定例会に提案した各議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号「その他の債権の放棄について」は、条例の規定に基づき、議会に報告するものです。

議案第1号「国見町個人情報保護法施行条例」、議案第2号「改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、個人情報保護法の改正に伴い、関係する条例の制定と一部改正を行うものです。

議案第3号「国見町長等の給与の特例に関する条例」は、町長、副町長、教育長の給与の額について、県に準拠し引き下げるものです。

議案第4号「国見町チャレンジオフィス条例」は、旧大坂住宅の利活用に必要な事項を新たに定めるものです。

議案第5号「国見町中小企業・小規模企業振興条例」は、中小企業・小規模企業の振興を図るため、新たに定めるものです。

議案第6号「国見町教育支援委員会条例」は、特別な配慮が必要な子どもの就学を支援するため、新たに定めるものです。

議案第7号「国見町監査委員条例の一部を改正する条例」から、議案第13号「国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」までの議案は、根拠法令などの改正に伴う条例改正、または、現状に則した改正を行うものです。

議案第14号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第20号「令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案は、いずれも実績を踏まえた予算の整理が主なものです。

なお、一般会計はじめ各特別会計は、いずれも黒字となる見込みです。

議案第21号「令和5年度国見町一般会計予算」は、予算の概要で申し上げたとおりです。

議案第22号「令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から、議案第31号「令和5年度国見町下水道事業会計予算」までの議案は、それぞれの設置目的による事務事業を推進するため、一般会計の予算編成方針に準じて、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化などを念頭に、一層の経費節減と効率化を図ることを旨として、所要の経費を計上しました。

また、特別会計のうち、管理会や審議会、運営協議会が設置されているものは、補正予算も含め、それぞれに同意を得ています。

次に、同意第1号「国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」は、令和5年5月5日の任期満了に伴い、中野一雄さんほか6人を選任したいため、議会の同意を求めるものです。

以上、本定例会に提出した各議案について、一括して提案理由の趣旨を申し上げます

したが、各議案の内容、係数等については、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかな議決を賜るようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民防災課長から報告を求めます。住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、ご報告申し上げます。

去る2月16日、桑折町役場会議室におきまして、令和5年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出された案件は1件、議案第1号、令和5年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1984万8000円と定めるものです。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1709万6000円であります。そのうち国見町分は、負担率28.2%、金額にしまして482万1000円となるものです。

歳出の主なものは、火葬場施設における需用費の809万6000円と、委託料の948万円です。需用費の内訳は、燃料費の329万6000円、電気料の96万3000円、そして、修繕料の336万2000円などがあります。

なお、令和5年度の主な修繕につきましては、火葬炉のセラミックの貼り替えということで予定しております。

また、委託料の内訳につきましては、火葬場業務の委託料が754万9000円などとなっております。

以上、提出された議案1件は、原案どおり可決されております。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをご覧ください。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、午前11時40分より総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前 11 時 28 分)

第 2 目

令和5年第1回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月3日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学 校 教 育 課 長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） それでは初めに、2月6日にトルコとシリアの広い範囲で発生した大地震で甚大な被害が発生し、この地震により多くの方々が亡くなりました。ご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方にも心よりお見舞い申し上げます。当町も一昨年、昨年と続けて大きな地震が発生し、今でも被災されている方々にも心よりお見舞い申し上げます。

それでは、さきに通告した件について質問します。

昨年6月の定例会で、くにみ学園構想が初めて公表されました。その内容は、保育所と幼稚園、小学校、中学校、給食センターなどを一体とする構想であります。その後、昨年12月の定例会で、基本構想の約8割程度まで議論が進んだとの報告を受けました。議会には約半年間にわたり報告がありませんでした。その後やっと、くにみ学園構想の素案が議員懇談会で12月と1月、2月の3回、報告を受けました。町民の皆さんにもやっと中間報告が1月13日に行われました。出席者は観月台文化センターとライブ参加で約70人が参加したとのことであります。

これらの報告によると、令和9年度に町有地に保育所、幼稚園を一体とした認定こども園、さらに小学校、中学校と給食センターを一体とした一貫校、くにみ学園をつくりたいという提案であります。

また、これとは別に、1月28日に国見町の経営者を対象とした講演会が国見町と商工会の主催で行われました。そこでの要点は、井勘定では会社の経営が見えないと、経営の基本は数字だということでありました。

これらも踏まえて、再度、質問したいと思います。

1番として、昨年6月の定例会で、認定こども園はくにみ学園構想の計画の中を含めて検討という答弁がありました。町では令和3年6月の定例会で、浅野議員の一般質問でも丁寧に認定こども園の必要性を答弁しております。再度、認定こども園をどのように検討したか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園の整備の検討は、令和3年度当初から整備に向けて先進地の情報収集などを行い、10月に副町長ほか関係各課の職員による第1回庁内検討委員会を開催し、現状分析、認定こども園の規模や建設場所の検討をしました。その後11月に川内村認定こども園かわうち保育園、平田村ひらたこども園の視察を行いました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 大分いろいろ検討されたようなんですけれども、保育所、幼稚園の統合、いわゆる認定こども園の組織はどのように検討したのか。また、開園予定の変更も我々には報告せずに、6月に一貫校としたいきさつについて伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 認定こども園の検討につきましては、この段階におきましては先進地の情報収集ということにとどめてあります。その後、令和4年の6月の議会におきまして一貫校となるということになりましたので、この間の議論については行っていないのが現状であります。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、もう一点なんですけれども、認定こども園を先ほどいろいろお話しされましたから、こども園の場所、それから人員規模、それはどのように検討したか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 場所、人員につきましても、その際に今後検討ということに進めておりましたので、具体的にはその段階ではまだ情報収集にとどまっているという状況であります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それでは、2番に入りたいと思います。

構想では、一貫校とした場合、令和9年の開校時に総数509人とした根拠、それから最大受入れ数781人にした根拠と、保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれの児童数を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

令和4年4月1日現在の0歳から10歳までの実人数と、令和4年度母子手帳発行数から推計しています。具体的には、開校時9年生になる平成24年度生まれの子どもの実数から、5歳児になる令和3年度生まれの子どもの実数を基にしております。令和4年度以降は推計としています。

以上のことから、令和9年の開校時総定数として、認定こども園の0歳から5歳までの園児は150人、現在の小学校に当たる義務教育学校の前期課程は218人、中学校に当たる後期課程は141人、合計509人としています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで509名ということなんですけれども、先ほど最大781名ということについては枠が200ほどあるんですけれども、それはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 計画学級数についてのご質問と思います。計画学級数合計781名につきましては、今お話ししました開校時想定数から、まず学級数、クラス数を算出しております。このクラス数の最大定員が出ますので、その最大定員数について合計した人数となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今お話ししたように、保育所の人数については0歳から3歳児、これはほとんどおうちで育てる方もあるんで、本当に人数的にはつかみにくいと思えますけれども、3歳から5歳の人数は、令和3年度193名に対して令和4年度は144名と約1年間で74.6%、49名近く減っているのが実態です。そういう計算をしますと、計画によりますと、令和8年度、未満児の数は保育所が75名、幼稚園が75名で150名ということで、今現時点でもう下回っているという状態です。小学校、中学校についても同様で、令和3年度、令和4年度に対しても減少しているということでもあります。

それで、0歳から15歳まで、中学生まで、それについて私も計算したところ、約1年間で約1割程度減少しているというふうに私は検証しております。この数字は、ここにも書かれているように、くにみ学園構想の案を私も引用してつくった数字ですので、それらについてどのように検証したか、もう一回伺わせていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

義務教育学校の部分につきましては、今答弁しましたとおり、現在の実人数で算出しております。認定こども園の部分につきましては、令和2年以降コロナの影響から、全国的にも出生数、出生率は減少しております。国見町も同じ状況です。今後5類への見直しもありますので、出生数の回復を見込んでおります。

また、現在の保育所は0歳から2歳児、幼稚園が3歳から5歳児になりますが、保育所へは行かず幼稚園から入る子どもも実際にはおりますので、このことを踏まえて推計したものでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最初に言ったように、保育所の0歳から3歳までの子ども数は未知数だとは言いませんけれども、大分変わるなということとは私も承知しております。

それで、報道では、子どもの産まれる人数、これは全国で戦後最低の100万人程度だと去年は言われていたんですけども、この間の2月1日の新聞では、本年度の子どもの産まれる数は全国で80万人を切っていると。79万人ちょっとだという報道もありますが、だんだんこういうふうには減っているのに、今は何か増えそうだなというようなニュアンスの答えがあったんですけども、その辺は今後どのように反映していくのか、ちょっとお知らせいただきたい。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 今後の子どもの数なんですけれども、今山崎議員がお質しのおとおり、減少傾向にあるのは事実であります。このこども園の整備に関しましては、ある程度の規模でのクラスの計画ということを考えておりますので、その辺を見込みまして、こども園のほうだけで150人ということで今のところ予定して、整備を進めることを考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、3番目に入りたいと思います。

現在の各地区からのスクールバスの台数、それから保育所、幼稚園、国見小学校に通園、通学している人、児童数を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

現在、国見小学校の通学に使用するスクールバスは6台で、バスを利用している児童は97人です。各地区バスの台数でございますが、小坂地区1台、森江野地区2台、大木戸地区2台、大枝地区1台でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 結果的に6台で97人がバスで行っていますよというお答えでしたけれども、国見小学校、国見町の世帯数の約6割が藤田地区なんです。この人たちは歩いているわけです、昔の藤田小学校の人たちは。この町内会というのは64町内会が国見町にあって、36、半分以上が藤田地区にいるわけです。12月と1月の2回の説明では、候補地、上野台、県北中学校が有力であるなど私は聞いております。

しかし、スクールバスの問題だけにしても、各地区が、今言ったようにそれぞれあるんですけども、藤田地区は何台のスクールバスが、今後そのように上野台、県北中学校に行ったとすればなるのか、検討したのか、お答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

建設候補地につきましては、今後基本計画の中で検討していくこととしております。場所が決まって、その後通学方法についての検討も出てくることと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君）　ということは、まだ場所が分からないから、バスの台数も分からないと受け止めていいですね。

では、4番に行きます。

平成24年に、ご存じのように小坂、大木戸、森江野、大枝、あと藤田小学校を統廃合して現在の国見小学校になりました。当時の小学生の数は全部で483名でした。現在は273名で、10年間で実に43%の210名が減少しているんです。これは全国より大幅に減少している。この結果について、町はどのようにこれに反映しているか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君）　学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君）　お答えします。

平成27年の人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略、第6次総合計画においては国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を使用しております。自然動態は平成23年以降は死亡数が出生数の倍となり、自然減が加速しています。また、社会動態は転出者が転入者を上回る社会減の状態にあり、過去9年間で632人減少しており、ほとんどが生産年齢人口であるため、人口減少と少子化が進んでいます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君）　山崎健吉君。

5番（山崎健吉君）　では、5番に入りますけれども、教育委員会で毎月定例会を行っているようです。その結果はインターネットに掲載されておりますので、それを見ますと、教育委員の中でも、令和10年度には小学校、中学校でも単学級になるという意見、それから保育所、幼稚園については令和8年には60人規模になるという報告があります。これらを踏まえての児童数の推移とは思いますが、どのように精査するのか、再度お答え願います。

議長（東海林一樹君）　教育次長。

教育次長（東海林八重子君）　お答えします。

昨年5月開催の定例教育委員会で、くにみ学園構想の策定に向けて協議しました。その中で、令和8年度に幼稚園児が60人となり、その子たちが小学校に入学するときは単学級となるという説明をしています。これは令和元年度当時の実データからの推計で、令和10年に幼稚園児が小学校に入学するとき1、2年生が単学級になると見込んでいますが、小中学校の学年全てが単学級になるわけではありません。繰り返しますが、令和元年当時のデータからの推計です。5月の教育委員会時の推計と今回の基本構想での推計とは基準が異なります。

なお、学級数につきましては必要教室数を見込んでおります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君）　山崎健吉君。

5番（山崎健吉君）　今の3についてはそういうことだということは理解しますけれども、一般的に1歳の子は次の年2歳になるわけですから、そして、同じ幼稚園に進む、保育園に進むというパターンだと思うんですけれども、小中も同じなんですけれども、それ

を私なりに人数の推計をしたんです。そうすると、町が開園と計画している令和9年の保育所、幼稚園、これも教育委員が先ほど、ちょっと月日が違うよというデータはあったんですけども、それによると、やはり保育所、幼稚園の60人程度、これらが同じかと思うんですけども、その辺は教育長の見解としてはどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

子どもの数が減っていくというところについては、山崎議員が先ほど来お話しをしておいで、そこはトレンドとして、流れとしては間違いのないことだと思っています。ただ、一つ考えなければならないのは、学校、これは幼稚園とかも同じですけども、学級とかクラスという子どもたちを育ていく枠の部分になりますけれども、例えば学校に上がる時のクラスの数、これについては今現在、国では40人学級ということを基本的な考え方としています。それが昨年、35人学級にだんだんと減らしていこうという方針が出ていますので、年度ごとに35人学級に、小学校についてはなっていくと考えられます。

これに加えて、福島県については1年生、2年生の部分については30人学級で編成をする対応をしています。国の基準よりもさらに少人数学級での教育を考えるということで、福島県がその配置をしています。

そういうことで考えていくと、30人の人数であれば1学級ですけども、31人になれば2学級が必要になってくることになりますので、この部分については、先ほど来60人ということでの話がありますが、あくまでも推計の値です。この60人の部分も、途中で転入されるお子さんが1人、2人出てくれば、先ほどの30人学級で言うと、もしかすると2学級、3学級というようなことも出てくることになりますので、その推計について、私どもはそのことも含めて、令和9年度の想定として今回出させてもらっているところです。

なので、より以上に見込んだりということではなくて、必要な学級数を今回見込んで、基本構想の中では議論をさせてもらっているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も30人学級というのを当然想定していたんですけども、それで、先ほど小学校も令和3年、令和4年については減少していますねと。そのときの、開校時の小学生は218人だと、中学生は141人だとしているんですけども、例えば令和10年度には、先ほど教育委員の話している小学校、中学校、これは単学級だという話がありました。それを30と我々が計算したところによりますと、小学校は6年ですから6学級、中学校は3年までですから3学級としますと、例えば30掛ける9で270人程度かなと。大枠ですよ。私もこれはそう思っていました。だから、先ほど言った教育委員がそういうことでお話ししているのは、私とすれば納得い

く数字かなと思って解釈しておりました。

それから、これは福島県の発表で、10年後の令和14年、25%に減少するだろうという報告があったんです。最近というか二、三日前には、10年ではなくて、もう11年だと。11年も早く79万人になるというような報道があったのは皆さんご存じのとおりです。

これらを踏まえまして、この数字を再度、本当にこの509人で進んでいいのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

議員お質しの1クラスで小学校が間に合う、中学校が間に合うという説明については、ちょっと理解をしかねるところがあります。というのは、それが全然間違っているよというところではなくて、今現在いる子どもたちの数でいっても、2学級にしないとできないというクラスがあるわけです。それをまとめて1学級にということはできませんので、それを考えていくと、必要な学級数で計算をしていくということは絶対に必要になりますので、単学級で済むという話ではないということだけのご理解をいただきたいと思います。

なお、子どもの数が全国的にも、福島県内でも減っているというところは、国見でも同じだとは思っています。ただ、減り方について、県の減り方、国見の減り方がどのくらい違うのかということについてはまだ詳細なデータはありませんので、そこは今お答えすることができませんけれども、現実的には社会保障・人口問題研究所、国の機関のほうで出した推計に基づいているということはどこの市町村でも同じやり方をしていると思っていますので、その辺については、出どころの部分を考えていくとそんなに遜色はないかなと、そのようには考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、教育長がお話ししたことにも私はほとんど同調するんですけども、先ほど言ったように、平成24年に国見小学校になりましたと。それから10年がたちましたと。それで、10年間で、先ほど言ったように43%減っているんです。それを、福島県が10%だから、それに国見町も同じレベルで数えていいのかというのが私の意見であって、それを今後も教育委員会のほうで勉強して、それに近い数字で検討していただきたいと私は思っております。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほど来、人口が減少しているところの分析については学校教育課長のほうで答弁をいたしました。平成27年に人口ビジョンをつくっています。このときに、まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらにはその後の第6次総合計画、あるいは昨年議決をいただいた過疎地域持続的発展計画、それらの基になるのはやっぱりこの平成27年時の人口ビジョンと社会保障・人口問題研究所の人口の推計ということになり

ますので、その部分については、国見だから特に下回っているというところではなくて、今のところの状況でいうと、社会保障・人口問題研究所の推計から確かにちょっと下がっているという傾向はありますが、それほど乖離が進んでいるという状況ではないと認識をしていますので、そのような理解をいただけるとありがたいと思っています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今までは児童数の話をずっとしてきましたけれども、次は用地と資金、それから町民への説明について伺いたいと思います。

あと、6番目としましては、昨年6月の定例会で、建設場所は今後検討すると。そして、12月の議員懇談会並びに1月の町民懇談会では5か所の候補地が示されました。発表された一貫校の総用地面積、これは概算で1万6300平米と私は聞いています。今、紙ももらいましたけれども。

参考までに5つの候補地を、傍聴者の方も見ていますのでちょっと申し上げますと、県北中学校は3万3500あるんです。上野台公園は7万900なんです。国見小学校は2万300なんです。源宗山住宅は1万6300なんです。藤田駅前町有地は1万3400。こういうふうになっているんです。しかし、一、二回の説明会で、上野台が望ましいという意見があったんです。そのときは、国見小学校も規模的には先ほど言った2万300ですから十分にいいと思ったんですけれども、その当時は入っていませんでした。若干、3回目では入ったようなんですけれども、入った理由とか、その辺を説明していただきたい。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） お答えいたします。

建設候補地は県北中学校、上野台運動公園、国見小学校の3か所となっております。12月に開催した第4回の策定委員会でまとまった町有地を基本に5か所を選定し、面積等から、県北中学校、上野台運動公園が考えられると説明してきました。上野台が望ましいとは説明していません。さらに、1月に開催した中間報告会と第5回策定委員会を踏まえ、国見小学校を加えた3か所を選定し、この後、基本計画で検討することとしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） いろいろな、言った覚えはないとかと言うんですけれども、それはそれとして、そのときの議論というか答弁の中では、国見小学校は面積は満たすよと。しかし、用地が坂だとか建設が困難という意見があったと。それから、県北中学校は既存の建物があるので建設が困難だという答弁でした。上野台は凹凸や建物があるんですけれども、最適地だという見方があったということから、私は上野台かなと理解しております。

私もその後、現地というか上野台を見てきましたんですけれども、上野台公園も

7万という大きな土地なんですけれども、山あり谷ありというか、結構大変なんです。体育館もあり、アリーナもあり、運動施設もありますから、本当に平坦に造成するには大変な工事だと思うんですけれども、上野台とは言いませんけれども、その辺についてはどのように検討してきたか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

具体的に、当時の質問の中でどこがいいですかというところで聞かれれば、その状況としての概況だけで判断してのお答えについては、先ほど山崎議員からお話があったというところについてはあると思っています。これは、していないとか、そういう話ではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

ただ、現実的に考えて、今お話があったとおり、上野台も起伏がありますし、広さは広さとして十分可能性があると思っていますけれども、さらに社会体育施設がありますので、この辺の部分を総合的に勘案していかないとならないだろうなと思っています。

それから、県北中学校についても、敷地自体は全然問題のない広さだと思っていますけれども、実際にはあそこに学校がありますので、ではそのところをどうやっていこうかと、例えば真っさらでやるということになれば、建物を壊すのに合わせて、その前には仮設の校舎を造るとか、いろんなことが考えられます。国見小学校でもやっぱり同じようなことと思っています。

今回中間報告会を開催して、具体的に3か所という話になったのは、やっぱり町有地としてまとまっているところについてはきちんと検証しようということで策定委員会の中でもお話がありまして、この3か所ということで、基本構想の中間報告の中には入っているということでご理解をいただければと思います。どちらに決めているということではありません。あくまでも構想の段階で、決めるのはこれからの基本計画ということになってきます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、ちょっと7番に入りたいと思いますけれども、町民には1月13日に1回目の中間報告を受けたと、報告をしましたということになっていますが、まだまだ私が町民の方々に個別に聞きますと、学園構想というのは何かと、そこから始まるんです。ですから、まだまだ理解がされていないと。

10年前、先ほど言った平成24年の国見小学校に統合したときは相当いろいろ各地区で議論がされたというふうに聞きますが、今回は我々に去年の6月に提案されてからまだ半年ちょっとですけれども、一貫校の構想をやりますよみたいな話をしているんですけれども、なぜそんなに理解を得られる前、町民に進んでいこうとするのか。その辺の真意をお聞きしたいと思っています。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

くにみ学園基本構想の検討を進めるに当たり、これまで様々な意見交換の場を設け、また、進捗の状況についてもお知らせはしてきたつもりであります。それは、10月8日にはくにみ学園シンポジウムを開催してございます。11月27日には住民の方に参加をしていただいたワークショップを行いました。また、12月の末から年始にかけては保育所、幼稚園の保護者へのウェブでのアンケートも実施させていただきました。さらに、1月13日に中間報告会ということで開催をさせていただきました。

また、同じように、これらの部分については広報くにみにおいても、まずは6月号の広報くにみの町長のコラムの中で、くにみ学園構想について進めていくというような記述がございますし、8月号では地域活性化の起業人の参加も得てというところの記述、さらに10月号は策定委員会のお話、11月号でシンポジウムの報告、12月号では国見小学校6年生のタウンミーティングの報告、さらに1月号で住民ワークショップの報告、2月号で中間報告会の報告ということでそれぞれ掲載をしてきたところであります。

さらに、保育所、幼稚園、小中学校の保護者の皆様に対してはメール、LINE、ツイッター、フェイスブックなど、SNSを通じて情報発信も同時に行ってきたところであります。

ただ、山崎議員がご指摘のとおり、では全体化しているかという点については、一つ、義務教育学校というところでの小中一貫教育については一定の部分で理解は醸成されてきたかなという感覚は受けていますが、認定こども園と義務教育学校、いわゆる幼稚園と小学校の接続、連携の必要性については、まだまだ私ども、分かりやすく説明をし、理解をいただかなければならないと考えています。

これも踏まえまして、今回策定委員会では基本構想案について中間報告という形で取りまとめをいただきました。さらに、基本構想について、皆さんに分かりやすいという構想のつくり、さらには皆さんに分かりやすく伝えるというところをもう少し策定委員会の中で議論していきましょうという形になってございますので、継続して検討をしていくことにさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今話を聞きますと、町側は随分いろいろ説明はしてきましたということなんですけれども、今後町民にアンケートを取るなり、具体的に地区でやるなりして、いろいろ考えていただきたいなと思っております。

それから、8番に入りますけれども、くにみ学園構想を実現するために全体の資金、それから長期的に町が負担する負担金について伺いたいですけれども、まず、これ、先ほど教育長が言ったように、広報くにみの2月号で町長のコラムを拝見すると、くにみ学園構想が掲載されております。その中に、財源は教育委員会や文部科学省にアウトラインを伝え、支援を依頼していると記載されています。内容はどのような規模の支援だったのか、町長に伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

2月の広報に記載をしたコラムの内容についてですけれども、まずアウトラインというのは、国見町でこういったくにみ学園構想というものを持っていますよということを文部科学省の担当のほうに話をしました。その際に、どういった国としての支援があるのかということも問合せをしています。また、県の教育委員会の教育長のほうにも同じような内容の説明をして、そして支援、どういったものがあるのかといったところを確認しているというところなんです。国見町の教育にとって、子どもたちにとって、あるいは保護者にとって、どういったメリットがある支援があるのかといったところをいろいろと教示いただきたいという意味合いでの支援をお願いしてきたということです。

ですから、具体的な内容については策定委員会のほうでいろいろと協議をいたしましたから、直接的な話はしておりません。ただ、国見町が考える、国見町教育委員会が考える、あるいは策定委員会が考えている大枠のところは話をしながら、こういったくにみ学園をつくれぬものかといったところでの協議を、説明をしてきたというところなんです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

それで、我々マイホーム造る場合、理想だけでは建てられないのは皆さんもご存じのとおりなんですけれども、資金は最初はどのくらいかかるか、返済時期はどの辺までに、30年とか40年とかかかるか。設計をするために一般的にはそういうことを考えてからやるんですけれども、いろいろ町の構想を聞いていると、理想だとか希望とか、それらが膨らみ過ぎて、先ほど町長がおっしゃったように、大枠というのを捉えたような気がしないんです。これは、家庭も町も資金の考え方は同じだと思うんですけれども、再度資金の考え方について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

今、山崎議員から、家庭で自分の家を建てるときに、やっぱり財政的なところ、いわゆるお金の部分を当然考えてやりますよねとのお話がありました。もっともだと思います。実は、そのことをよく考えていただきたいのが、家を欲しいなと思ったときにまず最初に思うのは、どんな家がいいかな、どんな家にしたいなというところだと思うんです。その先に、例えばお金はどのくらいかかるんだろうというところで、見積りやら設計やらの相談に入っていくということが一般的な流れだと思っています。

実は、くにみ学園構想の進め方も全く同じです。まずは基本構想という子育て、教育の理念、あるいは指針となるべき構想を今回やっています。今後どこにつくるか、あるいはどのようにつくっていくのか、費用がどのくらいなのか、これは、実は専門的な知見がないと出せないところだと考えています。

確かに現実問題として、平米幾らだから、何平米だから幾らになるだろう、それは

言えるのかもしれませんが、全く根拠のないものなので、私どもはやっぱり説明をするという責任を全うするためには、きちんとした知見のある人、専門の人に積算をしていただいて、概算の金額であったり、あるいはスケジュールであったり、工期であったり、そんなところをしっかりとやっていく。これは家を建てる時も全く同じだと思うんです。そういうところを設計士さん、あるいは工務店さんとお話をしながら進めていくと思うんですが、工務店さんと具体的にお話をしながら進めるというところが基本構想の次の基本計画になりますので、その中で精査をして、また明らかになっていくと思っています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） だんだん私の手持ち時間がなくなりましたので簡潔にお話ししたいんですけども、9番に入ります。

現在の構想は、国見小学校も検討地に入っているとしておりますけれども、例えば上野台1か所にすれば、現在の保育所、幼稚園、小学校、中学校、給食センター、この施設はその後どのように生まれ変わるのか、町民の憩いの場である上野台運動公園はどうなるのかなど、将来のビジョンについて簡単にお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほどの答弁と同じように、構想が決まってから基本計画の中で具体的に検討していくということをご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁とちょっと違うかもしれませんが、町で使用する建物、小学校、中学校については用途に関係なく結構建てられるんです、多分。ですけども、使用をやめれば、現在の教育施設はほとんど市街化調整区域、その他に入っていますから、民間の施設とか工場誘致とか、そういう施設にはできないと思っていますけれども、その辺のビジョンと絡むんですけども、何かそれについて検討したのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 跡地をどうするのかという質問だと思うんですが、これも構想の中で議論するものではなくて、基本計画あるいはその後の検討の中で具体化していくというところになると思っています。まだ場所も決まっていない、リノベーションなのか新しく造るのかということも決まっていないという段階においては、これから考えていくというところで、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） この件の最後ですけども、くにみ学園の開校予定は令和9年と予定していると。しっかりと町民への説明、それから意見を聞きながら議論すると思

ます。よろしくお願ひしたいなと思ひます。

それで、保育所、幼稚園を統合した、最初に言った認定こども園を現在の国見幼稚園に開園し、その後小中学校の生徒数の推計を見極めながら、現在の国見小学校に義務教育学校を開校することを提案し、この問題については終わります。

以上です。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

6月議会定例会で、あのかの一般質問の教育長の答弁、これでは確かに議員がお質しのとおり、令和9年か10年開校を想定しているというふうに答弁をしています。この時期を示したというのは、今の段階である程度目標値、目安といったものを想定しなければ、まずは基本構想も組み立てられないと考えました。

国見町は、直近のことと言えば旧森江野小学校、旧組合立の大枝小学校、それと観月台文化センター、町役場の庁舎、道の駅国見あつかしの郷といった大きな施設を設置する場合には、いずれもその分野の専門知見を持つ人や町の各層の代表者で構成する検討委員会を組織しています。そして、検討委員会の中でいろいろな検討をして、その施設に持たせる役割、基本構想となる案を練り上げてきました。

道の駅の基本構想に当たる「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」があります。この道の駅の基本構想、基本計画といったものは、半年にわたって議論を進めていました。そして、案ができた時点で委員会を開いて決定をして、町に建議をした時点で議会に説明をしました。くにみ学園の進め方といったものも、これまでの国見町の施設の建設と何ら変わりはない手順を踏んでいます。まず、基本構想をつくる。次に、それを具体化するための基本計画をつくる。その次は基本設計。そして、実施設計といった手順を進めることになっています。

また、くにみ学園のこの事業についても、開校する前と同じように、今と同じように、開校した後もいろいろと学校運営についての協議をする組織は必要だろうと思っています。専門知見をはじめ、保護者や児童生徒の意見も聞くべきなんだろうと思っています。

ですから、議員がお質しになっている内容について、もっと町民の声を聞く機会を設けたほうがいいんじゃないかといった趣旨のご質問ですよね。であれば、それは当然、たたき台となる基本構想ができたばかりですから、ここから基本構想を理解してもらうため、あるいは基本構想に対しての意見を出してもらうための機会を設けることは、とても大切なことだと思っています。

ですから、そういった手順を踏みながら、基本構想、基本計画、これらがまとめられる過程においては、教育長がさきに答弁をした年度にはこだわらない、より具体的な開校時期とか建設場所とか、あるいは事業費とか、そういったものが意見交換の中から見えてくるのではないかと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君、残り時間少ないので先に進んでください。

5 番（山崎健吉君） では次に、ちょっとこれはしょってしゃべるようになりますけれども、日本では少子高齢化が大きな問題になっています。これは結婚の晩婚化、それから結婚を希望しないこと、また去年はコロナウイルスなどもあり、国の想定よりかなり早く少子化が進んでいると言われていています。国見町も少子化の改善及び安定化の促進を図り、未婚化及び晩婚化の対策を図ることを目的として、平成28年7月に国見町結婚世話やき人制度が発足しました。

国は、子育て支援については異次元の対策を講じていくと話しておりますが、その前に、私は結婚が前提でないかと思うんです。国も町もこのことについては大きな声を立てていないんですけれども、それをクリアしてこそ子育て支援、そういう段階に入ると思いますが、それを踏まえて何点か、時間内でお話しさせていただきたいと思います。

今行っている結婚世話やき人制度の活用状況について、若干教えていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

現在、国見町世話やき人には11人の方が登録されています。世話やき人は、結婚を希望する方で出会いや交際、結婚について心配や悩みを持つ方の支援を行っています。月1回の無料相談会、年3回の交流会を事業計画としております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） ありがとうございます。

飛びまして、この国見町結婚新生活支援事業というのが去年の4月に始まって、今年3月までの1年限りの時限立法なんですけれども、これは継続されているのかお答えいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

新年度からは、県の結婚新生活支援事業につきましては夫婦それぞれ29歳以下の方につきましては60万円、39歳以下につきましては30万円を支給の予定です。国見町ではいずれの場合にも15万円を追加し、支給を行う予定でございます。加えて、44歳以下の夫婦には町単独で45万円の支給をすることとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） ということは、今の制度で結婚に至った件数は何件あるか教えてください。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

現在、令和4年度の支給済み件数につきましては2件、1件につきましては現在相談中です。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 昭和60年に国見町に国見町後継者結婚媒酌人報償制度交付要領と
いうのがあったんですけれども、平成28年に廃止になったんですけれども、その理
由は何だったんですか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

国見町後継者結婚媒酌人報償金交付要綱は、定住の意思がある全ての世帯の後継者
に花嫁または花婿を世話し、婚姻を成立させた媒酌人に対して報償金を交付するもの
でしたが、媒酌人を立てない婚姻、親と同居をしない等、要綱を制定した頃と時代背
景が変わったために廃止いたしました。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 結婚世話やき人、私も入っているんですけれども、残念ながらなか
なか今年度実績がありませんでした。ですから、今言われたような媒酌人みたいな制
度を再度つくって、これ、私勝手につけているんですけれども、愛のキューピッド制
度とか、あと今はやりのマッチング制度とか、そういうやり方をして隣近所の人にお
願いしたらば、もう少し結婚する人が増えるのではないかなと思われるんですけれど
も、制度の説明についての考えはないか、お知らせ願いたい。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

現在報償金の復活は考えておりません。国見町では結婚に対して不安のある方の後
押しとして、結婚世話やき人の委嘱、ふくしま結婚マッチングシステム登録料の補助、
令和5年度からは福島圏域移住定住促進協議会が開催するイベントの参加費の補助等
を予定しております。また、国見町結婚新生活支援事業では県の補助金に町分を上乗
せするなどをし、結婚に対しての支援を強化しております。

以上、答弁いたします。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。引き続き、この国見町でも結婚する方が
多く出て、子どもさんが多くなるように願ひまして、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時6分まで休議いたします。

(午前11時01分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前11時06分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 次に、11番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（11番松浦常雄君 登壇）

11番（松浦常雄君） さきに通告しておきましたくにみ学園構想について質問します。

くにみ学園という言葉は、町民にとってはまだ耳になじんでいない言葉だと思いますが、先ほど山崎議員のほうから説明がありましたので、その部分は省略したいと思います。

くにみ学園の名称が初めて出されたのは今年の6月でした。それについての議会の説明は、半年後の12月16日でした。くにみ学園について町民から聞かれても、答えられなかったという声が議員の間からもありました。私たちは、町民に聞かれた場合は答える必要があります。議会への説明をもっと速やかにすべきであったと思いますが、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） 11番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

くにみ学園構想につきましては、昨年6月定例会以降、7月の全員協議会の過疎地域持続的発展計画の中で説明しています。また、9月定例会での行政報告、10月の議員懇談会ではくにみ学園基本構想策定委員会の報告、11月の議員懇談会では県教育庁を訪問し、くにみ学園構想のソフト面での支援の要望と策定委員会の報告、12月の定例会の行政報告では策定委員会、シンポジウム、ワークショップの開催について、1月の議員懇談会終了後に中間報告会と策定委員会について報告しております。また、全町民対象に10月8日にくにみ学園シンポジウム、11月27日にくにみ学園ワークショップを開催しています。

以上のように、議員懇談会での報告、定例会での行政報告などもあり、理解されているものと思っていたところがありました。今後も丁寧に報告、説明等をしていきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 様々な場で説明をしてきたということですが、その場合の説明は非常に簡単な説明であって、時間を取って議会に説明するということはありませんでした。12月16日に初めて、こういう基本構想でここまでまとまっているという説明があっただけで、本当にそういう面では数々の説明があったと言いますが、議会のほうにはほんの表面の浅い説明しかありませんでした。

新しい学校をつくるということは、町にとって大きな問題です。そのような大きな問題を策定する委員会を立ち上げるにあたって、議会に説明すべきではなかったかなと思います。その点、説明が私は不十分であったと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

今ほど教育次長が答弁をしたとおり、様々な場面で議会の皆様にも報告はしてきた

つもりだったというところは確かにありますが、内容について表面的だったというご指摘であります。私どももそのような指摘を真摯に受けて、これからもきちんと丁寧に報告、説明をしていきたいと考えているところは、今答弁をしたとおりでございます。

ただ、基本構想の策定にあたって、今お示しをしております基本構想の案についてしっかりとご覧いただければ分かるかと思いますが、1章から3章までの部分というのは課題であったりとか今の施設の状況であったりとか、国見町が置かれた状況であったりというものを記述している部分であります。この部分については、議員の皆様は逐一報告をして、こういう状況ですよねというような内容ではございませんので、その点についてはぜひご理解をいただきたいと思っています。

実際に町民の方のご意見を伺いながらというところでは、シンポジウムであったり、住民対象にさせていただいたワークショップであったり、様々なご意見あるいはワークショップの中で意見をいただいています。そういうものをまずは聞いて、国見町の子どもたち、将来の姿であったり、その姿を実現するためにはどんな理念が必要なのかというところを議論していたのが、ちょうど11月、12月であります。そのようなことを考えると、議会に説明をするタイミングというのは、実はその時期に合っていたということもございますので、その流れを考えていただければおのずと理解をいただけるかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

ただ、繰り返すにはなりますが、これからも丁寧な説明、報告ということはさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町長は広報くにみの2月号に、くにみ学園について説明をしています。それを読みますと、何かくにみ学園はつくるということが決まったのでないかという受け取り方もされているようです。新しい学校ができるのかという声も聞かれます。まだ決まっていない段階で、広報紙を使って説明するということは、私はちょっと違うのではないかなと思うんです。そういう点で、どんな考えなのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

くにみ学園の中身がはっきりしていない、ましてやつくる、つくらないも決まっていけないのに、コラムの中で記載をしたということはけしからんというお話だと受け止めましたけれども、再三広報くにみの紙面でくにみ学園の関連の記事というものは掲載をして、お知らせをしておりました。

ただ、つくる、つくらないが決まっていけないということではなくて、町の考えをまずはまとめる、それが基本構想でした。これは、町の考えをまとめるというよりも、まずは現場を知る委員、あるいは実際に今子育て中の保護者の代表、そういった方々との意見のやり取りの中で、くにみ学園はどういったものがあるのかという理念的なも

のをまとめたのが基本構想です。

ですから、つくる、つくらないというよりも、確定ではないけれども、町としてはこういったものをつくりたいという思い、その第一歩目が基本構想でありますから、短絡的につくる、つくらないという、つくることが決まっているのかといったお話ではないと思っています。まずは町の考えを策定委員会が策定委員会の中でいろいろと意見を出してもらおう。それをまとめて基本構想にする。その後、たたき台がなければ議論は進まないと思っていますから、たたき台だと基本構想を理解していただきたい。

そして、2月のコラムで記載をしたのは、まずはくにみ学園という事業に関する内容、なぜそれなのかという根本的なところをコラムの中で記載をしました。ただ、これは、これまでくにみ学園の記事を掲載してきた広報くにみの中の部分と相入れないものではないと思っています。そこをどうぞご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町長は去る2月6日の正副議長、委員長会議において、くにみ学園をつくれれば転入者が増え、町の人口が増え、少子化対策にもなると言っていますが、どのくらい人口が増えると見込んでいるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

国見町は平成27年に人口ビジョンとひと・まち・しごと創生総合戦略を策定し、緩やかな人口減少を目指して取り組んできました。道の駅国見あつかしの郷、農業ビジネス訓練所の整備、そして1000年の歴史を生かしたまちづくりです。これらは、施設をつくる、文化を伝えるだけにとどまらず、農産物の生産と販売、観光で交流人口の増加と移住・定住を目指した取組でもあります。現在まで交流人口は増えていますが、移住したのは農業ビジネス訓練所の長期研修生になります。目指す緩やかな人口減少には届いていないことから、新たに子育て、教育での施策に取り組むものです。

子育て支援で活性化に挑む、あるいは教育の充実でまちおこしに取り組むなど、実績を上げている自治体は全国で300に上るという報告もあります。特に教育熱心なのは父親よりも母親と言われ、母親と子どもが移住するケースが多いとも言われています。人口減少そのものは止めようもない流れで、くにみ学園をつくることで人口が増えるとは考えられませんが、人口の減少のスピードを緩やかにすることは可能です。転出を抑え、転入を増やすことで緩やかな減少スピードにすることが、議決された第6次総合計画や過疎地域持続的発展計画の意図するところでもあります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁します。

国が異次元の少子化対策だということを言った後に、子ども手当、児童手当、そういった手当を支給するということを表明する自治体があちこちで出てきています。た

だ、このお金を支給するというのも一つ大切なことなんだとは思っているんですけども、ただ、給付をされた現金、5,000円なら5,000円、1万円なら1万円、国の制度とはまた別に自治体が支給をするそういった現金給付、これというのが必ずしも新たに子どもをと思われるかどうかといったところは疑問があると思います。支給された手当というのは、多分今いる子どもたちのために使うのがせいぜいだと思います。新たに、ではもう一人と考えたときの後押しになるかということ、ちょっと疑問かなと思っています。

そして、今の保護者たち、あるいは出生率云々の議論の中で大事なことというのが、何か一つをやれば子どもの数が増えるかといったら、そうではないと思っています。ただ、国見町で今足りないのは子育て、教育、ここに町の予算を割くということだと思っています。その背景にあるのは、保護者の育児負担を減らすということと、あとは教育の充実、こういったところにしっかりと町は向き合えないと、国見の人口減少の速度は加速すると思っています。育児負担を減らす施策、そういったものが出生率の向上につながる道の一つだと思っていますし、それを、では実現するためには何が必要かといえ、保育施設の質の向上と町が行う義務教育の充実、これだと思っています。

ですから、では何人増えるんだというご質問でございますけれども、まずは基本となるものを整備しないといけないと。引地がお話しをした人口増というのは、その次のステップだと思っています。まずは国見の子どもたち、あるいは一生懸命子育てをしている保護者たち、その不安を解消する、育児の負担を解消する、そこに今国見は注力をすべきだと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 近隣の町では、新しい義務教育学校をつくらなくても人口が増えている町があります。そうした町は、住宅や子育て支援など福祉の充実に力を入れています。人口を増やすにはそのような政策が重要であり、新しい学校をつくれれば若い人たちが転入すると考えるのは短絡的ではないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

先ほど町長の答弁したとおり、この人口減少を緩やかにするということについては様々な施策が必要になってくる。保育・教育の充実、質の向上、それらもやっぱり大切だということをご理解をいただけるかなと思っています。新しい教育環境は人口減少のスピードを緩やかにする一つの方策です。まずは国见到住む今の子どもたち、さらにはこれからの子どもたちに今の大人がより良い環境をつくってあげる、これが大切だと考えています。

くにみ学園構想は、まさに町民ファーストのために国見町過疎地域持続的発展計画に位置づけられているものです。町外からの転入は次のステップだと。ただ、そのためには特色ある国见到しかないオリジナルの教育環境の整備が必要と考えています。

町が子どもの子育て環境や教育環境について支援をし、実行できるというのは、義務教育の範疇までが主となります。また、親が子どものことで最も悩むのは、産まれる前から中学生くらいまででしょうか。ですから、特に子どもが幼稚園に入園するとき、小学校に入学するとき、この節目で教育に熱心な親は動くということがこの国の中で明らかになっています。

以上のことから、くにみ学園、この事業の骨子である保育・教育は未来への投資だと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） くにみ学園をつくる理由として、小1プロブレムや中1ギャップ、小学校高学年の教科担任の問題、中学校の免許外担任の問題等を挙げていますが、これらは国見町ばかりでなく全国の多くの学校が抱えている問題であります。また、この小1プロブレムにしても中1ギャップにしても、適切な生徒指導で今まで乗り越えているではありませんか。

このような問題があるからといって新しい学校をつくるというのであれば、全国の多くの学校を新しい9年制の義務教育学校につくり変えなければなりません。これは論理の飛躍だと思います。ましてや、過疎の町で新しい学校をつくることは財政上も無理なことであり、今ある園舎とか校舎を使って最大限の努力をすべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、小1プロブレムあるいは中1ギャップ、その接続で子どもたちが集団生活になじめなかったり、あるいは学級担任制から教科担任制へと授業の姿が変わったり、そのことが要因で、子どもたちには様々な不安あるいは授業についていけないなどの課題が現実にあります。これまでも教育的な指導の中で解決してきたとお話でしたが、確かに学校の現場の先生方の懸命な努力で一定の指導をして、子どもたちが育っていく、育まれる、これは本当にありがたいことです。

ただ、今の学校現場の実情は、なかなかそう簡単にできるものではないということも事実です。不登校の問題、不登校だけではなくて学校に来てはすぐに早退をしようとか、学校に来るのが午後になってしまうとか、あるいは精神的に人と関わることが困難になってしまったとか、また、家庭の事情でどうしても学校に来ることが困難になっているとか、様々な事例があります。加えて、学校現場の先生方の勤務時間のことも課題になっています。

そのような様々なことを考えていったときに、今までとは状況が変わってきているということをもまずはご理解いただきたいと思います。全国の市町村の数は1718あります。そのうち過疎指定をされたのは885の自治体です。これは昨年7月の段階です。52%と半数を超えています。各地の過疎地域の持続的発展を後押しする過疎地域持続的発展特別措置法によって、様々な振興策を国が後押しをしています。例を

挙げれば、国庫補助の率のかさ上げ、あるいは過疎対策事業債などです。また、過疎地域の活性化に子育て、教育が注目をされ、高校のある市町村では高校魅力化プロジェクトとして廃校の危機にある高校の魅力化に取り組み、存続だけではなく地域を活性化したり、子どもの保育や教育に特色を出して町全体の活性化を実現したり、そのような事例があります。

くにみ学園構想では、異年齢の子どもたちの交わりを通じて自ら学びに向かう子どもの育みを支え、0歳から15歳までのつながる学びの展開をうたっています。これらの実現に向けて、今後、基本計画の中で現在の保育・教育施設をリノベーションして再利用すべきか、または新しく建設すべきか、概算費用を積算し、判断をしていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） くにみ学園の理念について、つまり最も中心となる考えとして、「ワクワク チャレンジ つながる くにみっこ」、ここを挙げていますが、これは現在の園舎、小中学校の校舎でも目指すことはできるものではないかと思えます。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

くにみ学園基本構想の特徴は、0歳から15歳のつながる学園ということです。これまでくにみ学園コミュニティスクール、これで保、幼、小、中一貫教育を進めているところではありますが、実質的な施設の点在、学校組織の区別があって、交流事業には限界があるということも事実です。これは、私たちが子どもの頃には考えられなかった事象で、課題となっていることでもあります。

具体的には、少子化により学級数が減少している。学級数が減少することで教員数が減っていきます。さらに、クラスの中では学力が二極化をして、理解が早い子とそうでない子に二分されています。体力や運動能力の低下、また、対策としてはいじめ防止、不登校、その支援が必要な子への対応、家族形態や地域コミュニティの変化など、様々な部分があります。

これらの課題に対応するために、点在している施設を集め、0歳から15歳の実質的な交わりをつくり、つながりをつくるということを理念としています。建設候補地についても、基本構想で国見小学校、県北中学校、上野台運動公園の3か所について記載をしていますが、今後、基本計画の中で現在の保育・教育施設をリノベーションして再利用するのか、あるいは新しく建設するのか、その辺のところも概算の費用も算出をし、判断をしたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） つまり、くにみ学園の理念というのは、新しい校舎なりを造らなければ実現できないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

0歳から15歳のつながる学園とここにお話しをさせていただきましたが、そのように幼から小への接続、つながり、小から中への接続、つながり、そのところは物理的に近い範囲の中で整備、想定していかないと、なかなか解決できるものではないと考えています。それが基本構想であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新しい園舎とか校舎を造らなければ実現できないように受け止められますが、もしそうであれば、全国の大多数の学校はこの新しい義務教育学校につくり変えなければならないということになります。私は、ちょっとそこは飛躍し過ぎると思うんです。既存の校舎、園舎を使っても十分この理念は、私は達成できると思うんですが。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

全国でも同じように考えて、整備を検討する、あるいはもう既に整備をしたというところの事例は出てきております。これは、例えば小学校の統合であったりということころは大きな契機にはなっているようですが、小学校の統合と併せて義務教育学校にしたり、あるいは小学校と中学校を統合するという縦の統合ということで考えて作り出したりということで、様々な事例は出ています。

さらに、文部科学省でも、この一貫教育あるいは一貫校、義務教育学校について、推進をする立場ということで支援策を講じているということもございます。そのようなことから、これからの流れとしては一貫教育、一貫校、義務教育学校、そのような流れが生まれてくると、そのように考えています。

これは、国見町が、ほかの町でやらないから国見町もやらないとか、そういう問題ではなくて、国見町の子どもたちの今の課題、現状、これを解決をする。もしくは、解決をするための環境をつくってあげるといところがすごく大事なところだと思っています。確かに、先ほど来ご指摘のとおり財源の問題でありますとか、場所の問題でありますとか、様々なことはこれからの議論も必要だと認識しておりますが、まず幼・保、幼、小、中、あるいはこども園と義務教育学校、これらの接続をいかにつくっていくかが今回の基本構想の大事な点ですので、その点についてご理解を重ねてお願いするものです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新しい学校をつくるにはそれなりの理由というのがあるということで、その一端については今答弁がありました。私はもう少し考えてみたいと思うんです。

新しい学校をつくるには、多くの町民が納得できる必然的な、明確な理由が必要で

あると思います。例えば児童生徒数が増えて教室が足りなくなったり、校舎が老朽化して危険になったとか、地震などの災害によって校舎が破損して使えなくなったという場合は、誰にでも理解できる明確な理由があります。しかし、現在の国見小学校の体育館は、建築後10年ほどです。校舎は耐震工事をしており、まだまだ使えます。中学校の校舎は建築基準を満たしていて、3回の大地震でも本体は損傷ありませんでした。外壁が落ちた程度です。くにみ幼稚園の園舎もまだまだ使用できます。

このような現状を考えれば、現在国見町に新しい学校や幼稚園、保育所を統合した認定こども園等、小中学校を統合して新しい義務教育学校をつくる必然的な理由が、私はないと思います。既存の建物を捨てて、新しい園舎、校舎、体育館を造ることは、財政上大きな無駄をすることになります。国見町の町民はこのような無駄を許すのでしょうか。新しい学校や幼稚園を造る必然的な理由があるのか、また町民の理解が得られるのか、その辺をお答え願います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

今ほど松浦議員がお話しのとおり、災害で壊れた、教室が手狭になった、あるいは別の理由で建て替えが必要になったり、目に見えることで必要性が分かるということは、実は、人に伝わりやすく非常に分かりやすいことだなというところが根底にあるかと思っています。

同じことが、国見小学校の統合の時点だと思っています。あのおとき各地区にある小学校では、複式学級というのが本当に目の前に来たり、あるいは実際にそうになってしまったりということがあって、このままでは、子どもたちの育みを考えたときに、集団での学びができなくなる、そんなことがあって、住民の皆さん一生懸命考えていただいて、また当時の教育委員会や町がそのように考えて、統合になったと思っています。これは目に見えることなので、皆さんの議論もやっぱりそこに行き着くことができるということがあったと思います。

今、現実に、先ほどお話をさせていただいた小1プロブレムとか中1ギャップとか不登校の問題であるとか、様々な要因は実は目に見えません。目に見えないのですが、課題としてしっかりそこにあるので、必要性について考えていかなければなりません。

新しい学校は、建物を新しくするというだけではありません。私たちが子どもの頃に立ち返って考えたときに、昔は今のことを想像するというのにそんなに難くなかったかなという思いがあります。ただ、今の子どもたちは将来が予測困難で、不確実な時代に生きる子どもたちです。その学びを育むために、0歳から15歳までのつながる学園として、挑戦する力や好奇心を大切に、異年齢の交わりを通して自ら学びに向かう子どもを育てていきたい。この理念と方針を持った学校を新しく整備したいとするものであります。ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 理念は素晴らしいと思いますけれども、先ほども申しましたよう

に、この理念はこれまでの園舎とか校舎を使ってはできないというのか、その辺をもう少しはっきりお答え願います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほど来答弁をさせていただいておりますが、目に見える課題ではなくて、目に見えない課題だからこそ、言葉でいう連携、接続ということではなくて、物理的にも近いという環境の中で、先生方も幼、小、中、この連携を具体的に近い距離の中で図っていく、そのことが先ほど言いました課題に対応できる道だと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新しい義務教育学校というのはまだ十分検証されているわけではありませんが、一つ心配されるのは、今まで小学校を卒業したら中学校という一つの区切りがありました。新しい義務教育学校では1年生から4年生までが低学年、5年生、6年生、中学1年生までが中学年、中学2年生、3年生は高学年ということで、そういう切れ目がないわけです。こういう問題も、いい効果があるのかということも分かりません。いいこと尽くめのような話ですが、私はマイナスの面もあると思うのです。そういうことも十分検証する必要はあると思うんです。

次、くにみ学園の建設の費用についてですが、12月の段階での構想では、建設の費用は分からないと言うんです。大きな仕事をするのに概算もつかめないというのは、本当に理解できないんです。だったら、よそで今までにつくっているそういう認定こども園とか、あるいは義務教育学校を参考にすれば、大体の費用というのはつかめると思うんです。そういうことは検討したんでしょうか。いかがですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

くにみ学園基本構想については、子育て、教育の理念、指針となるべき理念を示したものであって、今後どこにつくるか、どのようにつくるか、あるいは費用がどれくらいなのか、これは基本計画の中で検討していきますということで、先ほど山崎議員に答弁をしたとおりであります。

ただ、具体的にこの構想の中で示しているいわゆる義務教育学校がどんなメリットがあつて、どんなデメリットがあるのかということところのお質しでございますが、少し策定委員会の中でも議論をしている部分がありますのでご紹介をしたいと思います。

義務教育学校のメリットについては先ほど来答弁をしていますが、小学校、中学校の境目、接続が緩やかになるということが一番大きなメリットと思っています。2つ目が、小学校の先生、中学校の先生の文化の違いを1つの学校で融合できるということがメリットだと思っています。

対して、デメリットで、松浦議員がご指摘をされました小学校を卒業すると、違う学校に、これから上級の学校に行くんだということころはなくなります。これがデメリットだというご指摘ございました。確かにハードの面で言えば、同じ学校になれば

その部分はありません。

ただ、これは実際に一貫教育校あるいは義務教育学校の生徒としてもう既に始まっている、経験のある学校がたくさんございます。その中で取られている手法は、小学校の前期課程、中学校の後期課程のところについて、ソフトとしてどんなイベントを組み込んでいけるかというところだと今されています。具体的には立志式であったり、そのようなイベントを組み込むことで整理をしていったり、あるいは今一番言われていますのが、4年生と5年生になるところの境、いわゆる10歳の壁というところです。このようなところも、具体的には2分の1成人式とか様々な学校行事を捉えて、その子どもの成長に合わせて、ここまで来たんだよ、また次頑張ろうね、そんなことを行事の中で考えてやっている。デメリットについては、それを解消する手だて、これをしっかりと考えていく。もう既に実践をされているところがいっぱいありますので、そんなところは参考になるかと、そのように考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 既にできている認定こども園とか義務教育学校の費用については、調べたことはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 費用に対してのご質問であります。様々な認定こども園あるいは義務教育学校ができておりますので、義務教育学校あるいは認定こども園を視察したり、そのような中で、費用のところについては聞かせていただくという部分の部分は行っております。ただ、私どもが今構想で描いているくにみ学園については、まだないというのが一般的かなと思ってございますし、仮に義務教育学校の平米数でどのぐらいかかるか、あるいはこども園の部分は平米数で建築単価を掛ければ幾らになるかということでお示しをしても、それは根拠のないものになってしまいます。

先ほど山崎議員の質問に答弁をさせていただきましたが、家を建てる時も、こんな家がいいね、こんなところが必要だよねというのはやっぱり構想段階です。その先に行くのは、専門家あるいは建築、そういう部門の方の見積りをもらったりということになっていきますので、私は、今その説明をするきちんとした根拠については基本計画の中で示していきたいと考えているところですので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 一つ参考になるかどうか分かりませんが、既にできている、ある義務教育学校は50億円かかっているということです。国見の場合はそれに認定こども園をつけたり給食施設をつくったり、あるいは子育て支援センターをつくったり、不登校児童生徒の支援をするセンターをつくりたいとか、そういう構想がありましたので、50億円どころか、さらにどのくらいかかるのかなということも考えられるし、物価高の今の時代、果たして最初の見積りで済むのかどうかということも考えられま

す。物すごい財政負担を町に強いることになるわけです。これについては今後、十分検討していく必要があると思います。

次に、児童の通学の面から考えてみたいと思います。藤田地区の児童は今徒歩で通学しているわけですが、これが、まだ候補地は決まっていなはいえ、私たちに説明あったのは上野台が一番有力だというものでした。12月の段階です。その時点で考えた場合は、藤田地区で約7台くらいのバスが必要になってくるわけです、新たに。通学バスが7台くらい増えるわけです。今まで徒歩で歩いていた子ども、これは、徒歩で歩くのは健康にとってもいいことなんです、それが通学バスを使うようになれば時間の上でも制約があり、また、健康にも私はマイナスだと思うんです。あえてそういうことをする必要はあるのかと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

くにみ学園基本構想で、県北中学校、上野台運動公園、国見小学校の3か所を候補地として基本計画の中で検討していくということをしておりまして、上野台運動公園との結論は出していないので、そこはご理解をいただきたいと思います。ただ、面積的にという形で聞かれれば、一番広いのは上野台ですねという答えはあるかと思っています。

今スクールバスのお質しでございましたが、カリキュラムの編成であったり、スクールバスの運行であったりというソフト面については、これからの検討になりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新しい学校が仮に上野台のほうに造られるということになれば、藤田地区の中心部から学校がなくなります。これは、町のにぎわいにとっても問題があるのではないかなと思います。そういう面で、地区の人々の声というのは聞く必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

くにみ学園基本構想では、地域の方がくにみ学園で子どもたちとともに活動すること、これは今、地域学校協働本部で取り組んでいます学校支援ボランティアの充実や、あるいは子育て、さらには生涯学習で取り組んでいます様々な町民の方のサークル活動、コミュニティー活動、これにやっぱり資するという含んで明記をしております。子どもたちだけではなく、地域もくにみ学園を中心につながり、学んでいくことを理念としています。これが、地域の人々とのつながりが難しいというお質しではありますが、逆に、地域の方と一緒に子どもたちとともに学んでいく学園になっていけばいいなというようなことを理念としてございますので、ご理解をお願いいたします。

また、町の中心部から離れたということのお話でございましたが、これは第6次総

合計画の審議会の中である委員から出されたものでしたが、県北中学校をつくるときにどこにしようかという話題になって、どの地域からも同じような距離にある今の県北中学校のところにしたと。そういう先人の知恵を忘れないでほしいというようなご意見もいただきました。国見の中心あるいは今の藤田地区だけ、そういうことではなくて、国見全体を見て、子どもたち、あるいは保護者さん、そのようなことも考えて今後検討していくということになるかと思しますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） いろいろお話を伺いましたけれども、私には、くにみ学園をつくる理由というのは、多くの学校が共通に抱える問題であり、誰にでも納得できる必然的かつ明確な理由とは思えません。現在の国見町の現状を考えてほしいと思います。大震災から12年で、爪痕がまだ消えないうちに、昨年と一昨年、福島県沖地震が起こり、家屋に甚大な被害がありました。多くの町民は多額の費用をかけて修復を今進めているところですが、まだ終わっていません。また、新型コロナの感染症はいまだ収束せず、経済的に町民は大きな痛手を被っています。さらに、ロシアのウクライナ侵攻による物価高は、いつとどまるかも先が見えません。

このような現状を考えますと、まだまだ使える幼稚園の園舎、保育所の建物、小中学校の建物を捨てて新しい認定こども園や義務教育学校をつくることは、町民は許してくれるのでしょうか。建物が壊れて使えなくなるなど、多くの町民が明確に理解できる理由がなければ、町民の同意は得られるとは思いません。

この問題は、町民の声を聞き、一、二年の時間をかけて議論を尽くしてからどうすべきかを判断する必要があると思います。多くの町民の理解が得られなければ、この問題は白紙撤回すべきだと思いますが、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町民にくにみ学園の内容を説明し、そして理解を求めること、これは先ほど来答弁したとおりの大事なことだと思っています。ですから、たたき台ができたばかりということもございますから、基本構想を基に理解を得る取り組みをしていきます。ただ、くにみ学園のこの事業、このことに問題があるとは思っていません。ですから、白紙撤回するつもりはありません。

なぜなら、くにみ学園の基本構想案を取りまとめている策定委員会、これは、現状の保育・教育に造詣の深い知見のある専門委員であったり、今現在子育てをしている保護者、学校現場で日々の児童生徒を見ていろいろと感じている教員、こういった委員で構成されています。ですから、この専門知見と現状を肌感覚で知る人たちが構成された策定委員会の案、これをむげに否定することは、引地としてはできません。改善すべきことは、今の国見の子育てであったり、教育環境にこそあるものと思っています。

どうか想像してみてください。日本が戦争状態にあった昭和の初めの頃ならまだし

も、今の子どもたちは、私たちが当たり前だと思っていたことが当たり前ではない時代に子ども時代を過ごさなければならないこと、新型コロナウイルスの蔓延で一斉休校になること、あれ以来、学習環境だけでなく家庭での生活環境までもが一変したこと。また、12年前、大人たちが安全だと言っていた原発がメルトダウンして外で遊べなくなったこと、今の子どもたちのせいではないのに子どもの数が減ってしまったこと。そのことで、中学生になったら野球やバスケット、ソフトボール、テニスをしたいと思っていたのに部活動が廃部になってできないこと。自分でも分からない何かにいらいらして自分の体を傷つけてしまう子どもがいること、うまく友達関係が築けず1人である子どもたちがいること、授業中じっと席についていることができない子どもたちがいること。そういったたくさんの課題、大変な時代に過ごす子どもたち、彼ら、彼女たちの心をどうか想像してください。

日本の子どもたちというのは、学習能力は世界でトップクラスなんだそうです。しかし、幸せ、幸福度は下位だそうです。そしてまた、若者の死亡要因のトップは自殺です。くにみ学園基本構想の理念は、挑戦する力や好奇心を大切に、異年齢との交わりを通して自ら学びに向かう子どもの育みを支え、0歳から15歳までのつながる学びを展開するということです。どうか、このくにみ学園事業は国見を託す子どもたちへの投資とお考えください。いろいろな課題、場所であったり財源の問題であったり、そういった課題は我々も認識はしています。

ただ、何もせずにこのまま国見の人口が減り続けるのを手をこまねいて見ているわけにはいかないという思いはあります。松浦議員が指摘されている課題を解決するのは、政治の技だと思っています。そして、行政の知恵だとも思っています。どうぞそのことをご理解いただきたいと思います。

そして、最後に、町民の理解を得るための取り組み、これはしっかりと続けていきたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） すばらしい理念は分かるんですけども、私にはやはりその理念はほとんどの学校が抱えている問題であって、国見町だけの問題ではありません。そういうところでちょっと論理の飛躍と受け止められる感じがします。

以上で、私の質問は終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時08分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇
議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（3番宍戸武志君 登壇）

3番（宍戸武志君） それでは、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、このたびのトルコ南東部地震で被災され、お亡くなりになった方々のご冥福、けがをされた方のお見舞いを申し上げます。また、損害を受けられた方々の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、1番につきまして、当町における地震災害予防対策支援について、これは建物の耐震化による減災対策を主にお伺いしたいと思います。

この取り上げた理由は、国見町では令和3年、令和4年と引き続き大地震に襲われています。それともう一つは、昨年11月25日に福島県が地震による被害想定の見直しを行いました。この2点が今回質問させていただく一つの理由です。

それでは、当町では東日本大震災をはじめ、直近では二度の大震災に見舞われ、度重なる地震が建物に大きなダメージを与えております。特に1981年5月以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅の被害の度合いが大きく、既存不適格建築物の耐震性向上が地震防災上の重要課題となっております。

質問させていただく前に、国見町の耐震計画どうなっているかということを見ましたら、平成19年の耐震改修促進法を受けまして、福島県、国見町耐震改修促進計画、平成21年3月から今に至る、改定改定ということで、今度は令和4年から12月ということですので。その支援策、耐震改修支援事業、耐震診断者派遣事業、これが支援策になっております。

これに基づきまして質問させていただきたいと思うんですけども、当町では1981年5月以前の旧耐震基準に建てられた木造住宅は何件くらいあるのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 3番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度データでございますが、665件でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ありがとうございます。665件ということで、私調べましたんですけども、現状、当町では3,099棟、耐震化が2,642棟、85.3%となっております。令和7年に耐震化率を95%、令和12年100%を目指しているということでお聞きしております。

次に、2番としまして、そのうち当町で耐震診断を何件行ったのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

令和3年度までの件数でございますが、58件でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ありがとうございます。

その後、3番目としまして、耐震診断後、何件耐震改修を行ったのか、また、診断後、耐震補強が行われていない建物が何件あるのか。また、その理由、行われなかった理由を聞いているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

耐震改修を行った件数でございますが、13件、また、建て替え等を行った件数を除きますと、33件が未改修でございます。

また、理由でございますが、改修費用の問題からすぐにできない、または建て替えを検討しているなど様々であると承知しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ありがとうございます。

耐震化されていない住宅については、60歳以上の方々の高齢世帯に耐震性がない家があるということが指摘されております。その辺も含めまして、ぜひ耐震化の促進をお願いしたいなと思っております。

次に、既存住宅の全体的な耐震性能の向上が求められております。今後の当町での建物耐震改修促進の取組と課題を伺います。これ、熊本地震では、1981年6月以降の新耐震基準で建てられた木造の建物のうち、18.4%が倒壊の被害を受けていると。2000年も見直しがあったんですけれども、それを基準も満たした建物も被害を受けているという実態がございます。この辺も含めまして、今後の当町での建物改修促進の取組と課題を具体的にお伺いしたいなと思っております。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町におきましては、耐震改修促進の取組としまして、耐震の診断、耐震改修のほか、今年度から耐震診断を受けて建て替えを行った場合、さらにブロック塀の耐震改修に対しても補助を行っております。

また、補助制度の周知でございますが、広報の掲載、チラシの全戸配布に加えまして、診断後改修を行っていない方へ通知等で耐震化改修を促しているところでございます。

度重なる地震災害で診断申込件数は増加しており、いかにこれを改修につなげることができかが重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 令和12年100%耐震化という目標に向かって取り組んでいきたいなと思っております。

最後に、私、元損保会社出身なので、どうしても最後は保険という考え方がございますので、この辺も含めて地震対策をお願いしたいなと思っております。

次に、国見町官民共創コンソーシアム（カプコ）です。下の英語というか、k u n i m i p u b l i c - p r i v a t e c o - c r e a t i o n p l a t f o r mということで、この件についてお尋ねしたいと思います。

これだけをちょっと切り取ると何だか分からないということで、私ちょっと整理させていただいたんですけども、これが間違っているかどうかは、後で質問の途中でもいいですから教えていただきたいなと。

地方の時代ということで、地方での地方経済の活性化とか雇用機会の創出ということで、地方再生法が平成17年、2005年にできまして、その後、四度の法改正がございまして、同時に地方再生基本方針が平成17年にできまして、これに基づいて平成26年にまち・ひと・しごと再生法ということで、この2法が両輪となって、地方創生を推進するというところで、これは地方でも自分たちでできる事業を考えてやってくれと。この件については、お金も国でみますよと、その案件につきましても、その他案件につきましても。ということで、そのための企画を出したら、そうしたら、その事業に対して補助しますよと、支援しますよということだと思います。

あともう一つ、2番目としましては、今度は企業を利用して、国はあまりお金の面では、国も出しますんですが、今度企業にも頑張ってもらいたいということで、地方推進応援税制という形で、企業版ふるさと納税という形を活用したらどうだということで、企業にもちょっと応援してもらいなさいよということで、この企業版ふるさと納税、これができたという経緯があるんじゃないかなと思います。これについては、最初は30%くらいの税制だったんですが、これで企業があまり食いつかないということで、90%の節税効果と。節税効果となると、ちょっと企業のほうの見方なんですけれども、政府のほうでは優遇税制という言葉を使っています。これでもって活性化してくれというようなことで聞いております。

その中で地方公共団体、小さいところは、人材的にも少ないし、今の仕事で精いっぱい、クリエイティブな仕事もあまりできないということで、それではそういう企業の、大企業の人材を利用して、知恵と知識を利用して活用したらどうだということで、そこで、株式会社ワンテーブルとかそういう会社が、何年か前から国見町とお付き合いして、今度は共同体をつくりましょうということで、カプコという会社ができたという、私はそういう整理をしているわけなんですけれども、このカプコにつきましてちょっとお聞きしたいと思うんですけども、これは、カプコは2022年3月11日に設立されました。第1番目なんですけれども、カプコの加入企業及び団体は何社、何団体か、差し支えなければ企業名、団体名を伺いますということで、これ、ネットで見たいんですけども、ネットではちょっと分からなかったのでお聞きしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在の加入団体は13社、1団体及び有識者として1名の合計15となっております。

企業名につきましては、シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社、医療法人社団オレンジ、株式会社RDS、エーゼロ株式会社、稲畑産業株式会社、株式会社一蓐一笑、株式会社内田洋行、株式会社ローカルファースト研究所、株式会社ワンテーブル、株式会社船場、読売新聞東京本社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、株式会社PARTY FU、NPO法人ETIC、そして、有識者としてデジタル庁のサコタショウヘイ様となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

質問は簡潔にお願いいたします。

3番（宍戸武志君） 先ほどカプコの創立というか、狙いとか、そういう経緯についてはあれでよかったんでしょうか、私の説明で。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

経緯についてはお見込みのとおりでございますけれども、いわゆるふるさと納税の関係については、それは税制制度の中身ということになりますので、官民共創コンソーシアムとはまた別な話ということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、2022年3月25日1時から当役場会議室で、初めての打合せを行ったということで、このときの運営事務局は株式会社ワンテーブルという形になっています。この運営事務局がなぜ役場ではないのか。それと、その開催、年何回開催するのか、内容はどのような内容で開催するのか。また、定期的な開催ではないんですけれども、なければ、その都度案件があるごとに開催するのか、その辺お聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、当役場で3月25日に開催されました打合せの内容についてご説明いたします。

まず、打合せでは、町の課題全般について問題提起をいたしまして、加入企業がどのように対応できるかについて検討を行いました。具体的には、度重なる災害に対応する防災、緊急関連事項、新型コロナウイルス対策、医師不足、国見町の魅力を高め移住・定住につながる施策の推進、住宅確保、空き家問題、保幼小中一貫校による新しい教育の充実、子育て支援、スマート農業、交通弱者の解消のための公共交通等について打合せを行いました。その上で官民連携の仕組みや、いかに進めるかについて

も協議を行ったということでございます。

まず、事務局につきましては、役場ではなく株式会社ワンテーブルということで、企業連携ということになりますので、対企業に対する交渉、要請については、企業のほうから行っていくということで仕様書に書いてありますので、それをお願いしているというような状況でございます。

また、定期的な打合せを行っているということでご理解をいただければと思います。
以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 3番目としまして、交付対象に要する経費、総事業費1億660万円が計上されています。期間が2021年4月1日から2024年3月31日、この内容で間違いはないかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

総事業費は1億660万円となっておりますが、新型コロナウイルス拡大のため行動制限がございまして、事業を進めることができない時期があったために2530万円減額しまして8130万円としているところでございます。

期間については、議員お質しのとおりです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、4番目としまして、カプコに参画する分野が11あるんです。見ますと、ほとんど医療から教育まで網羅されていまして、ほとんどの分野なのです。だから、ほとんどの分野に参入というか、参画できるという。その数値目標を示しておりまして、1番目としまして、町内への進出企業数、2番目、本プロジェクトから生まれた移住・定住者数、3番目としまして、コンソーシアムへの参画自治体、企業団体、4番目としまして、コンソーシアムから生まれた新規事業創出数が具体的に定められていると。これらの現在の実績と到達目標をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

1番の町内への進出企業数については、令和4年度までに1社の進出を予定しておりますが、現時点ではございません。最終的には3社を目標といたします。

2番の本プロジェクトから生まれた移住・定住者は、令和4年度までに5人を目標としていますが、現在はおりません。しかし、年度末までに見込みについては2名程度を予定しております。最終目標は15名となっております。

3番として、コンソーシアムへの参画自治体、企業については、令和4年度までに30社を予定しておりますが、現在のところ15社の進出ということになっております。最終目標は45社となっております。

4番目のコンソーシアムから生まれた新規事業創出数は、令和4年度までに10件を目標としていたしましたが、現在のところ3件ということになっております。最終目標

は15件となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この中に令和4年度事業としまして、高規格救急自動車研究開発等委託ということで、救急車の開発ということで12台ということで、これも含まれると思います。これは、プロポーザル方式ということで、メリットもデメリットもあるんですけども、この入札方式がいいかどうか、または、デメリットのほうに向かうとちょっとまずいなということで、このコンソーシアムに入っている、カプコですね。それが何かあった場合に、町の案件がプロポーザルになるおそれがないのかどうか、これを聞きたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

質問の中身についてですが、いわゆるカプコ、コンソーシアムで事業を行う場合、プロポーザルで行うのかどうかというお質しで、という理解でよろしかったかなと思っております。

官民連携で事業を行う場合については、その選択方法については、いわゆる地方自治法とか、町の財務規則にのっとって適正な選抜方法、選択方法を行うということで、これが官民連携だから、町だからということ、そういうことで差を加えるということとはございません。関係法規に従って、適正な選抜方法を行うということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この辺、プロポーザル方式のメリット強調でなく、デメリットも十分考えて、慎重に対応していただきたいなと思います。

4番目、最後なんですけれども、救急車12台、3月末完成ということで、ぜひ成果をお披露目していただきたいなと。役場の前の駐車場に持ってきていただければ、町民の皆さんに見ていただけるのではないかなと思います。その辺は、ちょっと事前質問していないんですけれども、そのつもりあるのかどうかお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

このいわゆる高規格救急車の完成の暁にはというお話ですけども、今のところ、どのような形でやるかと、お披露目するかということは今後検討したいなとは考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 最後に、カプコの成果を具体的にどのように当町、当町民に生かしていくのか、現在の課題、今後の課題を踏まえ、展望を具体的にお伺いしたいと思

ます。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

官民共創コンソーシアム（カプコ）は、現在町が直面している課題について、民間事業者が蓄積しているノウハウを様々な事業に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、防災関連事業の推進によって、関連する企業の町内集積とPRと。また、交通弱者解消のための公共交通の推進、国見町事業戦略による国見町のブランドの向上と交流関係人口の増、「くにみ学園」構想推進による自ら学び豊かな心・健康な体・郷土愛を育む教育の実現、国見町を持続的に発展させるための移住・定住促進の取組、SDGsの理念に基づく持続可能なエネルギー確保の取組、これらについて実施していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 穴戸武志君。

3番（穴戸武志君） 最後に、ぜひとも当町がイニシアチブを取ってやっていただきたいなど。ほかのところに振り回されないような取組を行っていただきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和5年第1回国見町議会にあたり、さきに通告してありました質問をさせていただきます。

内容は、公立藤田総合病院デマンド交通実証実験について並びにまちなかタクシーの今後の運営対策についてであります。

当町においては高齢化が進み、住民の足を確保するということが最大の課題であります。その対策案として、まちなかタクシー事業など様々な施策を行っているが、その成果を十分に見いだすことは困難な状況にあると考えます。そこで、公立藤田総合病院を核としたデマンドの在り方として実証実験を行ったようではありますが、その結果はどのようになったのか、なぜその結果報告がなされていなかったのか、その見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 10番渡辺議員の質問にお答えいたします。

この実証実験につきましては、まちなかタクシーと病院バス、これを含めた公共交通の再編を模索するために実施した事業でございます。当初、まちなかタクシーを運営する商工会での取組を検討されましたが、困難であるということから町が実施したという内容になります。まちなかタクシーの利用の約7割が藤田病院の通院に集中していることを受け、これにICT及びAI、人工知能を活用した配車システムなどにより、通院の利便性を目指し、新しいシステムを現行に組み入れることを検討しましたが、実際的にはアプリケーションの登録が進まず、高齢者にはICTの活用が難し

いという課題もあり、実際的には導入には至らなかったというものです。このため、これまでのまちなかタクシー制度を変更するまでに至らなかったために特段の報告はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま課長から、そういう至らなかったということでありまして、やはり初めて行うために、いろいろなものをするため実証実験であるということでしたので、なおさらやっぱりただではなかったわけですね。やっぱり小まめに今の現状はどうだった、そして、こんなふうに高齢者にちょっと難しいんじゃないかという結論を達しているんだということは考えなかったということですねけれども、やっぱりそういうことを考えれば、もう少し早めな報告があっても良かったのではないかと思いますけれども、その考えをもう一度伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

あくまでも実証の実験の段階であったということ、そして、最終的には制度等、町民の皆さんに大きく影響するものでなかったということから、先ほど申しましたとおり、特段の報告には至らなかったという内容であります。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回のように、私どもからなぜなんですかと言われる前に対応するのはではなく、交付金という金額が少ないからではなく、2000万円です。さっき言ったように、2000万円というのは事業を行う自分ら事業者になれば、2000万円以上の金を使って、その先に何もなかったのかと言われると、なぜそれを使ったのかということになると思います。やはりお金を使うということは、そのお金に見合ったものが出てきて初めてどうだったの、こうだったのというのがあって初めてだと思っております。やはり交付金を利用しているということで、よく考えるべきだなと思っております。

では、町民に対して、この交付金はこういうふうに使いましたよ、このようにやりましたよというような報告は行うつもりなのか。今の課長の答弁では行うつもりはないということで理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 今回につきましても、あくまでも実証実験ということであり、交付金等を活用しながら本事業を進めたところです。特段の報告は、現在のところ考えていないということをご理解いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 私のほうからも追加で答弁をさせていただきますが、この事業につきましても、当然決算の認定の段階で事業の成果という形で、議員の皆様には概要については報告しています、詳しい報告はしていないかもしれませんが。

それとあと、この地域公共交通、デマンドを含めた地域公共交通、やはりいろいろな、様々な課題を抱えていますので、今後この事業で取り組みました結果も踏まえて、今後の国見町の公共交通をどうしていくか、そういう部分にきちんと役に立てて、住民の皆様の利便性が上がるような公共交通体系をつくっていくための一つの要素にしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、副町長からの話を聞きまして、その先の質問に移るわけだったんですけども、この実証実験というものは、事業目的は何だったのか。この実証実験を行うことによって、何を得たかったのかというその内容につきまして、もう一度改めてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

冒頭申し上げましたけれども、現在、まちなかタクシーを運行しておりますが、特に利用の多い病院の通院者、さらには病院バス等の問題もございまして、これにつきまして、最新のICT、そういった技術を活用して、予約や受付、配車、それから運行ルート、俗に言うオペレーション機能の向上によりまして利便性を向上させること。さらには、先ほど申しました病院バスと、さらに拡張的なことがあれば、それに結びつけていきたいということが趣旨でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私も商工会で携わった者の人間として、もう一度お尋ねします。

先ほど課長からも言われましたように、商工会においてまちなかタクシーの状況、運行状況、あるいはどのような方がどのような場所に行っているか、そして、その場所に行くにはどうして使っているのかとか、いろいろな、様々な実証実験を行ってきたつもりであります。そこでまちなかタクシーを利用する方は、やはり先ほど課長が言いましたように、大体病院の行き帰り、つまり病院に行くための交通手段の一つだと思っていることが大半だということが分かっておりました。そういう時点のことが分かっていたのに、その内容とどのように違いがあったのか。課長が今やっていたのは、まちなかタクシーでやった実証実験と今回やった実証実験との差は何だったのか。結局70%だと先ほど言いましたけれども、7割の方はまちなかタクシーをこのように利用しているんだということは、その方々がどうして動いているのか、どういふことを聞きたかったのか、その辺の内容を聞いて、もう少し細かくお知らせしていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まちなかタクシーからのデータにつきましては、出発地とか到着地、それから利用の時間帯とか日程とか、そういうものについては、データを確かにいただいております。

した。ただし、この新しいMONETシステムにおきましては、さらにそのルートデータも含め、申込みや配車の関係まで自動で、AIによって配車できるようなシステムを模索しています。そうしますと、性質がもうちょっと上のレベルになるところで、今回のデータの収集の一つの目的であります。さらには、先ほど申しました、それをうまく病院とかその周辺のルートに合わせた中での運行実験ができるような形までデータがそろえばいいのかなということでも求めたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の説明では、まちなかタクシーでいただいたデータより以上のものを求めたい。もっと細かく、もっとAIというちょっと口では言い表せないけれども、コンピューターでも、いろいろでも、人工知能を持ったもので配車するなり、そのものを考えるにはどうしたらいいのかということでも言ったんだと思うんですけども、では、その実証実験を行う上で、そういう情報を得たかったということは十分理解いたしました。では、先ほど申しましたけれども、約2200万円の経費をかけて実証実験を行ったとおっしゃいますけれども、1段階目では1000万円というか、1年間のある程度実証実験を行う。それをあえて2年間をやらなくちゃいけなかった。2年間を通してしなければ、その実証実験のものができなかったのかな、なぜ1年でなく2年やったのか、その辺をちょっともう一度聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本実験につきましては、令和2年11月から令和3年12月末までの期間で行いました。交通システムというのは、通常10月から9月までというのが一つのサイクルになっておりますので、それに伴いまして実施し、事業の実績を、効果を認めるために1年以上の経過を見込んで開催したというところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やはり最新型の情報システムを活用したいということが目的であるということは十分理解できますけれども、内容がまちなかタクシー、自分でやっていたものと全然変わらないというわけではないですけども、最初言ったように、5か月間の実証実験でのデータでは十分それを賄うことができなかった。だから、2年間やった、2年間も続けたということで理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本実験に際しては、新型コロナ感染対策もありまして、非常にサンプル数が少なかったということ。それから、先ほど申し上げましたとおり、交通システムについては1年間というのは10月から9月までというのが一つのことで、その1年間のデータを取得したかったというのが趣旨でございます。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ちょっとその回答の10月から9月の1年間だということなんですけれども、私の頭の中で、ちょっとデータとしては当然2年間という感じだったものですから、それがちょっと違うかなと思ってはおりますけれども、その辺はいいということにいたしましょう。

では、今回の委託料と交通システムをつくるための実証実験というのは、内容は、バスのほうは無償でありましたね。病院バスのほうの実証実験のために無償で片方乗りました。片方は無償ではありませんけれども、まちなかタクシーは業者さんが頂いていると。受益者負担というか、負担をしていただくということになっておりましたので、どうしてもやはり利用者さんはまちなかタクシーよりもただ、ただというか、無料の病院バスを利用したほうがいいということで、当然まちなかタクシーの利用者さんは減ったことは間違いないと思う。そして、まちなかタクシーの委託料というのは、相変わらずかかる経費は変わらないはずです。やはりバスの貸し料ということで、バスのお金というか、タクシーのお金はかかりますから、それは変わらず。そして、今回のMONETシステムの実証実験するためのお金もかかっている。つまり2倍とまではいきませんが、一つの事業を2回続けてやりました。利用する人間が同じなのに、二つの利用するものがあると。そして、経費が2倍かかっていますよという形になってしまっているわけですね、結果的には。そうすると、単純に町の経費がその時点では増えたんじゃないかな。その辺はどう考えてやったのか、その辺お尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。当初につきましては、商工会で運営しているまちなかタクシーと今回の新たな実証実験を連携した形で進めたいとし、準備しておりましたが、最終的には、商工会さんのほうでは対応できないということもありまして、どうしても町の交通システムを確立するために商工会様と今回の病院の実証実験がタブってしまったということは、逆に言うと本当に残念だったのかなと思います。

答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私ども、私どもというか、商工会の一員としては、やはりまちなかタクシーの乗車率を上げることがつまり町の負担を少なくするというのを目的でまちなかタクシーの運営を考えて常にやっていたつもりでいました。であるために、やはり今回のような形を取らざるを得なかったということは、いささか自分らも考えなくちゃいけない部分も確かにあったかなと。自分らの職員の対応のせいもあったのかなと思いつつも、やはりそういう考えは常に持っていたということを町当局もご理解していただければと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

先ほどから言っていますが、新たな事業を実現するために、当局では先ほどのよう

な形で最大の努力を行ったとは思いますが、内容はどのような努力を行ってきたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本事業につきましては、実証実験ということもありまして、交付金を活用した中で進め、ある程度のサンプルが必要だったことから、病院の通院者にとっても有利な制度であることを前面に出しまして、町民の皆様にも周知をさせていただきました。

さらに、公立藤田病院におきましても、これからの運行のことも考えながら協力いただき、病院利用者の方への働きかけを行っていただいたというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の答弁では、やはり町の利用者さんとか、その人たちに対しての努力をしたということの話なんですけれども、私はこのAI事業というか、MONETシステムを利用した上で、その先のものに持っていく考えがあったのかなかったのか、そして、いくためには当然お金がかかります。お金が必要となりますので、どうしてもそのお金をもらうためには、交付金だけでやりましたということの回答はいただきましたけれども、交付金プラス何かの補助金をもらうことの努力をなさったのかということをお聞きしたかったですけれども、その点についても一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 申し訳ありません。その運行に関して、利用者から料金を取るべきだったのではないかと趣旨の質問ですか。違いますか。すみません。質問の趣旨をもう一度お願いします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私が言っているのは、このMONETシステムとか、いろいろな実証実験を受けたのは、その先があると思うんです。実証実験を行って、その目的は実証実験だけではなくて、実証実験を行いました、その先をやりたいかと思うんです。そのやるためにはお金が絶対必要だと思うんですけれども、そのお金をもらうための努力をなさったのかということです。実証実験ができたかできなかったとかなくて、実証実験を行って、その先に何か目的があったと思うんです。それは一番最初に、それはやらないということで町民にお知らせしなかったということは分かりました。だけれども、町民にお知らせするよりも先に、その上に行きたかったのか。いや、それで良かった、実証実験を行った、やらなかった、ああそれで良かったという考えだったのか、その点をお聞きしたいということです。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 当然この実証実験の先には、新たな交通システム、今までまちなかタクシーで使っていましたけれども、それをまた新たなシステムに取り換えることによって、オペレーション機能を強化させ、さらには運転手、交換手、そして

予約する方、それぞれが簡単に軽減できるシステム導入をまず目指したというところがございませぬ。さらに、現在、病院バスの問題等ありますので、そちらのほうについても、今回の実証実験を基に新たなフェーズというか、新たな軌道等に持ち換えながら導入を進めたかったというのが正直なところではございませぬ。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、最後に言っていたそういう導入を入れたかったというようなものが最大の目的だったなと思っておりますので、実際そこを聞いたかったので、分かりました。

やはりそういう導入を目的でやっておりますけれども、自分も様々なことができた素晴らしいことだと思っております。ただ、例ではありますけれども、茨城県の境町ですか。NHKなんかでも放送されておりますけれども、もう自動運転バスということで動いていました。ただ、私は自動運転というものは、もう先の先だと思っておりました。東京オリンピックなんかで自動運転バスということで動いておりましたけれども、民間の自治体でもう既に動いていると。私はっきり言って分かりませんでした。NHKあるいは町民の方々もこういうのをやっておりましたよ、こういうの報道がありましたよ、こんなのがこの小さい町にあつたらすごいですよねというような話もお聞きいたしております。もう既に2年前から動いた。そして、そこの町の町長はこれは素晴らしいものだということで、県、国に交渉しに行ったり、それに対する事前の行動を行ったというようなこともネット上には拡散しておりますけれども、既に成功している町、今いった境町というところなんですけれども、そこに問合せをしてみたり、あるいは自動車のこととか、逆にその自動運転バスをこんな感じで動いているんだというようなことで、そこに計画をして見物、見物というか、そこに視察しに行くというようなことは、現実に向けた行動を行っていたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） その事業につきましては、現状ではそぐわないということで、事業を進めていないところです。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） その辺、でもやっぱり1億円、2億円ではありませんし、先ほど言ったような形なんですけれども、「くにみ学園」の構想だって50億円かかるのではないかということで、こちらもそれに近いようなシステムをつくれれば、そのぐらいの金額がかかるというような話にもなっております。やはり実現できるか、あるいはするかは予算もありますし、困難な問題だとは思われます。最初からできない、もうできるものではなく、やっぱりどのようにすればいいのか、そして、その情報を得ることが大切だと思っております。まずはこんな方法に行きたいんだというなら、境町というか、外の自治体に聞いてみるなり、情報を得ることだけはあってもいいのではないかなと思っておりますけれども、そういう計画を持っていてもいいのではないかと思

いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 先ほど来の質疑、あと答弁なんですけど、どうも煮え切らない。質問の意味がよく分からないというところもありますが、我々の答弁も、申し訳ないんですけど、はっきりしないというところがあります。

整理をしたいと思います。この公共交通の関係、地域公共交通の関係、これは行政、町としても危機感を持っている課題のうちの一つです。商工会にお願いをしていたまちなかタクシーがうまくいかない。ましてや、事務局でもう手放したくてしようがなかったという現状。それを踏まえて、町が引き受けました。そういった経過もあります。ただ、土曜、日曜の運行がなかなかできていないとか、ところが、土曜、日曜に使いたいという町民がいらっしゃるとか、そういったことを整理をする。しっかりと地域公共交通の課題に向き合う。このために、来年度住民防災課の中に生活交通係という係を設けることにしました。今の住民防災課の中ですと、ちょっと一つの係でやっています、業務の範囲がかなり広がったというところもあって、ましてや去年とおととしと地震があつて、その対応なんかもちょっとありましたので、なかなか難しかった、事業を進めることが難しかった、体制的にできなかったというところもあったので、その反省に立って、この地域公共交通を所掌する係を新設することにしましたので、今日、今いろいろと質疑ありましたが、そういったことをきちんと踏まえながら、来年度は対応を明確化するし、一步でも二歩でも前に進められるような施策を構築できればいいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私の考えというか、私の気持ちがどんどんどんどん先走っていることになっちゃったので、今、町長からその考えをお聞きしまして、大変ありがたいなと思っております。

これから先の質問になると思いますけれども、やはりまちなかタクシーの今の現状、今の不満とかいろいろありますので、そういうのを含めながら、まちなかタクシーをより強くしていくんだなということが分かりましたので、大変ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

その先の質問いくかと思ったんですけども、実証実験を受けての今後の対応ということですけども、今、町長がお話しいただいたので、そこは割愛させていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

まちなかタクシーの今後の運営対策についてであります。

令和3年9月で当町と商工会の委託業務が終了いたしまして、10月より町が直接運営を行っているということなんですけれども、どのような形を取っているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

令和3年10月から町が運行業者と委託契約を結びまして、これまでの運行体系を引き継いで運行しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町が直接やっているわけではないですよね。どこかに委託はしていると思うんですが、その中身についてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えします。

これまで運行に携わってございました三協ハイヤーさんを委託先として運行をお願いしています。

答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 三協さんは、商工会としてもずっと付き合いが、付き合いというか、やっていただいた会社でありますから、三協さんとの業務提携が整っているというのであれば、運行に際しては支障なく運行していると思っております。

そこで、質問です。

先ほども申し上げましたように、乗車率を上げることは、すなわち町の負担を軽減することに直接つながっているということで常に考えておりますけれども、その考えを今の委託業者、三協ハイヤーさんになるとは思うんですけれども、その考え方を三協さんは理解をしていらっしゃると言われるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

あくまでも運行につきましては、安全運転を優先することとしておりまして、委託仕様においては乗車率の向上というものは記載しておりません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） その委託業者というのは、運転をするための委託業者、運転をするだけ、安心・安全にお客様を移動させる、移動して目的地まで持っていくことだけが委託業務の仕事ではないと思うんです。つまり、今まで商工会という組織がやったように、何人が乗っていて、どのような場所に行っているというところ辺も実証実験と同じように会議をつくっているのかなとは思っております。ですから、やはり急に乗車率を上げることを強要する、今の委託業者さんに。では、もう少し委託業者さんに乗車率を上げるようなことを強要する、つまり上げることに何か努力してほしいとか、こうすれば上がるのではないですか、こういうことをやればもうちょっと乗車率が上がってくれんではないですかというようなことを共同的に話し合いをしているのか。そして、それを逆に強制しちゃうと、商工会のように業務提携することはできませんけ

れども、もしタクシー会社さんですから、では、国見町とのその業務提携をとめてしまおうとか、やめてしまいますよというところまで発展してしまうという懸念が残ってしまうんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） ただいま申し上げましたように、基本的には安全走行をまず優先してくださいと。さらには、親切な、そして効率的なということについてはお願いしているところでございます。業務、危険にさらすような、苦しめるような乗車率の向上というものは言っていないところであります。さらに、運行業者とはその辺を連携しながら、月に1回程度打合せを持ちながら現在運行しておりますので、その辺、きめ細かな対応をしていきたいというようなことで考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 同じような話になってしまうと大変申し訳ないんですけども、やはり先ほど来言っておりますけれども、先ほどからも同じような質問になりますけれども、運行状況あるいは配車手配などができていても、利用者からの様々な意見、要望などはどのようなことで捉えることができているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 委託業者に寄せられた苦情、意見等については、当方についても報告を受けております。さらに、町に寄せられる意見等については、あまり私のところには来ておりませんが、改善できる部分についてはできるだけ改善に努めていきたいと、かように考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私どもというか、当商工会においてでも、まちなかタクシーを運行する、これをやるためにまちなかタクシーの運行委員会というものを立ち上げまして、やはり利用者さんの意見あるいは利用者さんの要望などを聞くための委員会が立ち上がっております。そして、運行業者と利用者さんと、そして、それを運営する商工会と。あるいは、それを見ている町内会長の代表者がいて運行委員会を開いて、そして、まちなかタクシーをよりよくするためにどうしたらいいのかということで執り行っていたんですけども、このような形のものがあったんですけども、今後はこのような委員会というような設立というか、考えがあるのか、町としては考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

先ほど町長が述べましたとおり、新年度におきましては生活交通係ということで、ある程度交通にも特化した形での業務を進める予定であります。その中で、直接町民の皆さんから意見をお聞きするなどして、改善対応に当たりたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁で、来年度新しい係を設けるということでありますから、大変いいことだなと。やはり利用者さんの意見を聞くということは重要なことでもあります。そして、少しでも、その要望を100%聞くことはできなくても、少しでも、1つでも要望に応えることが大切だと思っております。それが行政の務めであり、高齢者に優しい町になることだと思いますが、その点について改めてお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 議員おっしゃるとおりだと思います。町に寄せられる意見も含めながら、それは運行业者と連携して、改善できる部分については改善していく、そのように務めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ぜひ町と業者さんと、そして、委託業者の3者が手を組んで、よりよい運行、今以上に運行ができるようお願いいたします。

では、最後の質問に移ります。

私どもの商工会で運営したときは、オペレーターの人員は3人体制で行うべきだ、むしろ3人でなければできないということと考えておりましたけれども、その状況には、今3人体制でなかったというような話も聞いておりますけれども、その辺はどうなっているのかお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） ただいまの話はオペレーター業務となりますので、それにつきましては、受託業者のほうに支障のないような形で取り組んでいただくようお願いしているところであります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） すみません。今の質問は、今3人体制をするべきだということだったんですけども、今2名になっているというような話を聞いたのですけれども、今は3人体制になっているのか、あるいは2名体制のままが続いているのか、その点についてお尋ねしたわけです。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） あくまでも委託業者のほうで進めるべきことですが、以前1名が辞めて現在2名体制でしたが、3月からもう一人補充されるということで聞いております。

答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 2名体制から3名体制になったということを知りまして、安心しました。やはり3名体制を維持することが一番大切で、なぜ3人でなくてはいけない

のか。私どももなぜ3人でなければいけないのかと言いましたら、2人でやると交替制を使いまして、万が一事情があってお休みをしなければ、そうすると、2人体制になると、ある程度の時間帯もありますけれども、2人でやってしまうとどうしても非常に難しいものがある。まして2人となると、言葉悪いですが、収入が上がるわけなんです。収入が上がることによって、旦那さんがいれば旦那さんの所得になるのか、自分の所得で納めるのかというような、パートの金額が変わりますので、金額が変わるといふか、納税の額が変わりますので、その辺を考えてやっぱり3人体制とするのがベストだということで、今まで3人で、何が何でも3人でやるということをやっておりました。ですので、やはり3人を崩さないように、3人でなければやっていけないんだ、もし2名になってしまうよというような状況にならないように、町のほうからもその欠員の補充がすぐにできるように対策があるのか、ただ単に業者にぶん投げて、ぶん投げてというのは言葉悪いですが、業者に何とかなるでしょうというようなことをしているのか、その辺を行政もほうも加わってやらなければいけないと思うんですけれども、その対策は考えあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） オペレーターの数ですが、それは受託業者が決めることです。町がとやかく言うことではありません。3人必要だと考えるのであれば、その受託業者が3人を確保すればいいと思います。それは、委託業務をする際に指定はしていません。オペレーターを配置をしてくれという仕様書にはなっているのかもしれませんが、人数までの拘束はしていません。そこは受託業者のほうで採算等いろいろと勘案した上でオペレーターの数を決めればよろしい。ですから、町側から何人でやってくれとか、それではないと駄目だというような拘束はいたしません。ご理解ください。

答弁とします。

議長（東海林一樹君） 先に進めてください。どうぞ、渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長が今言いましたように、委託業者にそれを委託しているということであれば、その辺も考えて進めていただきたいと思っております。

まちなかタクシーは、先ほどのいろいろな実証実験を行ったと同時に、まちなかタクシーは重要な交通手段、移動手段として捉えた場合、今以上に町民に知ってもらい、乗っていただくことが大切だと思っております。今後の対策として、どのようにまちなかタクシーに乗っていただくのか、利用していただくのか、どうすればいいのか、このような考え方をどのように持っていきたいのか、ご所見をお伺いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まちなかタクシーにつきましては、月平均1,400人、大体年間で1万7000ぐらいに今年度は利用のほう伸びるのかなと考えております。町民の足としてある程度定着しておる反面、いろいろ様々な課題があるということについては、先

ほど町長から述べたとおりでございます。それに対しましても、町では来年度新たな体制できちんと対応するという形で考えておりますので、まちなかタクシーを基軸とした中での見直しが進められると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今までもずっと質問の中で来年度、つまり4月からの考え方もありますし、そういう形でまちなかタクシーを充実させながらやっていくということは十分今回の質問の中にも把握されているということで理解させていただきました。

最後に、ちょっときついことかもしれませんが、今まで4人の町長と話をさせていただきました。今回の町長さんはいろいろなものに挑戦して、いろいろなものを考えてやっております。大変すばらしいことだなと。やはり既存を守るだけではなく、新たなものに挑戦をするというものが見えるということは大変喜ばしいなと思っております。しかし、新しいものをやるということは、いろいろな意見について当然話を通さなくてははいけません。今回の場もいろいろな話、はっきり言えば、いろいろな新聞報道が出て、その後はどうする、こうしたのという行動するのではなく、やはり自分の信念を持ってこれをやっていくんだ、これをやりたいんだということを常日頃やっていただきたい。そのためにも、職員も含め、町民も、議員も含め、全員の説明責任もありますけれども、小まめな説明をしていただき、運営をしっかりやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時20分まで休議いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） 「くにみ学園」の基本構想について質問いたします。

先に山崎議員、松浦議員からも質問があり、重複する部分もあるかとは思いますが、私なりの視点から質問させていただきます。

「くにみ学園」の基本構想が示されました。しかしながら、多くの町民は「くにみ学園」が何を目指しているのか、必要性があるのか等、具体的に分からないのではないのでしょうか。子どもたちの将来に関わる一大プロジェクトであり、問題点を整理し

て理解を深めたいと思います。

まず、国見町の現在の教育環境を整理してみます。平成24年、少子化に対応するため五つの小学校を統合し、国見小学校が誕生しました。平成25年、既設保育所統合、そして、藤田幼稚園と森江野幼稚園が統合され、くにみ幼稚園が誕生いたしました。平成26年には、コミュニティスクール「くにみ学園」を開始しました。これにより保幼小中一貫教育を行い、家庭・学校・地域が一体となった子育て教育を行っています。平成27年4月には、地域学校協働本部事業を開始し、これら一連の活動が認められ、文部科学大臣賞を受けております。私も小学校統合により友達が増えて、お互いが刺激を受けて学力が向上したとか聞きますと、良かったなと感じております。このような状況の中で、教育委員会は新たな「くにみ学園」の構想を打ち出してきました。

質問ですが、これまでのコミュニティスクール「くにみ学園」の一環教育、それと、新しい「くにみ学園」の一環教育は、どこがどう違うのでしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

平成26年12月にスタートした国見学園コミュニティスクールは、国見の教育ビジョンに基づき、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ一つずつという特性を生かして、目指す子ども像を共有し、アクティブプランをベースとした教育指導により、自ら学ぶ力、豊かな心、健康な体、郷土愛の育成を図るものです。

具体的には、幼稚園と小学校の交流、小学校と中学校の交流、中学校と幼稚園、そして、保育所の子どもたちとの触れ合い、そして、教職員間での教育研究会がなされています。しかしながら、実質的な施設の点在、学校組織の区別があり、交流連携には限界があるところです。

現在の課題としては、少子化により学級数が減少していることから教員数も減っていること、学力が二極化し、理解が早い子とそうでない子が二分していること、体力・運動能力の低下、いじめの防止、不登校や支援が必要な子への対応、家族形態や地域コミュニティの変化などが挙げられています。

現在検討を進めています「くにみ学園基本構想」での一貫教育の目的、方向性に大きな違いはありません。しかし、同じ敷地にこれらの施設をまとめることにより、日常的に連携交流が図られ、小さい子は大きい子の姿を見て憧れを抱き、大きい子は小さい子を意識しながら面倒を見たり、学び合い、育ち合ったりすることができると思っています。そして、子ども間、教職員間、子どもと教職員間、また、保護者間の連携、つながりは大きく広がるものと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの答弁ですと、教育の目的そのものについては大きな違いはないと。ただ、今後は校舎を一つにすることによって、お互いの交流が深まり、新

たな教育ができるということのように聞こえます。簡単に言うと、建物を一つにして、そこにみんなが一緒に授業を受けて、そして、幼児と小学生、中学生が交流が容易にできると、そういうことでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

議員お質しのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今の教育の課題として、小1プロブレム、中1ギャップが挙げられております。これらの問題は昔からあったと思いますけれども、具体的な内容と、例えば過去の3年間の問題になった児童生徒数、その辺の人数とかは確認しているんですか。確認していれば、3年間の数字をそれぞれお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

議員自身が子どもの頃、あるいは議員のお子さんが子どもの頃は、特別支援学級の子どもはほとんどいなかったと思います。今は支援の必要な子どもを発見する知見、様々な学習障害の種別があり、接し方やその子に適した学習の研究も進んでおります。

小学1年生が新しい環境になじめず集団行動がうまくできなかつたり、授業を静かに受けられなかつたりする状態が継続することを小1プロブレムといいます。幼稚園では、遊びを通じた教育を通して主体性を育ててきた子どもたちが小学校で突然規律を重視した教育や、指示どおりに活動することを求められ、戸惑うことが原因の一つとされています。

また、中学1年生が環境や学習内容が変化し、なじめずに不登校になったり、いじめなどの問題が起きたりすることを中1ギャップといいます。学級担任制から教科担任制に変わり、定期試験の結果を重視し、人間関係が複雑になり、また、上学年から下学年になるなど様々な変化が要因とされています。

子どもたちは一人一人に個性があり、発達段階にも差があり、家庭環境も違います。表れる現象も違うため、小1プロブレム、中1ギャップという明確な人数は押さえておりませんが、小学校では特別支援学級ではなく、普通学級には在籍しているものの何らかの支援が必要な児童の人数は、今年度27人おります。

また、不登校の人数は、今年度1月現在で小学校4人、中学校10人、令和3年度、小学校7人、中学校9人、令和2年度、小学校9人、中学校7人です。さらに、特に理由がなく遅刻や早退などが見られる不登校傾向の児童生徒も一定数いるところです。

「くにみ学園基本構想」では、認定こども園と義務教育学校を同じ敷地に一体的に整備するとしています。これは、同じ敷地にそれぞれの施設をまとめることを意味して、それぞれの施設をどのように配置、連結していくかは、基本計画の中で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 小学校入学するときは、4月生まれと翌年の3月生まれまでは10か月以上の差があります。当然、小さいうちはいろいろな差があるとは思いますが、その差はある程度時間の経過とともに順応していくとは思いますが、それとは別に特別な支援が必要な子ども当然いるかとは思いますが、ある程度は順応していくということではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

現実的に特別支援学級の人数、そして、クラスが毎年度増えている状況にあります。今、現状で適応していくという状況にはないのかなというふうに考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 社会の変化に応じた学力が求められます。それと、幼小の連携、接続が重要だということは、私も理解しております。ですが、構想では0歳から15歳までの全員を一つの建物に収容しようとしています。構想によりますと、認定こども園が13クラス、小中学校で28クラスと、全部で41クラスにもなります。私は直感的に、そんなに大勢の人を詰め込んで大丈夫なのかという本当に心配になってきます。今の幼稚園は園舎も園庭も広く、これだけの設備が整った幼稚園はほかにないのではないかと思います。今のくにみ幼稚園を認定こども園にしたほうが広さも十分で、ゆとりと開放感が味わえるのではないのでしょうか。この点について所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

認定こども園に限って言えば、あくまでも認定こども園の部分であります。この部分につきましては、くにみ幼稚園の敷地で十分と考えられます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 管理の面からしても、大きな校舎、大人数の子どもたちよりも、二つに分けたほうが目が届きやすいと思います。0歳から6歳までは認定こども園、7歳から15歳は小中一貫校との別々の場所、建物で運営したほうが理にかなっていると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） お答えします。

平成29年に学習指導要領が改定され、幼児期の保育・教育が注目されています。特に幼稚園から小学校低学年までに非認知能力と言われる目標に向かって頑張る力、人とうまく関わる力、感情のコントロール力などを育むことがその後の人生に大きな差を生むことが分かってきました。この能力は遊びの中で生まれ、遊びは学びにつながります。小学校低学年でも同様に、遊びの延長で伸ばすことが可能とされています。

小1プロブレムといわれる幼稚園から小学校への接続で、机に座って授業を受ける

規律、集団行動になじめない子どもが年々増加傾向にあります。これらの課題への対応は、幼小の接続をうまくつなげることであり、そのために一体的あるいは近くでという方針が出てきます。子どもたちの現実の課題に対して対応することを考えれば、一体的なつながる学園のほうが理にかなっていると考えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 建物を一体としたほうが理にかなっているというご答弁ですが、私はやっぱり別のほうがいいのではないかと考えます。

それはそれとしまして、やはり幼児教育と義務教育、これは当然義務教育ですから、あと幼児教育は親御さんがそこで教育するかどうかは義務ではないわけです。そして、小学校に入学するというのは、やはりその子どもにとっては人生の大きな喜びとともに大きな成長になるはずで、それが幼児教育から同じところの校舎に行くという感覚と、私はどうもしっくりこないんですが、義務教育がここから始まるというそういう気持ちの節目にあたってのそういう区切りがあったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今、教育次長が答弁をしたとおり、認定こども園から義務教育学校、幼から小への接続については、これはすごく今大事だとされています。国も文科省も、そのところは教育指導要領の中でもうたっていることで、様々な幼小の連携が今行われてきています。「くにみ学園」においては、そこを物理的なところでも近いところでもやっつけていこうというのは、一つの特色だと思っています。

今、佐藤議員から幼児教育と義務教育のところはやっぱりちょっと違うのではないかと、あるいはイベントとして義務教育学校に入学をするというところはきちんとやった方がいいのではないかとのお話をいただきました。これは私どももそう思います。なので、認定こども園はあくまでも認定こども園です。これは内閣府が所管をしています。義務教育学校は文科省が所管をする学校ということになりますから、その所管するところが違うということがありますので、全く一緒に一つの学校で一つの学園長が全て統括をするということにはならない。これは、認定こども園での入園あるいは卒園、さらには義務教育学校での入学、卒業ということは、やっぱりその接続については儀式として、きちんとした行事としてやっていくということがこれからも続くと思っています。

ただ、実際の教育の中で、幼稚園の年長のお子さんが遊びの中で様々な学びをしている。幼稚園では、実は小学校に上がるからということで、本当に一生懸命先生方教えてくれていて、4月の段階と、翌年になると子どもたちの成長がもうはっきりと見て取れるというところまで育ててくれます。ところが、今の現状だと、小学校に行った先で一番何もできない低学年というような位置づけになっていて、小学校の先生と幼稚園の先生との交流あるいは意見交換というものが、定期的にはやっていますけれ

ども、それだけではやっぱり足りないというところが現実に出ています。そこを同じ敷地、近い中でやっていくことで、先生方の交流も日常的に図られ、あるいは小学校の先生が幼稚園に行って日常的に視察をする、逆のパターンもある。それが子どもたちに安心を与える。さらには、お互いにやっていることが分かるということにつながってきますので、そこは特色のあるものになるだろうと考えています。

これは、子どもたちのことを考えてというところも当然ありますが、そのためには、先生方の研修、交流がふだんから行えるということがとても大切なことだと思っていて、それが一体的なという意味での、いわゆる敷地の中で施設があると。ただ、その施設の配置あるいは接続についてはこれからの検討になるだろうと、そのような意味でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 建物を一体とすることで日常的な交流ができる。それはそうなんではしょうけれども、いわゆる交流という面でいけば、別に建物は違っても、それはできないことではないと私は思います。

社会の変化に対応した学力を養っていく、きめの細かい教育実現のために小中一貫校を目指すのは時代の要請だとは思いますが、そして、義務教育学校のほうが運営の選択肢が増えていいのではないかと私も考えます。ただ、その場合も、今ある国見小学校あるいは県北中の校舎を土台としたもので十分ではないでしょうか。全く新しい校舎を造れば、そのお金もかかります。この点について所見をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

11番松浦議員に答弁をしているところもありますが、「くにみ学園」構想の特徴は、0歳から15歳のつながる学園です。これまでも「くにみ学園」コミュニティスクールで、保幼小中一貫教育を進めていますが、実質的な施設の点在、学校組織の区別があって、交流、連携には限界があるところです。

具体的な課題については、先ほど来お話をしておりますが、少子化により学級数が減少していることから教員の数が減っていること、学力が二極化、これは理解が早い子とそうでない子が同じクラスの中に二の極をつくっているという意味です。さらには、体力、運動能力の低下、いじめの防止対策、不登校あるいは支援を必要な子への対応、家族形態や地域コミュニティの変化など、今までとは違う様々な課題が見えてきています。これらの課題に対応するために、点在をしている施設を集めて、0歳から15歳の実質的な交わりをつくり、つながりをつくるということを理念としています。

建設の工事費については、基本構想で国見小学校、県北中学校、上野台運動公園の3か所について記載をしています。今後、基本計画の中で、リノベーションして再利用すべきか、新しく建設すべきか、概算費用を算出し判断をしたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 次の質問にいきます。

基本構想策定の段階で、策定委員の中から、例えば認定こども園と小中一貫校は別々に考えたほうがいいのか、あるいは、今ある校舎を利用して費用を最大限に抑えるべきではないかというような議論はなかったのでしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

基本構想の策定委員会ですが、あくまでも保育、教育の理念、指針となるべき構想ということで検討しています。既存の施設の活用については、基本計画の中で検討をしていくということにしております。ただ、議論をしていく中で、委員からはくにみ幼稚園もつたいないね、あるいは、あまり大きいと維持管理していけるのか心配だね、また、安全面からは広い場所のほうがいいね、このような発言はありました。しかし、構想の大きな理念であります0歳から15歳までのつながる教育、連続した学びを実現するための認定こども園と義務教育学校の接続、つながり、幼小の接続、これは非常に重要な視点であることについて委員会での意見は一致をしています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 策定の段階でくにみ幼稚園も広くていいねとか、そういう意見もあったということでございます。ただ、基本構想は今、教育の答弁にあったように、一つの建物の中で認定こども園と幼小中を一体としてやったほうが理念に合うよねというお話ですが、そうしますと、今後この基本構想に沿って基本計画が策定されるということになるかと思えますけれども、私の考えとしては、それはそれ、今の基本構想はそれとして、もう一つ認定こども園を小中一貫校と分離する、そして、校舎も既存の建物を優先するという考えもぜひとも選択肢に加えて、基本計画の中で議論していただきたいと私は思うのですが、その点はいかがででしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今出された質問でございますけれども、当然基本構想が案がまとまりました。その次のステップとして基本計画があります。その基本計画の中で、今三つの候補地がありますが、国見小学校、あとは県北中学校、この二つに関しては、現存の校舎がありますので、その校舎をどうするかというのが候補地の選定の中でも出てくるのかなと思っています。場所が決まれば、では、そこにある校舎をどうするかという、上野台の運動公園は別にしてです。三つのうちの二つを考えたときには、では、その校舎をどうするんだという議論は当然出てくるものと思っています。学校を新しくするというその言葉をそっくり捉えれば、当然何もかも新しくすると捉える方もいらっしゃるでしょうし、逆に現存の施設をリノベーションするというのも当然あるだろうという、この二つの考え方というのは文科省の本省の職員と話をしている中でも当然出てきています。まっさら、ゼロから作り直すというものと、あとは現存の施設を改修

する。改修して国見町が考える「くにみ学園」を実現するというこの二つの方法があるでしょうということは教示をいただいていますから、まずは学校を新しくつくるという言葉だけで、ゼロから作り直すのかという感覚だけはちょっと置いておいていただくのがいいのかなと思います。

基本理念となる基本構想は、皆さんいろいろ議論はあろうかとは思いますが、大筋では納得いただいているものと思っています。理念的なところでの異議というのはないものと我々も捉えてはいますが、では、それを実際に具体的にどうしていくんだとなったときの次のステップの基本計画、ここのところで場所はどこの、事業費はどのくらいかかる、規模はどうなんだという、そこでいろいろちょっとこう先のことでいろいろ議論が進んでいるところがあると思っています。

ですから、今、佐藤議員が質問された、当然認定こども園と一貫校と分離するというこの件に関して言えば、基本構想の策定委員会、これは山崎議員あるいは松浦議員の質問の際にも答弁したとおり、現状の保育であったり、教育、これに造詣の深い知見のある専門委員あるいは今現在子育てをしている保護者、そして、学校現場で日々児童生徒を見ていて、いろいろなことを感じている教員たちが入っているその策定委員会の中での案、取りまとめした案ですから、これをこの専門知見と現状を肌感覚で知っている人たちが取りまとめたこの基本構想というもの、これを引地が否定をするということではできないと思っています。ですから、認定こども園を一貫校と分離するというその質疑に対しては、それはノーとお伝えをしたい。

ただ、前段にお話をした三つの候補地のうちの、今、学校がある場所がもし選定されるのであれば、そこにある校舎をどうしていくかということは当然議論になってくると。まっさらにしてしまうのか、今あるものをうまく使って、改修をして「くにみ学園」を実現するのかといったところは当然出てくるものだと思います。

ですから、これまでの、どうも基本構想の中身を今まで分からなかった、聞いていなかったというお話が随分と出ていますけれども、これも先ほどお二人の議員の質問にも答えたとおり、まず、たたき台というのは検討委員会なら検討委員会の中でもんで、それをある程度作り込んで、では、このたたき台で意見をいただけませんかというそういう流れになるというのが今までのこの国見町のやり方でしたから、それを踏襲したということ。ですから、「くにみ学園」の話が出てから半年しかしていないのに基本構想が出て、これで進めていくのかという、我々行政側も紋切り型のところでは考えてはいません。たたき台をつくるまでは確かにきちんとした案がないので、皆さんには示せなかったんですけれども、今回はこの基本構想という案ができましたので、まずはそれをたたき台にして皆さんから意見をもらうという、そのところちょっとご理解いただきたいなどは思います。

ですから、先ほどの質問に関しても、認定こども園と一貫校を分離するということに関してはなかなか難しいと思っていますし、それ以外のことについては柔軟に意見をお聞かせいただければなどはと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま町長からは、認定こども園と小中一貫校の分離は難しいというお話と、あとは今後、校舎の場所によって全く新しくするのか、リノベーションするのか、それは検討課題だというご答弁でございました。

これは私の考えですが、認定こども園も変えて、今のくにみ幼稚園が校舎も園庭もすばらしい、そして、今は認定こども園ではないわけですよ。取りあえず認定こども園、保育所を統合して、あそこに認定こども園やったほうがいいんじゃないかと私は思っております。

国見町は、今、過疎町の指定を受けて、今までのような成長を追い続けるような状況ではありません。今後、公共施設への統廃合も見込まれる中、一方で新校舎を造るという考えは果たして町民の理解を得られるのかが疑問であります。私は基本構想を見直すべきだと考えます。

以上です。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） その考え方、民主主義の国に我々は生きておりますので、いろいろな意見があるというのは、それは当然承知しておりますし、議員も十分にご承知いただいているものだと思います。

ただ、その上で、一つ気になったことが、過疎の指定を受けた町だからあれをやっちゃいけない、これをやっちゃいけない、いや、やるべきではない、やらないほうがいいというその選択肢というのはいかななものかなと思います。

過疎の町は、先ほど教育長の答弁の中にもありましたとおり、900近い市町村が過疎の指定を受けている。その中で、では、頑張らなくていいんだらうか、あるいは人口減少のその速度を緩やかにするような対策を何か考えないといけないのではないかと考えることが果たしていけないことなのかどうなのかというところでちょっと疑問は感じました。やれるわけがないと考えてしまうと、何もできなくなるんです。これは先人の例を見てみても、一般会計の当初予算の規模が30億円から40億円のときに、この国見町が30億円から40億円のときに、33億円をかけて観月台文化センターを造っているんです。そのときも交付金を上手に使って、あの観月台文化センターを造っているというその先人たちがいるということを考えたときに、当時よりも国見町のこの現状というのははるかに厳しいのです。高齢化率を見ても4割を超している。そして、子どもの出生数も、今年度で言えばまだ20人に到達していない。では、過疎の指定を受けた国見町だから何もやらずにいいんだらうかと。確かにこの教育あるいは子育ての充実だけで国見町が再生されるとは思っていません。ただ、一つのコンテンツにはなり得るだらうとは思っていますので、どうぞ今後もいろいろな意見をお聞かせいただいて、我々も我々の考えを皆さんにお伝えをして、意見を収れんしていったって、「くにみ学園」がよりよいものになればいいなと思っておりますので、今後ともどうぞご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） ただいま町長から改めてお話ありましたけれども、私は成長を追い続けるような状況ではないと申しあげましたのは、別にあれもやるな、これもやるな、成長を考えて新しいことをやるなというわけでは当然ありません。必要なことはやらなければなりません。ただ、本当に高度成長期のような、これまでの成長を求める、それを求めるのはいかがなものかと申しあげました。何も過疎だからあれはやっちゃ駄目、それは当然私もそういうふうには思っておりません。必要なことをやっていくことは、それはそれで必要だと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、7 番村上 一君。

村上 一君。

（7 番村上 一君 登壇）

7 番（村上 一君） 通告しましたとおり、そのとおり質問したいと思うので、よろしくお願いたします。

町の仮置場の現状と課題についてであります。

東日本大震災から 12 年を迎え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射能物質の除去により発生した土壌等の保管所は、農地を主とした町内 11 か所、10ヘクタールの仮置場に設置されました。現在は中間貯蔵施設への輸送が全て完了し、仮置場の原状回復を行い、順次、所有者へ返地が行われている。しかし、返地された農地が転用され、結果的に周辺農地と住環境に影響を与えている場所もある。

そこで、町内の仮置場の現状とその返地後の利用状況及び課題について伺いたい。現在の仮置場の返地の状況について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 7 番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

町内 11 か所の仮置場につきましては、令和元年度から順次返地を行っており、今年度 3 月末をもちまして、全ての仮置場の返地が完了する見込みとなっているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7 番（村上 一君） では、2 番に移らせていただきます。

仮置場の返地後の土地利用状況に対して伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（実沢隆之君） お答えいたします。

これまで返地しました土地は、一部を除いて農地として利用されています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7 番（村上 一君） それでは、次に移らせていただきます。

仮置場における山崎字前柳地内に予定されていたバイオマス発電の資材置場は、周

辺環境に影響を及ぼす事案が発生し、ログホールディングス社が住民説明会を行った結果、撤退を表明し、その後、本地に売却もしくは太陽光発電所建設を検討しているが、それに伴い、早急に現有保管物を搬出する対策を講ずるべきと考えるが、町の考えを伺いたい。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（実沢隆之君） お答えいたします。

山崎字前柳地内資材置場につきましては、農地転用の工事完了前にフラフ燃料を搬入し保管しているため、株式会社ログホールディングスに対し、至急フラフ燃料を搬出するよう指導通知をしています。引き続き県と連携して、早急なフラフ燃料の搬出と農地転用許可に沿った工事施工を指導していきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 現有保管物は、最初、バイオマス発電開始11月頃に合わせて、10月まで搬出するとのことでしたが、来年2月まで延期する考えでございますが、これに対して理由を聞いておられたら発言願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（実沢隆之君） 株式会社ログホールディングスに対しまして指導通知を出しました。それを受けまして、去る2月20日に資材置場に保管されているフラフ燃料の撤去に関する状況について回答がありました。

まずは、株式会社ログホールディングス保有の敷地等への移動、そして、新たな土地を購入して、その土地へフラフ燃料を移動する。さらには、有価物として売却して撤去することを含めまして検討しているとの回答をいただいております。

また、現在、当初の事業計画どおりに工事をしていない違反転用の状態であります。工事を施工するにあたり、フラフ燃料が当然支障となりますので、当然移動、搬出しなくてはなりません。あわせて、撤退を表明しておりますが、まずは転用許可を受けた工事を当初事業計画どおりに施工し、県から確認を得なければなりません。農地転用工事完了前にフラフ燃料を搬入しておりますので、当然認められるものではございませんので、引き続き県と連携して、早急にフラフ燃料の搬出と農地転用の工事を施工するように指導していきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 前年度12月4日に現場を見てまいりましたが、廃プラ破砕物ですか、が周辺に飛散しており、臭気もひどかったんです。それがそのとき何かブルーシートで被覆している状態だったんですけれども、これが完全ではなく、対策を講ずるべきと考えることなんですけれども、これが夏場に向かうとこれは大変な状態になると。やはりひどい状態が予想されますので、早急に搬出をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

搬出されるとなれば、ログホールディングス社の保有の運搬車を使用することとなるが、この運搬車は特殊車両で、総重量20トン以上の車で、広域農道を経由し徳江大橋を通るルートになる。しかし、徳江大橋は来年度改修工事が行われ、通行ができなくなる。改修工事終了後、通行が許可されるのか伺いたいと思います。お願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

現在、徳江大橋につきましては、定期点検で一部損傷が確認されたことから、道路の設計荷重を超える特殊車両の通行は許可してございません。橋の修繕完了後につきましては、道路法に基づきまして、通行申請内容を審査し、その可否、通行許可をするかどうか、判断したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） ログホールディングス社は、運搬車両の総重量20トン以上の特殊車両三十数台を所有しており、廃棄物は仙台市、群馬県太田市より毎日20トン、車にしますと毎日50トン以上の大型車両の通行は交通公害に、日常生活に耐えられない事態に遭遇することとなりますので、町としての対応をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、最後の質問に入らせていただきます。

農業振興に資するための仮置場跡地利用について、町の考えがあるのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（実沢隆之君） お答えいたします。

仮置場11か所のうち農地は9か所ですが、農地転用許可した山崎字前柳地内を除くと、現時点で農地は8か所です。この8か所につきましては、国見農業振興地域整備計画におきまして、農業上の利用を確保すべき土地として指定した農用地区域内に区分けしております。この農用地区域内におきましては、原則農地転用できません。今後10年間は農業振興を図る農地として活用していくこととなります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 町の農業振興のためにも、仮置場の跡地、今後の有効利用をおねがいし、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 3時20分まで休議いたします。

(午後3時13分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後3時20分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 次に、1番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） 令和5年第1回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

大きく2つございます。子育て支援について、もう一つが学力向上に対する支援についてでございます。

まず、子育て支援についてですが、1つ目、幼稚園、小学校、中学校の現在行っている子育て支援についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えします。

幼稚園、小学校、中学校における子育て支援の一番大きなものは、令和3年4月から実施している給食費の完全無料化です。ほかに、幼稚園では、朝と午後の預かり保育、栄養士や食生活改善推進員による食育教室、そのほかに英語活動など。小学生には、学童保育、地域学校協働本部事業として国見っ子わんぱく広場や少年仲間づくり教室。小中学生に対しましては、教員免許所持者による特別支援教育支援員やスクールソーシャルワーカーの配置、教員の加配の実現による充実した授業の実施等となっております。また、地域学校協働本部事業として、放課後塾ハルや学生ボランティアによる学習支援、学校支援ボランティアの取組を行っています。

さらに、令和4年度からは不登校児童生徒の支援として、教育支援センターステップを開設し、専門スタッフによる指導を行っています。

なお、町の子育て支援につきましては、妊娠期からのものは子育て応援ガイドブック「のびのび」でお知らせしていますが、保育所におきましても延長保育、子育て世代支援包括支援センター「ももさぼ」における妊娠、出産、育児等に関する個別相談など、ほけん課や福祉課においても様々な支援を行っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

そういった支援を行っているんですが、私がお聞きしたいのは、給食無料化など金銭的な面の支援、補助というのはどういったものがあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えします。

金銭的な部分の支援としましては、今ほどお答えしました給食費の完全無料化になります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 前に資料をいただきましたが、国からの支援とかというのもありますよね、入学時にどうのこうのとか。そういったものが聞きたいのですが。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

金銭的な面の支援につきましては、入学祝金等につきましては、過去においては行っていた経過がありますが、現時点では行っておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） そうですか。そうすると、今、町独自で、今話しました幼稚園、小学校、中学校に入学するときの支援というのは、金銭的には何もないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

給食費無償化について令和3年度から実施しておりますが、それ以前につきましては、小学校、中学校の入学時に金銭的な支援をしておりました。これに代えて、全員を対象に支援をするということで給食費無償化に変えたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 令和3年まで実施していて、今はやっていないということですよねですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

議員お質しのとおり、入学時の祝金は終了し、現在は、給食費無償化で対応しているところでございます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。次の質問です。

ほかの市町村と比較して、当町が支援で優れている点、劣っている点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

国見町の独自支援では、幼稚園から中学校までの給食費の完全無料化につきましては、近隣市町村に先駆けて令和3年度から実施しております。この内容につきましては、幼稚園で1人当たり年額4万6000円、小学生が5万3000円、中学生が6万3000円となっており、保護者にとっては大きな負担軽減となっております。

また、先ほど答弁した内容のとおり、地域学校協働本部事業として国見っ子わんぱく広場や少年仲間づくり教室、放課後塾ハルや学生ボランティアによる小中学生の学習支援などを行っております。ほかには、小中学校における教員免許所有者による特

別支援教育支援員の配置、幼稚園におきましても全てのクラスにおける副担任の配置、英語学習、自然保育などを行っております。また、「ももさぼ」における育児に関する相談支援などの充実があります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 聞いていますと、給食無料化だけかなというふうに思ってしまうんですが、たしか今日の新聞だと思うんですけども、桑折町も前倒しで給食無料化になるという記事が載っておりましたので、ほかの町と比べて同じというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） 子育て支援に関しましては、市町村においてそれぞれに独自策を行っておりますので、どちらがいいとかという部分については一概に言えないのが現状となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 私のほうからも、赤ちゃんが生まれたときの対応についてお話しさせていただきますと、すくすくももさぼ祝金、これは誕生したときに10万円、町独自で支給しているものでございます。ただ、政府において、新たな制度として妊娠したときと生まれたときに5万円ずつ支給するという制度が生まれました。町の先行する制度が出ていたわけですけども、だんだん国の制度が追いついてきたという結果ではないかと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 次の質問です。

いろいろずっと質問、皆さん、ほかの議員もされております、将来の子どもたちについての話がされておりますが、それも大事なんですけども、今現在子育てをしている保護者の方に対しての支援というのは検討されたことがあるのか、これからするつもりがあるのかお聞きしたいのですが。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

今現在の支援につきましては先ほど述べたとおりであります、今後も充実した支援について努めていきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、ちょっとお聞きしたいんですけども、幼稚園、小学校、中学校に入学する際に、制服とか運動着、こういったものが一時金で負担になっているはずですか。そういったものの金額というのは町では把握していますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

町としましては、近隣市町村の状況についても十分に把握しておりますので、その辺につきましては把握していると思っているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 把握しているんですか。というのは、私、聞いても分からなかったもので、幼稚園、小学校、中学校にお邪魔させていただいて伺ってきました。ただ、それでも一部しか分からないんです、学校でも。保護者の説明会にお渡しして、地元の業者に行ってくださいよみたいな。

分かる範囲で調べた感じですけども、幼稚園で指定の運動着だと購入するのに2万5190円、これは一部です。入園後にプラスアルファですから大体6万円。小学校は制服のみしか確認取れなかったんですが、5万3880円。ただ、一般的には10万円かかるというふうに言われています。中学校もなんですけども、これもやっぱり説明会のときしか分からないということで、これも地元のお店に確認を取ったところ、制服とかばん、これだけが分かりました。あと靴です。合わせますと9万1100円。ただ、これはネット上ですからはっきり言えませんが、大体中学校入学時に一時金でかかるのが15万円ぐらいと言われているみたいです。

ちょっと長くなってすみませんが、私は昔の人なのでお下がりとか、親戚とか兄弟とかというのがあってはないかと思っていたら、今はないんじゃないかと思ったんです、昔はあったとしても。ところが、今はママ友間で融通しているというふうに伺っているので、一概にお下がりがないわけではないと思うんですが。

ただ、これ町民の方にお伺いして、私、勉強不足だったんですけども、前は、先ほど課長からもありましたけれども、入園、入学時に一時金の支援があったというふうに伺っています。3万円だか5万円のクーポン券をいただいたと。先ほど町長からお金ではというクエスチョンがありました。クーポン券を配っていたそうです。ちょっと算出しましたら、数字間違っていたらごめんなさい。幼稚園が35名、小学校が44名、中学校が48名の見込みだと思います。これ必要な5万円、10万円、15万円で支援を、クーポン券を渡すと1330万円にもなってしまいうんですが、一律5万円のクーポン券だと635万円。いろんな補助金、補正予算だ、令和5年度はありますけれども、こういったものは、先ほど町長も話しましたが、子どもの支援が大事だというふうに伺っていましたが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 上手な質問の仕方です。先ほどもちょっといろいろ、くにみ学園の中でお話ししましたが、子育てを応援する、その応援の仕方というのが2つあるんだと思うんです。クーポン券も含めて現金の支給と、あとは子育てのサービスの充実、この2つがあると思うんです。ただ、議員がおっしゃりたいのは、そういったことをしっかり、子育て支援をする町になれば、その後、出生率やら何やらという話に

多分なるんだと思うんですけども、子育て支援、今言ったサービスの面と現金の支給、これを両方やるのが一番いいと思っています。

ただ、それをやろうとしたときに、国の責任と県の責任と町の責任、多分責任分担があると思うんです。国の規模でいうと、8兆円ぐらい使うといろんな子育て支援に実が出てくるのではないかというような考え方をしているグループがあるんです。大学の入学費用を全額無償にするとか、児童手当を増額するとか、そういったことをやった場合に充てて8兆円、9兆円ぐらいの予算が必要になってくると。そうすると、それが出生率の、今1.幾らですか、特殊出生率はそのぐらいの数字が、国が目指している1.8を超えるだろうというような推計を出しているところもあります。ですから、国がやらなくちゃならないこと、県がやらなくちゃならないこと、町がやらなくちゃならないこと。

今、ご質問になっているのは、町はどうしてくれるんだという話です。現金給付だけがいいとはやっぱり思っていないくて、サービスの面をまずちょっと充実をさせて、子育てをしているときの報われ感というのでしょうか、子育てをしっかりとやっているということに対して社会がきちんとそこに目を向けて、ありがとうという気持ちみたいなものをきちんと当事者に伝えられるのが一番いいのではないかなと思っています。であれば、やっぱり決断しろということですけども、当初予算ではなかなか難しかった、予算編成の中で。

では、サービスも含めた子育て支援の模索ということですよ。これ今すぐどうのこうのというよりも、ちょっと実際に子育て真っ最中のお母さんたち、お父さんたちとタウンミーティングをして判断をするというのはありかなと思います。押しつけになってはいけないと思いますし、実際に何を求めているのかというところの調査はしなければいけないと思いますので。その後に判断をさせていただければなと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。

うれしい答弁をいただきました。

検討していただいて、そういったものが実現されればロコミが広がって、循環するというんですか、人が移住してきて生き生きした町になったり、入園、入学時には支援がもらえるよみたいなことが広まってくるといいなと思いますので、ぜひご検討のほうをお願いしたいと思います。

次の質問です。

学力向上に対する支援についてでございますが、まず1つ目、公営塾ハル、視察にも行かせていただきましたが、ほかにも民間の学習塾もございます、国見町には。高校入試に特化した支援などを町としては行っているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

高校入試のための民間の学習塾への通塾に対する支援は実施しておりませんが、放

課後の学習支援に平成29年から取り組んでおります。今年度は、放課後の柏葉体育館会議室で講師に質問ができる学習室、観月台文化センターのロビーやラウンジで自主学習ができる観月台フリー学習室を開設しています。

また、公営塾では、中学校3年生を対象として週2回の通塾のほかに、「学習支援ハル道場」を週1回から2回実施しています。費用の面でも民間の学習塾と比べ安価な価格設定となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、次の質問です。

福島市内などの学習塾に通っている子どももいらっしゃると思います。今後、高校入試に特化した公営塾等々を開校することを検討されているかどうかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

公営塾ハルは、学力や探求力のバランスの取れた教育を目指し指導、運営をしています。通塾した児童生徒たちの成長とともに教育の成果は現れるものと考えます。現在の取組を継続し、拡充に対してはニーズを踏まえて検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 理想的な塾、ハルはすばらしい考えを持って進んでいるのは重々理解できるんですけども、実際に子育てをしている保護者からすると、やはり学力を上げるために塾に通わせたいというのが多いと思うんです。実際そういう方々が福島市内の、学力アップのための塾に電車を使って通わせていると。これ、中学だけではなくて高校、大学受験も一緒だと思うんですけども、そういう子どもたちをもう一回国見に呼び戻して、先ほど、すみません、また町長の名前を出して申し訳ないんですけども、子育て、学力は国見町という、これもPRになると思うんです。あそこに住めば子育ても厚くしてもらえし学力もつけられるよねという、では移住して子育てしてみるかという候補地に上げていただけるのではないかと思うんですが、いかがですか。

ただ、ここでもう一つ問題があるんですけども、前に一般質問で、積極的に企業誘致はしないという答弁をいただいたと思うんですが、人を集める手段として、以前からお話、いろんな方がしていると思うんですけども、国見インターチェンジ、JR藤田駅、これは福島市内への通勤圏だと思うんです。これをもっと告知できないのかなと。そうすると、子育て、学力は国見町ということで、住むところがないと、ないと言うと語弊がありますけれども、少ない。なので、桑折町と言っているのかわかりませんが、流れて行っちゃったのです、住むところがあるからという理由で。

なので、今後、建設の促進とか空き家、空き家リフォームという話はしていますけれども、そういったものを活用した公営の住宅とか、そういったものを検討されるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 通告外の質問ですけれども、答えは、通告外だから。

通告外です。

1 番（蒲倉 孝君） 通告外だから答えないということですね。

議長（東海林一樹君） 通告されていませんので。

1 番（蒲倉 孝君） そうですか。

では、先ほど途中で止まりましたけれども、子育てと学力、これは合っていますよね。移住して子育てをしようというふうに候補地に上げてもらえると思うんですけれども、その辺のPRは行っていけるかどうかお聞きしたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） それも通告されていないので。

1 番（蒲倉 孝君） これも駄目。分かりました。

議長（東海林一樹君） 通告したもののだけをお願いいたします。

1 番（蒲倉 孝君） はい、分かりました。

では、質問は以上になりますが、子どもたちのために、学力向上のため、いろんな支援をしていただきたいと思いますので。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、6 番小林聖治君。

小林聖治君。

（6 番小林聖治君 登壇）

6 番（小林聖治君） 令和5年第1回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず初めに、今後の新型コロナウイルス対策についてであります。政府では今年の5月8日から新型コロナの類型を2類から5類に見直すことにしておりますが、5類となることで、公立藤田総合病院、北福島医療センターの発熱外来はどうなるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6 番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後でございますが、地域の医療機関での診察が基本となりますことから、公立藤田総合病院では発熱外来ではなく診療科ごとに診察が行われることとなります。また、北福島医療センターにおきましては、仮設の発熱外来の設備を撤去する方針であると聞いております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 5類移行後の課題について再質問いたします。

5類移行後の課題として、医療費の自己負担が挙げられます。新型コロナの治療薬の中には、抗ウイルス剤モルヌピラビルなど1人当たり10万円近い高額なものもあ

るようです。治療費込みとなれば、窓口で3割負担といっても患者にとっては相当な負担になります。また、町にとっても国保財政にとって深刻な打撃となるおそれがあります。これら課題について町としてどのような対策を検討しているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、新型コロナが5類に移行されれば、治療費について窓口負担が発生することになります。そうなりますと、通常の解熱剤のようなものは一部負担で処方されるということになるわけですが、ご指摘のように抗ウイルス薬の中には1人当たりの薬価が高額になるものがございます。政府では、この高額な治療薬については当面、9月までの間は公費負担を検討しているという情報がございます。また、入院治療につきましても、9月までは軽減措置が検討されているやに聞いております。

この高額な治療薬についての国保財政にもたらす影響についてですが、先日開催されました町の国民健康保険運営協議会でも話題になったところでございます。政府の検討結果はまだ出ていないですが、町としてはスムーズな5類への移行を進めるために引き続き政府の対応を注視するとともに、また情報収集に当たっていきいたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

この新しい感染対策について、これまでの基本対策とどのように変わっていくのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

新型コロナの基本対策につきましては、国からの通知と県の新型コロナ対策本部委員会議における要請に基づいてこれまで実施してまいりました。このうち、マスクの取扱いでございますが、3月13日からはマスクの着用は個人の判断に委ねるということの基本といたしまして、行政が一律にルールを求めるのではなくて、個人の主体的な選択を尊重することとなります。

なお、各事業所におきましては、それぞれの業界団体がガイドラインを定めることとなっております。一方、町におきましては、先に新型コロナウイルス対策会議を開催いたしまして、2類である5月7日まではこれまで同様の基本対策を継続するというを確認したところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

いよいよ卒業式の季節となりました。県では、卒業式でのマスクの着用について各自治体に任せるとのことでありますが、町教育委員会の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

県教育委員会の通知により、保育所、幼稚園、小中学校へ指導しております。卒業式でのマスクの取扱いについては、児童生徒及び教職員は式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とし、入退場、卒業証書授与、送辞、答辞等についてはマスク着用など、一定の感染症対策を講じた上で実施するなど、場面により対応することとしています。また、マスクの着脱を無理強いすることなく、適切に指導することとしています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） マスクの着脱を無理強いすることなく適切に指導することなんですけれども、子どもたちのことでもありますので、例えば、仲間内でのいじめとか仲間割れとか、仲間外れなどにつながらないように、丁寧なご指導をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

私は先日、5回目のワクチンを接種しましたがけれども、現在のワクチン接種の状況について、どのような進捗になっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

2月末現在のオミクロン対応の二価ワクチンの接種を完了した方は5,113人で、全町民に対する接種率は59.4%と、県平均の53.4%を大きく上回る接種率となりました。この間の町民の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 町当局の頑張りに感謝いたします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの答弁で、ワクチン接種の状況、進捗については分かりましたがけれども、このワクチンの供給はいつまでであるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

オミクロン株対応の二価ワクチンにつきましては、12月までに必要分の供給を完了しており、現在のところ3月末まで十分な量を確保しております。当面は新たな供給を受ける見込みはない状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

これまでの海外での知見を鑑みて我が国の接種方針が決まってきたと思いますけれども、諸外国においてはどのような対応になっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

新型コロナの今後のワクチンに関する諸外国の動きでございますが、先行して行っておりますイスラエルでは、年1回の定期接種として進めると表明しておりますほか、アメリカのFDA食品医薬品局においては、季節性インフルエンザと同様な取扱いにすると、この方向性を示しているにとどまっております。しかし、現在のところ、WHO世界保健機構をはじめ、EU、ヨーロッパ連合、あるいはフランス、ドイツなどの西側先進国では、具体的な方針は示されておられません。この状況で、このように現状では各国において対応が異なってきているという状況にあります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうですね。世界中を恐怖の渦に巻き込んだコロナウイルスもやっとなら沈静化しつつあるということですかね。そんな感じかと思えます。

では、次の質問に移ります。

先ほどの答弁で、ワクチン接種の状況、進捗について答弁いただきましたけれども、我が町では4月以降のワクチン接種体制についてどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在のところ、4月以降のワクチン接種に係る大臣命令の変更についてまだ示されておられません。しかしながら、政府では、新型コロナウイルス感染症が5類になったとしても、無償でのワクチン接種を当面継続する方針とのことでありますので、共同接種を実施しております桑折町や公立藤田総合病院とも十分に協議、検討を行いつつ、国の方針が固まり次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 4月以降のワクチン接種につきましては、各種報道がされております。高齢者は年に2回接種を受けるということから、公費負担の継続などが報道されておりますけれども、現段階では、町ではどのような計画を持っているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

政府におきましては、来週、3月7日に行われます国の審議会で具体的な方針を決定するという事としております。これを受けて、市町村への説明会を3月9日に実施するという事ですので、昨日発表があったばかりであります。

ですので、現在、政府では、高齢者と基礎疾患を持っている方を対象にした春夏の接種を1回、全ての住民の方を対象とした秋冬の接種を1回と想定しているとの情報が入っております。現場をお預かりする者としては、国が示す対象者の具体的な範囲であったり、接種券や予診票の変更点とか、確認すべきものがたくさんありますので、まずは3月9日の国の説明会を待ちたいと考えております。そしてまた、新たな接種がスタートする前には町民の皆様にお知らせ板やホームページなどで周知を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をいただきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の説明で分かりました。

国見町に暮らす皆さんの命を守るために、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

スポーツは人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きなことだと思います。そこで、新年度における町のスポーツ振興策にはどんなものがあるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

令和5年度のスポーツ施策につきましては、今年度と同様にスキーや水泳、ハイキングなどのスポーツ教室や、町長杯スポーツ大会、駅伝競走大会などの各種スポーツ大会などの開催、体育協会、スポーツ少年団など社会体育団体を育成するための補助、野球やソフトボールなどの市町村対抗大会への参加補助、中学校の部活動に対する補助を実施します。

そのほかに、成人教育、青少年教育、家庭教育などの活動の中で、ニュースポーツの普及や体力向上に向けた事業を実施します。

また、これまで検討を進めている総合型地域スポーツクラブについて、設立に向け取組を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひ、期待をしております。

次の質問に移ります。

私、中学生のときに野球部だったんですが、放課後、日が暮れるまで白球を追った記憶がまだ鮮明に残っていますが、子どもの数の減少によって今の県北中学生は運動部活動は限定されたものしかないと聞きました。そこで、スポーツに励む子どもやスポーツ少年団の支援についての考えはあるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

スポーツに励む子どもへの支援として、青少年育成町民会議より県大会以上の大会出場に際し奨励金を交付し、支援をしております。今年度は、全国大会5件を含む96件の奨励金を交付したところです。

また、ソフトボール、ソフトテニスなどの各スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年の心身の健全育成に資するため補助金を交付し支援しているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも強力なバックアップをよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

東京オリンピックで日本選手の活躍に心動かされたスケートボード競技など、アーバンスポーツがパリオリンピックの正式種目になっておりますが、町における振興策の検討状況はどうなっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

アーバンスポーツは、私たちが日々暮らしている都市、アーバンを舞台に繰り広げられるスポーツのことです。順位を競うものではなく、自らが楽しみ、仲間や見る人たちも一体となって楽しむスポーツです。2024年パリオリンピックでは、バスケットボール3x3、自転車競技のBMX、スケートボード、ブレイキンなどが正式種目となっております。

今後、総合型地域スポーツクラブの設立に合わせ、地域のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の答弁の中で、地域のニーズ把握に努めていくとのことですが、いづれ、いつ頃、どんな方法でなのか、もし分かればお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブ設立に向けて設立準備委員会を設置し、皆様のご要望を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 先日、町内のスケートボードの愛好者と懇談する機会がありまして、その話の中で、ふだん伊達市の大泉とか福島市の十六沼とかに行き練習しているけれども、やっぱり遠いので、もし国見町にもそういった施設があればすごくうれしいんですけどもとのことでした。率直な声だと思っておりますけれども。

そこで、若者などを引き込む地域の魅力や、アーバンスポーツの競技者や観戦者のツーリズムを生み出すためにも、ぜひ我が国見町にもスケートボードパークによる振

興策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

今ほど質問をいただきましたアーバンスポーツの関係について、議員、本当に先進的なお考えをお持ちで。今の子どもたちが本当にやりたいスポーツについては多様化しているということは確かにあると思っています。私どもが子どものときはとても考えられないことでした。

お質しの部分でありますけれども、実際に十六沼あるいは大泉の公園でやっているということはちょっと見知っておりますが、具体的にそれが国見町でできるかどうかというところについては、逆に少し私どもも、やっている方々との意見交換とか、そんなことをさせてもらいながら具体については検討させていただきたいと思います。まずはやっている方が、実際に国見でできるような場所があるかどうかとか、そんなことがすごく大事なことになってくると思うので、もしよかったら小林議員の知り合いの方でも構わないと思いますので、ちょっと私どものほうと意見交換をさせていただく機会をいただければありがたいと思います。それからの話ということで考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） どうもありがとうございます。

課題はいろいろあるでしょうけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと存じます。

それでは、最後の質問になります。

地域においてスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりに寄与するであろう地域スポーツクラブの今後の展望についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

令和6年度の総合型地域スポーツクラブの設立に向けて取り組みます。

スポーツクラブは、国見町に住む人々が将来にわたり健康で幸せに暮らし続けるために、スポーツを核とした生きがいづくりや健康づくり、人づくりや地域づくりに役立つものです。国見町の総合型地域スポーツクラブのマスタープランに示しており、地域住民のスポーツへのニーズに応えるため、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを極める、スポーツを学ぶ、スポーツを支えるなど、スポーツの多様性への理解を深めながら、一人でも多くの人たちに楽しんでいただけるクラブ設立を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） このクラブ設立を目指したときに、新たな施設の整備が必要になると思いますけれども、現時点で決定しているとか決まっている部分というところか

あればお示しいただきたいんですが。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

現時点で、総合型地域スポーツクラブの設立のために新たな施設を建設するという予定はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 最後に、任期中最後の一般質問にあたり、これまでの質問を総括して、私の所信の一端を述べさせていただきます。

この任期中は、毎年のように震度6の地震に見舞われ、さらに新型コロナウイルスが蔓延するという、多くの町民の方々にとって生命、財産が脅かされる時期と重なりました。そこで私は、一般質問では、特に町民の皆様健康にとって重大な危機であった新型コロナウイルス対策について、その都度執行部の方針や事務当局の考えについて質してきたところであります。感染症対策のみならず、町民の健康増進は永遠の課題であり、終わりはありません。引き続き町当局のご奮闘に期待するものであります。

また、健康増進にとって重要なスポーツ振興も、若者の人口が減少する中で旧来型のスポーツ振興は大きな曲がり角に来ているのではないのでしょうか。先ほど質問いたしましたアーバンスポーツの世界では、地方に住む若者が世界の強豪と肩を並べて戦っています。例えば、企業版ふるさと納税の活用は、町民の、特にこういった若者たちに光を当てるべきであって、そういう理念を持った企業とのマッチングや連携強化が求められているのではないのでしょうか。

私は、今後の国見町に必要なものは、この町にとって身の丈に合った、地に足のついた財源計画が明確な事業の構築こそ、多くの町民の期待に応えるものと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 次に、2番八巻喜治郎君。

八巻喜治郎君。

（2番八巻喜治郎君 登壇）

2番（八巻喜治郎君） さきに通告してあるとおり、災害復旧について質問をいたします。

国見町に住む人々の生活の安全と安心を守るためには、災害に強い町でなければなりません。災害は忘れた頃にやってくると言われておりましたが、近年では災害は頻繁にやってくると言っても過言ではありません。災害復旧や災害対策もいろいろありますが、今回は道路などについてお伺いいたします。道路は、皆様もご存じのとおり、現代社会のモーターゼーションにおいて最も重要な役割を果たしております。

そこで、最初の質問です。

町道4号線広域農道の徳江大橋は通行止めにはなっておりませんが、欠損や破損している部分があると聞いております。橋のどの部分の欠損や破損なのかをお伺いいた

します。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 2番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

徳江大橋の構造に影響する損傷箇所でございますが、まずは橋の中央部、車道を支えております鉄骨と鉄骨をつないでいるボルトの緩みと脱落、また、鋼鉄製の横桁1か所の変形が確認されたところでございます。

なお、応急処置としまして、脱落したボルトの仮締めを行っている状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 近くに住んでおりますが、橋の重要な部分でもあり、構造的にも力学的にも重要な部分が欠損や破損しているのかと感じております。

徳江大橋は一級河川阿武隈川に架かる国見町唯一の橋であり、橋が完成してから39年の時が流れております。その間、幾多の地震や台風などにも耐えてきた橋であります。国見町にとっては、交通機能や輸送機能のほかに、市街地の形成、通学、通勤、防災、環境、企業など、私たちの日々の生活や経済活動を支えてきた橋であります。

現在、阿武隈川に架かる橋で、上から通行止めになっているのは、伊達橋、昭和大橋、そして伊達崎橋、大型自動車通行止めであります。今後、三たび同じような地震が発生したならば、今度は阿武隈川を挟んで川東と川西が分断されてしまう危険性も予測されます。したがって、未然に分断の危険を防ぐためにも、しっかりとした災害復旧と点検整備をしておく備えが重要であります。

次の質問に移ります。

町道4号線広域農道の道路の部分についての質問に移ります。

県道浪江国見線は、桑折町の伊達崎橋が大型自動車通行止め措置により、町道4号線はその迂回路指定道路として大型自動車をはじめとした工事車両等の交通量の多い道路になり、現在、滝川かさ上げ工事の舘ヶ崎入り口を含め、町道4号線の道路が損傷しております。今後の道路の整備の見通しについてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町におきましては、町道4号の交通量の増加に対応した強靱な道路を目指しまして、令和5年度から年次計画によりまして地盤改良等、舗装を厚くするなどのリニューアル工事を実施したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 町道4号線広域農道は、県道浪江国見線の迂回路指定道路として、また、伊達市やながわ工業団地の輸送道路として、また、国見町の地域社会の経済活動のための道路として支えております。

道路の修繕計画については、重複しますがお伺いします。

町道とはいえ、修繕、設計、工事費など多額の費用が発生します。その財源について、もう一度どのように考えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町道4号につきましては、まずは国の補助事業及び復興基金を活用したいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 厳しい国見町の財政状況の中で、知恵を巡らせ頭を使い財源を確保することは、国見町町民への最大級の奉仕であると伝えておきます。

次の質問に移ります。

石母田地区の町道2009号線沿いには、国見町の文化財である石母田供養塔があります。町内外の歴史愛好家が訪れております。町道を整備して、国見町の史跡巡りにおいて良い印象を与えることも大切なことだと考えます。

そこで、最後の質問ですが、石母田地区の町道2009号線は2度の地震などにより路肩が崩落している部分があり、今後、被害が拡大することを危惧しております。早急に対応していただきたいと思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

お質しの石母田字中ノ内地内の町道2009号、路肩の損壊箇所でございますが、現在、復旧工事を進めてございまして、年度内、3月末の完了を見込んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 結びに、道路を整備することにより、地域住民の生活道路としても利便性が高まります。また、地域社会の活性化を図る上でも、また、未来の国見のまちづくりにおいても道路整備は重要なことであると申し上げて、質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 一般質問は、この後、浅野富男君が残っておりますけれども、5分間休憩いたします。30分に再開いたします。

(午後4時25分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後4時30分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 最後に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 3月定例議会にあたりましての一般質問であります。

まず初めに、国保制度について伺いたいと思います。

命をつなぐためには、誰もが1度はお世話になるのが国民健康保険であります。会社員として加入していた協会けんぽ、それから、組合健保、共済組合健保など、いわゆる被用者保険に加入をしても、年金生活者となれば国民健康保険となります。その後、75歳になると後期高齢者医療制度に加入することになりますが、国民皆保険制度となっている下ではどの医療保険にも加入できない人は全て国民健康保険に加入することになります。したがって、所得階層にも開きがあり、そのために低所得者に対する減額措置があります。にもかかわらず、保険料、町では保険税と言っていますが、ここでは保険料との表現で質問してまいります。

その保険料の滞納がなくならないのが現況であります。所得に対する負担が大きいことがその要因の主なるものと私は考えておりますけれども、保険料の未納に対する見解は、町としてはどのような見解になりますでしょうか。まず初めに伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

国保税の滞納要因につきましては、それぞれの個別事情がありまして、一概には言えないものと考えているところです。所得に対する負担が大きいというご指摘ですが、均等割は1人当たり、平等割は1世帯当たり課税されるものですが、所得割については前年の所得額に応じて算定されるものであります。条件によっては7割、5割、2割といった軽減措置がございます。町は、納期限を過ぎた方に対しては督促を行いますとともに納税相談を行い、分割納付の検討なども含め、公平な税負担についての御理解をいただけるよう努力をしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 対応についてと、それから、制度の中についての答弁はありましたけれども、この滞納が発生する理由といいますか、そのあたりはどのように分析をしていらっしゃいますかということですが。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

滞納者それぞれの方の個別の事情についてお聞き取りをしながら、税務の当局と併せて情報交換しながら対応に当たっているところですが、それぞれ皆さん仕事のいろんな状況であったり、あるいは家庭のいろんな事情であったり、まさにばらばら、いろんな事情があるんだなと感じているところがございますので、必ずしも所得に対する納税額が高いのでお支払いできないというご意見はあまりいただいたことは

ないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 高いから納めないということではないということもありますけれども、今の答弁の中で、それぞれの事情があるということの中なんですけれども、主なる理由とはどんなものとしてまとめることができますでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

統計を取ったわけではないんですけれども、病気で仕事の部分で収入が思ったより伸びなかったであったり、いろんな突発事情が人生の中でありまして、その人生模様の中でなかなかお金が工面できなかった方もいらっしゃるようですし、お体の具合で工面できなかったという方もいらっしゃるようでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 病気、突発、ないほうがいいような事故が多いということが今の答弁で分かりました。

そういう事情の方が、この保険の中にはいっぱい入っていらっしゃるというのが実際ではないかと思えます。どの保険にも入れない人が加入する医療保険ということになっています。

本町の国保加入者の構成とはどのような割合なのかということで尋ねたことがありますけれども、平成30年時点での町からの回答としては、そうした統計は取っていないということで分かりませんというような返事でした。そうしたことは今でも取っていないということの理解でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、現時点においても町では独自の統計は持ち合わせておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） それでは、取っていないということでありますので、次の質問をさせていただきます。

被用者保険では雇い主の負担もありますけれども、その徴収の仕方も制度上全く違うものとなっております。被用者保険の保険料は所得に対する金額でありますけれども、国保では先ほど課長が申しましたとおり所得割、平等割、均等割が積算の元として割り当てられております。医療保険であるのにこのような違いは矛盾はしないのかということになりますけれども、こうしたことは行政の中で議論といいますか、そういうことにはならないのでしょうか。これも当たり前だということになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国民健康保険税に設定されております平等割、均等割は、国保の被保険者全体で幅広く費用の一部を負担していただくために設定されております。議員お質しのとおり、国民健康保険は性質上、年金生活の方や無職の方も保険者となるなど、所得状況により保険料の差が大きくなりますことから、所得割のみで判断することはなじまないものと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） いろんな方が入っているというのは私も認識は同じなんですけれども、所得だけで計算すればどういうことになるかと思うんですが、所得割、そして平等割ぐらいまでは何とか考えられるかなと思うんですけれども、均等割ですね、1人頭幾らというものが出てくるんですけれども、このあたりは非常に矛盾するのではないかと考えているところなんですけれども、そのあたりについての議論としてはどういうことになっているか、全くやっていないということにもなるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国民健康保険税の賦課に当たりましては、国民健康保険法第81条の規定によりまして、政令の定める基準によって条例で定めるということとしております。このため、先ほど申しました国の基準を超えて独自に制度を構築することはなかなかできない仕組みとなっております。そのために制度運用上の議論にはなかなかならないものと認識しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 国の制度ということで、そこを動かすのはなかなか難しいという答弁かと思えますけれども、先ほどもありましたけれども、この加入者については高齢化がどんどん進んでいるというのが実態と思われれます。当然、医療費が膨らみ、保険料の負担も大きくなります。国保制度は医療保険でありますけれども、発足当時から現在も社会保障の一環としての制度だと考えております。だからこそ、国の負担分は減額はしましたけれども、いまだにやはり公的資金を投入している。これがやっぱりこの社会保障として考えられる一部分かなと思います。

国の負担分は元に戻してもらうことを要求しておりますけれども、この社会保障の中のひとつとしての位置づけということで町としては考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、国民健康保険法におきましては、その目的を、国保事業の健全な運営を確保し、社会保障と国民保険の向上に寄与すると規定しているところであります。国においては当然に社会保障のひとつとして位置づけられていると理解していると

ころであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 社会保障の一つということで考えているということによろしいかと思えます。

5 番目にまいりますけれども、この保険料の所得に対する負担割合を大きくしていることの一つには、先ほど言いましたけれども、被用者保険にはない均等割があることが十分考えられると思えます。家族構成の1人につき幾らという計算で保険料が決まるということになっております。応能負担の原則からいたしますと、所得割だけとすべきと考えておりますけれども、少子化が進む中、本町の少子化対策、子育て支援の施策として、中学生以下の均等割の免除を考えてはどうか、伺いたいと思えます。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ご提案いただいた件でございますが、少子化対策、あるいは子育て支援は、該当世代に幅広く網羅することが重要であると考えておりますので、国民健康保険の被保険者の方に限っての均等割の免除は今のところ考えていないということところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） この件に関して、町独自でこれを実施するという事は私は可能だと考えておりますけれども、そのあたりについて町の考えはどうなっているでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

独自の基準によりまして特定の対象者の方に基準を設けて減免を行うという形になりますと、いわゆる法定外繰入という形になります。ただ、今、県内の統一保険料が令和11年に向けて動いている中で、法定外繰入については計画的に削減、解消すべきものとされておりますので、現実的にはなかなか困難ではないかと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 制度を変えろということまでは難しいんですけれども、市町村ではある程度はできますけれども、都道府県化になったおかげでこれがかなり難しくなったということによろしいかと思えます。これがやはり進められてきた都道府県化の目的と言っても過言ではないかなと私は受け止めたところでありますけれども、こうした社会保障の一端である医療保険であれば、やはりそうしたあたりのことも町独自でできるような形が望ましいのではないかと考えておりますので、そのあたりご検討いただきたいと思えます。

それから、次の質問にまいります。

令和4年度国見町地域防災力向上事業、高規格救急自動車研究開発等業務委託についてというような表題の文書が去る2月3日だったと思うんですけども、配られました。それに基づいての質問になります。

まず、令和3年度の町長の所信表明では、この事業について一切見当たらないということになりますけれども、説明によりますと、令和4年3月に官民共創コンソーシアムを設立とあります。令和3年度の当初に計画されたものか、いつ頃計画されたのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

施政方針の概要の、資源を生かしきるまちづくりの予算の中で、新産業創造プロジェクトとして説明し、この計画は令和3年度当初より計画したものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それによりますと、寄附をきっかけに具体的なことでこの救急車の話とかそういうものに発展していったということなんですけれども、この寄附金について、まもるプロジェクトの防災、救急の充実の事業に充当しましたが、という説明なんですけれども、これはそもそもどういった事業を想定していたものなのでしょうか、計画というのは。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

第6次国見町総合計画では、重点プロジェクトといたしまして、まもるプロジェクトとして16の重点施策を挙げております。その中に含まれる地域医療連携の推進では、これらの取組として地域医療体制の充実。また、防災と防災時対策の充実では、広域応援体制及び防災拠点施設の充実、強化、自主防災組織の強化及び民間企業との連携、防災意識の啓発、備蓄品の確保。そして消防、緊急体制の充実では、消防団と常備消防の充実、消防施設の整備、応急手当ての普及、啓発をそれぞれ掲載しております。

よって、それらに関連する事業全てを想定しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、そういう計画があったところにこの寄附があったということになるかと思います。その時点で、この寄附された方が、一定の計画を持ってされたことのように受け取れる部分もあるんですけども、寄附と同時にこういう事業をやりたいということのお話合いになったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この計画につきましては、まず6次総計に基づく防災事業、新産業創造プロジェク

トについて継続的に話を進めていたというような経過がございます。その際、6次総合計画に基づく防災事業、それらに向けて、コンソーシアムに参加予定の企業から高規格救急車の研究開発の提案を受けまして、町として検討を続けていたということがございます。その後、事業に賛同する企業から、企業版ふるさと納税の申出がありまして、条件が整ったということで町として決定ということで、そのような流れで意思を決定したということがございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そのことに関してなんですけれども、町民の中には非常に心配している方が結構いらっしゃると思います。寄附と同時に、寄附したのに事業をやりたいと、このあたりについて、実質的に免税というようなことが発生することになれば、町が負担したことにつながるのではないかとということが非常に危惧される場所なんですけれども、このふるさと納税の企業版といいますか、企業としての納税だと思うんですけれども、このあたりでそういった疑念が持たれないようなやり方というようなことはできなかったのか、自然とそうなったのかということになりますけれども、町民に危惧されない、心配されないようなやり方にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、税制制度ということになるんですけれども、寄附した企業については9割の税の控除が受けられるということになっております。一方で、地方公共団体から見れば、企業が持っている、いわゆる資金といえますかお金、そういうものを地方に寄附していただくということで、企業とのパートナーシップの構築や、地域創生の効果というものが期待されると。そのような納税のいわゆる制度的な設計となっているということがございます。

それで、今回の高規格救急自動車開発等の業務委託につきましては、新聞等でいろいろな報道がされております。ただ、このいわゆるスキームといいますか、このやり方については、内閣府、国のほうで出しているQ&Aを参考といたしまして、問題ない、間違いないということで事業を慎重に進めてきたというような経緯がございますので、地方自治法もしくは地方財政法上からいっても問題ないと町としては考えているということがございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町としてはそういうきちんとした考えは持っていると思います。寄附された方もそういうことはきちんと認識されているんだろうと思います。ですので、そういうところで町として大丈夫なのかと、町民との関係、あるいは町民の理解を得られるのか、そういったことが非常に大事になってくるのではないかと思います。新聞がどうのこうのということは私は言えませんが、そういうことで町民がいろい

ろ考えざるを得ないということになれば、そうしたことは防ぐような形が大事なのではないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、疑念を持たれる、立派なことをやって、きちんとしたスキームにのっとって町民のためにやろうとしたことでも、誤解を生んだその先に、ちょっと我々が、行政のほうで考えていたものと違う受け止め方をされるとというのが、やっぱり一番我々としては心外なことです。

今日も、3番目のくにみ学園の質問まで、河北新報の記者がずっと傍聴席におりましたので、多分今度はいかにみ学園のことを記事にしたいんだろうという気もいたしません。新聞記者は新聞記者で自分がやらなければいけないことをやればいいし、町は町で町民から疑念を持たれないような説明、くにみ学園も今日随分とご指摘をいただきましたし、分からない、分からないという、町民は知らない、知らないという意見を随分いただきましたから、これは行政側がきちんと住民の側に入って説明をして理解をいただくという、そういった一つ一つの丁寧な説明と、意見交換と、共感をもらう、そういった努力を国見町はこれからも一層やらなければいけないのだなと思っています。

新しいことをやろうとしたときに、必ずそれに対して疑義を持つ、そういった考え方を持つ人たちがいるということを我々はきちんと把握して、そこに対しても町は町の考え方をきちんと伝える、意見を聞くという、そういった姿勢は今後も十分貫いていければなと思っています。

ですから、議員ご指摘の今回のコンソーシアム、あるいは高規格救急自動車の件に関しても、折を見て町側から町民の皆さんに説明をする機会を設けたいと思っています。これだけ新聞で国見が国見と言われる筋合いは我々はないと思っていますので、今度は我々のほうからきちんと町民に向かって対応していきたいと思っています。ご理解ください。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この官民共創コンソーシアムということでの行政的な手法ということで私は認識しているんですけども、これは非常に注意しなければならない部分もあるなというのが今回の問題ではないのでしょうか。今後こうした手法を使って行政を進めていく、そういうことも国との関係であるんだろうと思います。お金との関係とか。そういったことでこういうやり方で進めてくださいみたいな話になっているんだと思います。この地方創生という財源というか、そういうもので。

ですので、本当に町が注意してかからないと、企業だってきちんと勉強しているわけですね。ですので、そういうところに、一緒にやっているつもりが一緒にやってきたことにはならなかったということになっては大変ではないかと思っています。

そういうことで、これからも多分こういうことでやらざるを得ないんだろうと思

ますけれども、十分な注意が必要かと思えます。このあたりで皆さん検討してもらって、今日お答えいただければ、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。今後このようなことがないように、どのような方法といいますか、対応をするか、そのあたりを聞かせていただければありがたいです。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

先ほど答弁したとおり、立派なことを町のためにやろうとしていることでも、誤解からいろんなところに影響が出てくるという、まずそれを防がないといけないかなと思っています。

国が考えるスキームというのが、かつての仕組みとちょっと変わってきて、民間を入れようという、そういった考え方に国もなっているんです。ですから、我々もその事業に取りかかるときにはきちんと勉強する、これまでもしてはいるんですが、きちんと勉強して、パートナーになる企業であったり協力をしてくれる企業であったり、そういったところとの意思疎通をしっかりと、なおかつ町民に対しては説明をきちんとするという、そういったことをやっていくということがまずは大事なかなと思っています。

今回の件も、国見町だけではなくて、宮城の亘理町も同じようなことをしていたという話を聞いていますが、亘理町のわの字も出てこないの、恣意的な記事もちょっと気にはなるところなんです。あと、福島県でも、県としても企業版ふるさと納税というものにちょっと興味を持ち始めてきているという情報も入ってきていますので、きちんと我々が勉強する、パートナーの考えと町の考え方をきちんと相互理解を深めるということと、町民に対してはきちんと説明をするという、こころやかなというような気はします。十分今回のことを教訓にして町の事業を進めていければなどは思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 繰り返しになりますけれども、慎重な対応をしていただくということで、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6日月曜日は午前10時より議案調査会を本議場で行いますので、ご参集ください。

7日は午前10時から本会議を開きます。

なお、今日午後5時10分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後 4 時 5 9 分)

第 3 日

令和5年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----|--------------------------------|
| 第 1 | 報告第 | 1号 | その他の債権の放棄について |
| 第 2 | 議案第 | 1号 | 国見町個人情報保護法施行条例 |
| 第 3 | 議案第 | 2号 | 改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第 4 | 議案第 | 3号 | 国見町長等の給与の特例に関する条例 |
| 第 5 | 議案第 | 4号 | 国見町チャレンジオフィス条例 |
| 第 6 | 議案第 | 5号 | 国見町中小企業・小規模企業振興条例 |
| 第 7 | 議案第 | 6号 | 国見町教育支援委員会条例 |
| 第 8 | 議案第 | 7号 | 国見町監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 | 8号 | 国見町情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 | 9号 | 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 | 10号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第 | 11号 | 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第 | 12号 | 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第 | 13号 | 国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第 | 14号 | 令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号） |
| 第16 | 議案第 | 15号 | 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第17 | 議案第 | 16号 | 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第18 | 議案第 | 17号 | 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第19 | 議案第 | 18号 | 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第20 | 議案第 | 19号 | 令和4年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第1号） |
| 第21 | 議案第 | 20号 | 令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第22 | 同意第 | 1号 | 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて |

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第2、議案第1号及び日程第3、議案第2号は、個人情報保護の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第2号を一括議題と決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第1号 国見町個人情報保護法施行条例及び議案第2号 改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第1号「国見町個人情報保護法施行条例」及び日程第3、議案第2号「改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第1号、国見町個人情報保護法施行条例についてご説明い

たします。

(以下議案書により説明)

総務課長(阿部正一君) 続きまして、議案第2号、改正個人情報保護法施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第3号 国見町長等の給与の特例に関する条例

議長(東海林一樹君) 日程第4、議案第3号「国見町長等の給与の特例に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第3号、国見町長等の給与の特例に関する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 町長等の給与につきましては、昨年、前の水準に戻すということで増額されております。今回は減額するということですが、なぜ減額するのか、町長ご自身にお伺いしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 町長。

町長(引地 真君) お答えします。

昨年の3月の定例会で町長等の給与を元に戻すという条例を提案をして、それを可

決していただきました。その背景にあるのは、町長の給与、これは東日本大震災以降、当時の町長は減額をしております。それは、その町長の任期中のことです。そしてまた、その次に就任をされた町長、引地の前任の町長、これについては条例で給与を減額をしております。その時々町長が自らの判断で給与を決めるべきだと。そして、それを議会に提案をして承認をいただくというそういった流れになっていました。

昨年3月に提案をした町長等の給与を元に戻すというのは、伊達郡町村会、桑折、国見、川俣と、その町長の給与、副町長の給与、そしてまた教育長の給与、昨年3月までは乖離がありました。昨年3月までのこの3役の給与というのは、前任の町長が制定をして条例、これに基づいてのものでした。現町政が自ら判断をしたものではなかったということ。そしてまた報酬審議会にこのことについて審議をお願いしたところ、一旦戻すべきだろうという、そういった内容の意見の一致を見たということがあったために、昨年4月以降、元の給与に戻したということになります。そこでこれまでの整理をつけたというつもりでございました。

ただ、昨年2月のロシアとウクライナの問題であったり、その後に発生した世界経済の不安定さであったり、長引くコロナ、そういったいろいろな状況、そういったことを勘案して現町政の引地が、では自らの給与をどうしたらいいのかということ判断をいたしました。その上で、今回、給与の減額案を提案したということです。ただ、これもいろいろとでは減額率をどうするかと、そういったことについても、まずは県を参考にしたいということになります。そしてまた一時金や何やらそういったものについても、今回対象にするという、計算式の中で、これまで前任までは月々の給与、これの減額のみだったものを、今回は月々の給与だけではなくて、一時金のほうにも反映させるべきだという判断をしたということです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 減額は今の社会の情勢やコロナとか、そういう状況を鑑みて決定したということです。

それでは、伊達郡3町の報酬なんですけれども、町長の報酬は、川俣、桑折と同額で推移してきたと思います。現時点において、今回の減額によって差が生じることになるのでしょうか。お分かりであればお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

今回の減額によって、3人合わせてですが、給与として約360万円が年で減ると。任期までであれば約1.8倍ぐらいですので650万円くらいかなと。そのほかに退職金に関わる部分が恐らく150万円ぐらいになるので、合わせれば800万円ぐらいが任期までの減額額になると思います。このぐらいの差は川俣町と桑折町とは出ると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） すみません、最後のほうちょっと聞きづらかったんですけども。今の時点で川俣町と桑折町と同額ということでよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） すみません、現時点では同額でございます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 今、佐藤定男議員からも出ておりましたけれども、年間的に町長及び教育長、副町長ということで、町長判断で今回はやりたい、やるんだということをお聞きいたしました。

では、なぜこのタイミング、先ほど申しましたように減額から元に戻すということをやって、今回なぜこのタイミングで逆にまた戻すというようなことになれば、町民からすれば、この環境状態、あるいはそういう状態なんですよと言われていても、このお金を上げたり下げたりすることにどうしても不安というか、不満というのが出てくるとは思うんですけども、その辺に関して町長として、やはりこのタイミングでなぜやらなくちゃいけなかったのか、なぜやる必要があったのか、その辺を聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

なぜ今のタイミングかということでございますけれども、先ほども答弁したとおり、町長等の給与に関して、昨年1月か2月に審議会を開いて協議をしていただいています。その審議会の中で出された結論というのが、元に戻すべきだろうという、そういう意見でした。その意見を踏まえた上で、では一方で元に戻すべきだという意見、審議会の意見がある中で、ではいいやいいやという、では町としては減額をしましょうとは、なかなか引地としては踏み切れなかったというところです。1年間いろいろ考えながら、今回の提案になったというところでもあります。

また、12月の定例会で一時金の月数の増をお願いしていたのですが、その改正条例案の中での意見というものも、かなり引地としては気になったところでもありましたので、あわせて来年度4月当初から減額をしたいと決心をしたところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） ただいま町長からその話をお聞きいたしましたけれども、先ほど総務課長から総額800万ぐらいの減額になりますよと、減額というか、そういうのになりましたよというような金額の提示がありましたけれども、はっきり言ってそのお金でこの町がよくなるかということではないと。そうなるとほかの職員、職員にも町長がこのように減額をしたのであれば、ほかの職員に対してもそのような状況を踏まえて減額になるとか、そういうことまで波及するのではないかという懸念があるのですけれども、その辺はどのように考えているのか、お質ししたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町長等の給与と職員の給与は別物だとお考えいただかないと、この議論は進まないと思います。職員の給与というのは、当然これは人事院に拘束というか、それに従うと、準拠するということになりますので。それを町長等の給与を下げたから職員の給与も下げるといふ、そういう短絡的な話にはならないと思っていますし、逆に職員というのはこの町にとっての財産だとも思っていますので、軽々しく給与、我々3人の給与を下げたから職員の給与も下げるべきだとは考えるべきではないと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 私は、昨年度、町長等の給与を戻すことについて起立して賛成しました。その後、町民から1人、2人ではありません、何十人の町民からいろんなご意見をいただいております。去年給与を戻した時期は、今年よりも非常にコロナ禍もあって厳しい状態でありました。町民のそういった厳しい経済状況の中で、町民はプレミアム商品券とか有効に使って一生懸命町の活性化に協力していたわけです。現在の町民は、パートとかアルバイトとか非常に多いです。福島県最低賃金くらいで仕事している人が……

議長（東海林一樹君） 簡潔に願います。

2番（八巻喜治郎君） いっぱい多いのですが、1年後、また減額すると。私は町民から何十人かの質問を受けたときに、町長、教育長、副町長は、今後、戻した分、給料が少し上がった分、町民に対して仕事量でお返ししますとお話ししていたんですが、ここで1年経たずにまたやられるということは、これは町民に対する配慮、気配りが非常に欠けているのではないかと云々ざるを得ませんが、その点についてどうお答えしていただくか、お願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに、今、議員がおっしゃったような意見をお持ちの町民もたくさんいらっしゃるんだと思います。ただ、我々、町長、副町長、教育長、今回はその3人の給与の件についてですから、この3人についてお話をいたしますが、給与が上がったからどうのこうの、下がったからどうのこうのと、その仕事量にそれが影響するということはありません。全くもってない。

ただ、総務課長が答弁したとおり、確かに額は微々たるものかもしれませんが。600万円、800万円程度のものなのかもしれない。ただ、我々が政策的なところでその資金を回せるという、そういったことは当然あると思います。経常的なところではなくて政策的な予算にその分を回すという、そういったこともあります。ですから、今回お願いしているその条例の対象というのは3人ですが、その3人の仕事量は当然変わらないし、逆にもっとしっかりやらなければいけないとも思っています。

プラスアルファ予算の中でいけば、財政的なところでいけば、幾ばくかのものを政

策的なところへ回したいという、そういった思いがありましたので、ぜひともご理解いただきたいと思いますし、町民の方々には当然我々は説明責任がありますので、このことについてもしっかりと説明をして理解を得られるようにしていきたいと思えます。

再度申し上げますけれども、経常的な経費から政策的なところへの財源をちょっと回したいという、そういった思いもあったということをご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今ほど町長のお話を聞きました。ありがとうございます。

仕事をする以上、報酬をもらうのは当たり前だと思います。今、町長が言われたように、自分の今までの報酬を交付金に回したいというのも分かります。ただ、そういうことではなくて、ある予算の中で自由に使って、それをしっかりやるのが仕事だと私は思っております。だから金額的な問題だけではなくて、お金を下げるとか、やはり町長及び職員たち不祥事が起きました、その責任を取ってお金を下げるというようなパフォーマンス的にありますけれども、今の状態でお金を、報酬を下げるというような形を取るのではなくて、しっかりとやっていく、しっかり町民の意見を聞く、そしてしっかり町民の意見に説明責任をしっかりと果たす、そういうことをやることによって報酬が挟まってくると思っておりますので、安易にお金を下げることが町民に対していいことだとは私は全然思っておりませんので、逆にこの議案に対しては、私は反対をいたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、反対のご意見がありましたけれども、私は町長のお考えで、今までどおり仕事をきちっと、むしろ今まで以上に気を引き締めてやるというお気持ちは伝わっておりますので、減額ということですが、本案については賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町チャレンジオフィス条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第4号「国見町チャレンジオフィス条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第4号、国見町チャレンジオフィス条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） これは、いわゆる大坂団地に起業家に来ていただくという内容かと思えますけれども、その中で、第10条なんですけれども、そのまま読みますと、2年契約なのかなと受け取れるんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野議員のご質問にお答えします。

第10条の入居者期間につきましては、起算して2年としております。2年ごとに更新を加えるということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、2年契約ということになりますので、これは国見町の町民ということにはならないのでしょうか、どうなのでしょう、条例上は。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

基本的に町外の方に入居していただくということになります。そしてその場で何らかの事業を行っていただくということになっております。

住民票を持ってくる、持ってこないについては、この部分については記載はございません。基本的にはいわゆる規制的なものはございません。この事業の趣旨といたしましては、人口増加及び就業をスタートする際の寄与すると、町の経済に寄与するということが目的でございますので、そのような住民票を持ってきていただくことも含めて考えながら事業を展開していければと考えていたところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 住民票を持っていく、持ってこないはその方の自由だという答弁だと思います。そうすると、必ずしも国見町の町民ということにはならないのかなと思うんですが、コロナ禍でいろんな規制が入っているんですが、例えば18条で他人に迷惑を及ぼす行為とか、そういうのはやってはならないというようなことになって

いるんですけれども、最近、移住とか何かという話が結構あるんですが、その中で、近くの町民との間でトラブルが発生しないようにしなければならないということが最近出てきているのではないかなと思うんです。その原因というのは、やはり地域の住民の間に一定のルールといいますか、例えばみんなで出て草刈りをするとか、そういったことなんかも発生するということがあるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりについても、この説明をする必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

条例の第24条で禁止行為ということで、周りに迷惑をかけるようなことは基本的にはやっちゃいけませんよということで、最低限のことは一応記載しているということになっております。

議員お質しのとおり、前回の子育て住宅のときもそうだったんですけれども、やはりそこに住むといった場合については、いわゆる町内会の行事とか、あと、周辺の整理、草刈りとかそういうものについては、当たり前のことといたしますか、常識的なことでもあるので、その辺については、入居の審査をする際に、適時私たちのほうで説明して、周りとのトラブルは起きないように形で指導していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町中小企業・小規模企業振興条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第5号「国見町中小企業・小規模企業振興条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第5号、国見町中小企業・小規模企業振興条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第6号 国見町教育支援委員会条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第6号「国見町教育支援委員会条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長(大勝晴美君) 議案第6号、国見町教育支援委員会条例について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番(浅野富男君) これは教育委員会の附属機関として国見町教育支援委員会を置くという定めのある条例かと思うんですが、その中で、この目的、平たく言えば、生まれたときから中学生まででしょうか、そこまで支援をするというようなことだと思うんですけども、教育上特別な配慮を要するという部分の定義とか何かはあるんでしょうか。

議長(東海林一樹君) 学校教育課長。

学校教育課長(大勝晴美君) 具体的には、新しく1年生になる子どもが、就学時健康診断を受けて心身に障害があると認められた場合、そして小中学校での学校生活の中で、特別支援学校や特別支援学級で教育を受ける必要があると認められた場合、また保護者からの相談も含めて、その対象と考えております。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第7号 国見町監査委員条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第7号「国見町監査委員条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第7号、国見町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと確認なんですけれども、今までは代表監査委員と議会から1人の2人でやっていたんですけれども、今度は事務局を置くということは、監査委員というか独立した機構になるというふうな考えでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 山崎議員のご質問にお答えします。

もともと行政委員会でございますので、独立した機関ではありますけれども、形が明確でなかったということで、地方自治法上には議会を含め行政委員会はいろいろあるんですけれども、事務局の組織が明確化していなかったということで、昨年、専任の事務局を置いたんですが、辞令上は今までですと議会事務局長が併任をしていたような状況あったんですが、そこにちゃんとした職員が置けるということで、今まで明記していなかったということなんですけれども、ここをきちんと明記するというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうすると、今度は、独立した、今までのように独立したことに置いて職員を何名か置くことができるようですから、結果的に局長と何名の職員、こうなるのか、分かれば教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 条例上は1名になっております。あとは併任ということになりますので、そこら辺については、人事で検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第8号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第8号「国見町情報公開条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第8号、国見町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第9号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第9号「国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 議案第9号、国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一

部を改正する条例について説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 今度はコンビニで印鑑証明書の発行を受けることができるということだと思いますが、印鑑証明書のほかに住民票とかの発行もできますか。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

印鑑証明書と住民票の発行を予定しております。なお、住民票につきましては、これは法令受託事務でございますので、既に上位法で発行できるような形になりますので、条例の改正については予定しておりません。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) 佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 印鑑証明書の発行に際しましては、必要書類といえますか、マイナンバーカードとか必要になるんですか。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) マイナンバーカードについております利用者証明用電子証明機能というのを使いまして発行いたします。なお、条例上にはマイナンバーカードと書いていないのは、その機能というのは、これからスマートフォンにも拡大するというのを想定しておりますので、ここではマイナンバーカードとは明記せずに、利用者証明用の電子証明書という記載をさせていただいているところです。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第11号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第11号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 議案第11号、国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第12号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第12号「国見町国民健康保険条例の一部を改

正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第12号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第13号 国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第13号「国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第13号、国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時01分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

◇議案第14号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第14号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第14号、令和4年度国見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 7ページの繰越明許費の中で、去年の地震の災害で、家屋の解体事業で10億5700万円、それから、住宅の応急修理事業で8款土木費の中で1億100万円、金額的に億を超える金が繰越明許しなければならなかった理由は業者がないために仕事が遅れているのか、その他何かの理由があるんでしょうか。この繰越ししなければならなかった理由について質問いたします。これは住民防災課長。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

昨年3月の地震を受けまして、家屋等につきまして多くの被害を受け、公費解体、さらには費用償還により、家屋の解体工事、廃棄物処理事業の関係が全部で180件ほど申出がございました。

4の衛生費の清掃費、災害廃棄物処理事業の10億5742万9000円についての説明でございます。よろしいでしょうか、すみません。

昨年地震におきまして、180件ほどの解体の処理ができました。実は、この解体の処理にあたっては、まず、自分で解体するものについては、48件ほどございますが、それは自分で解体することで進めております。残りの130件につきましては、町のほうで解体処理をするんですが、それに及びましてまず現地のほうの調査、それで数量をある程度算定して積算するという業務がありまして、その関係を基に、町の8業者の入札によりまして進めている状況です。

まず、調査の関係、そして発注に至るまでの関係で、今のところ約60件の発注が進んでいるところでありますので、その辺の事務処理の関係で、どうしても件数が多

いことで繰越明許の手続を取らせていただいているところでございます。

なお、自分で解体する費用償還につきましても、やはり家を片づけてから解体する、さらには業者のほうの関係もなかなかつかまらないこともありまして、まだ半分ぐらいが解体のほう着手できていない状況でございますので、そんな状況から明許費の設定をお願いしたいとするものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

8款土木費の5項の応急修理住宅についての繰越しでございますが、現在700件近い応急修理の申請がございまして、また、完了していない件数は200件近くございます。原因につきましては、やはり工務店さんの手配がつかない、または工務店のほうで、県内的な地震災害でちょっと仕事のほうがなかなか追いつかないというような業者の都合というのが一番の原因かなとは思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 今、住民課長、建設課長から答弁あって、理解はしているんですけども、2年続けて地震が起きました。今年起きないとは誰も言えません。よって、地震最近多いんですけども、地震による被害、万が一また起きた場合、これほどの件数が残っていてまた追加になるというのは大変なので、一日も早い解決策を希望したいと思います。

というのは、私の住む地域でも、公民館をはじめ地区の財産で解体しなければならない建物が残っております。やはり地区民からすれば、いつ壊すのかなという感じで見ておりますので、一日も早い解決策をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。住民防災課長、よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 調査業務は、大体進んできており、これから発注も早々に進めたく考えております。さらには請負業者についてもできるだけ頑張らせていただきたく考えております。よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 同じ繰越明許費の7ページ、2款総務費、1項総務管理費、公用車購入の300万円繰越しになっておりますが、これは何らかの理由で繰り越して車を購入することなのでしょうけれども、どういった車を購入されるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

車につきましては、現在、町の公用車として使用しているフィットが13年、約14万キロになっているという状況と、今年の補正予算がかなり予算が出てくるとい

うこともありまして、補正予算で上げて繰越明許にすると。議員もご承知のとおり、現在ウクライナ問題も含めてなんですが、新車の納入というのがかなり不透明な状況にあります。人気車でありますともう1年以上、フィットだと3か月から6か月ではないかというような状況もありますから、繰越明許をかけざるを得ないという状況もありますし、そういったことでフィットの更新を行っていききたい。前から申し上げておりますが、当然環境に配慮したタイプについて検討していききたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では別の質問よろしいでしょうか。その下の、大坂団地リノベーション事業なんですが、5000万円繰越しになっておりますけれども、昨年12月の説明では、業者が決まって工事が進められると伺っていたんですが、なぜこれも5000万円繰越しなのかお答えください。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1 番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

リノベーション事業につきましては、お質しのとおり11月下旬から鋭意工事を進めてきたところでございますが、資材の調達等が遅れが出てきまして、いろいろな経済状況とか、戦争の問題とかございまして、資材の到着が遅れているということで、やれるものから今取り組んでおります。残念ながら繰越しという形になるんですが、早めに完成させて入居者を募集したいなと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。では工事の遅れということで。

同じページ、10款教育費、いろいろお話出ていますけれども、くにみ学園基本計画策定事業の3000万円繰越しというのがいろいろお話が出ておりますが、再度確認したいんですが、よろしいでしょうか。

あくまで基本構想、理念ということで、これが理解が深まっていない、そのために構想自体も確定されていないので次年度に繰り越して、構想も皆さんに説明をいただいた上で計画に進むということの3000万円繰越しで捉えてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 5 番蒲倉議員のご質問にお答えします。

議員、今お話しのとおり、昨年12月の議会で3000万円の議決をいただきました。その議決をいただいたときにも説明をしていますが、あくまでも基本構想ができてからの発注ということで考えていました。

その基本構想の部分について、今年度は策定委員会から中間報告という形で示されて、そのことに至るには様々な住民ワークショップ、あるいは中間報告会、さらには2月に行ったパブリックコメントを検討した結果として、理念として的大幅な修正は必要がないけれど、大事なところ、幼小の接続でありますとか、小中の接続でありま

すとか、そういう部分については、もっと分かりやすい表現、あるいは伝え方について検討すべきだと、さらに時間を取って中学生等の意見も聞くべきだろうという、基本構想についてはさらに継続をして検討をすることになりましたので、その後、基本計画に着手できればと、今回、繰越明許費をお願いしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 今日のもう一つ確認させていただきたいんですが、あくまで理念、基本構想ということをお伺いしたんですけれども、前にも説明会するときにもお聞きしておりますが、認定こども園、0歳から6歳まで、小中の義務教育、これを1つにするという理念、構想ですよね。ただ、これはあくまで構想、理念なので確定ではないと。これから説明をしていただいた上で、計画に進む段階で決まっていくと捉えてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、基本構想は理念について検討するもの、その理念の中には、教育についてどうあるべきかということと一緒に、将来の子どもたちが過ごす社会についての検討であったり、あるいはそのときにどんな力をつけていけばいいのかというところの部分についても検討させていただいて、その理念の構想の中で、0歳から15歳までのつながる学び、あるいは学園ということで表現しています。この部分について、検討委員会でも大幅な修正が必要だとの結論には至っておりませんので、理念としては、そのとおりに進むものと理解しておりますし、今、文部科学省でも幼小の接続、あるいは小中の接続、ここがすごく大事な部分だとされていて、この部分については、国も挙げて新たな教育の在り方で出しているところもありますので、それに沿った形で進めたいと考えています。

ただ、理念でありますので、これから具体的に基本計画に移るということになった場合には、基本計画の中で様々な条件を検討することになります。そこには当然場所のこともありますし、財源的な部分もありますし、スケジュール的な部分も出てきます。そういう中では、理念を全て実現をさせるということが難しいということも当然考えられるとは思っていますが、今私どもは、やはり理念を実現したいなというところは思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

次の質問です。

42ページ、補正予算42ページ、9款消防費、2項原発災害対策費、このところの工事請負費と委託料で7000万円減額になっておりますが、これの詳細というのはどういう中身でしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 1 番蒲倉議員の質問にお答えいたします。

お質しの原発災害対策費の中の委託料の測量及び工事請負費の減額の理由ということでございますが、まずはそれぞれ発注実績によるものということと、また、工事請負費につきましては、前年度実績を基に概算費用を算出して当初予算のほうに計上しているんですけども、この仮置場3か所を今年度原状回復を行っているんですけども、測量設計を行った結果、仮置場の地盤が想定より下がっていないことによっての地盤復旧という工事が必要なんですけども、その復旧が不要となったことから、作業の工程、作業量というのが少なくなった結果、予算額というのを下回ったということでご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 同じ目の12節委託料の中にあります調査委託料337万7,000円の減額がございます。この内容につきましては、住民防災課におきまして、除染モニタリングを行わなかった関係での費用減でございます。先にも申し上げましたが、汚染状況調査地域の指定解除に向けて、今年度については環境省がモニタリング調査を行っておりまして、今回は町のほうでは行わないということで、337万7000円は減額ということとさせていただいたものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私のほうからは、44ページの教育費の学校管理費の14節の工事請負費に40万円出ているんですけども、この40万円というのは何の金額なんですか、教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 5番山崎議員のご質問にお答えいたします。

こちら中学校費、工事請負費、40万円の補正でございます。こちらが防犯カメラの設置になります。幼小中PTA連絡協議会のほうから要望書のほう、毎年いただいているもので今回補正をお願いしたところです。ネットワークやモニター、システムなどの構築など様々なやり方が考えられますけれども、今回はドライブレコーダーと同じくSDカードで記録するタイプで、赤外線対応のLED防犯カメラになります。個人情報の取扱いなど、安全面に配慮しながら設置対応を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、同じように中学校の40万円という中身についても、同じような考えでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 小学校、中学校同様の内容となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5 番（山崎健吉君） 今、小学校も中学校もそうなんですけれども、今、日本全国というか、どこでも教育現場において、いろんな事件とかそういうのが起きていますよね。それで、小学校、中学校については防犯カメラ、どこに置くかはこれから検討なんですよけれども、幼稚園と保育園については、これは検討はしなかったですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（佐藤温史君） お答えいたします。

保育所と幼稚園につきましては既に設置しておりまして、保育所のほうで一部修繕が必要な部分があるんですが、早急に新年度予算で対応することとしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5 番（山崎健吉君） ぜひ今の防災の面から今は小中、幼稚園もやっているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 今の質問に関連しますけれども、いわゆる個人情報も記録されるということになると思うんですけれども、これを管理するような機関といいますか、組織といいますか、そのあたりについてはどのような形になっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 私が答えるべきかどうかなんですけれども、個人情報については先ほど言いましたように、国の法律が統一されて、町では施行条例をつくって個人情報については管理をするということになります。それを踏まえた上で、先ほどの整理条例の中で防犯カメラの条例があったと思いますが、その条例に基づいて施行規則と、あとカメラの運用基準が町にはございますので、それにのっとり、ほかにも役場とか公共施設の部分はこれで管理するんですけれども、それと同じような感じできちんと管理をするということになっておりますので、ご心配はないかと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 繰越明許費の 1 0 款教育費、1 項教育総務費、くにみ学園構想基本計画策定事業についてですが、基本構想はまだできていないんですよ。この基本構想は変更しないということであれば、基本計画はその基本構想に基づいてつくられていくというわけでしょう。違うんですか。基本構想というのは理念だということで、その理念は変えられないと、基本計画の中でいろいろ変更あるけれどもということですが、基本構想に基づいて基本計画をつくとすれば、私はそもそもその基本構想の段階で柔軟な考えを持って意見聴取などしていかなければ、固まってしまうんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 松浦議員のご質問にお答えします。

基本構想については、先ほど来説明をさせていただきましたが、あくまでも理念の部分と捉えていただいて結構だと思っています。その理念についても中身については、先ほど申しましたが、教育の在り方であったり、子どもたちの姿、あるいはそのための環境について、大まかな方針ということで記載をしているのが構想です。そこから基本計画に移行するということになるわけですが、基本計画の中では、先ほども少し触れましたが、より詳細な検討、これは技術的なもの、立地的なもの、技術的な関係もありますので専門の方に入っていただくことは必要になってくるんですが、そういうことを経て具体的な記述になっていきます。そのためにも、基本構想を読み込んでいただいて基本計画に移っていくわけですから、松浦議員お話しのとおり、基本構想が基になりますよねというところは、そのとおりだと思います。

ただ、基本計画の中では、より詳細な検討、いわゆる財源、スケジュール、工期、様々なところを検討するわけです。とすれば、それが基本構想の中での方針の部分と少し変わってくるというところは、これは当然あることだと思っています。そのことが財源等もしっかりと分らなければ、具体的にどんな方法を採用しようというのでも出てこないことになりますので、その辺は基本計画の中でしっかりと詰めていくこと。

だから、理念というところについては、やっぱり大事なところなので、この理念については、松浦議員ご指摘のとおり、私ども昨年6月以降、様々な方から意見をいただき、またワークショップをやって、様々な意見を集めてきました。それをこの基本構想の中に生かして、今、大きな部分としての理念については、できてきたということで、策定委員会で中間報告という形になったわけです。それが、決定ではないところについては、先ほど申しましたとおり、まだ分かりやすさという点で、構想にはもう少し必要だよねということ。さらには伝え方についても検討できるよねと。そんなことがありましたので引き続き検討することになりました。

引き続き検討することになりましたので、当然基本計画にはまだ移れないところです。やっぱり基本構想がしっかりとできてから基本計画に移っていくと。そのようなことで理解をしてございますので、今、今回3000万円の繰越明許について提案をさせていただきますが、12月議会でそのようなお話もさせていただいて、ただ、流れが変わってもう少し丁寧にやっていくべきだということも様々な意見をいただいていますので、今回このようなことで説明をさせてもらっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 基本構想というのは、そうしますと教育委員会関係で決定するということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをします。

基本構想の決定とのお話しではありますが、策定委員会で建議、最終的な取りまとめ

については、策定委員会から教育委員会宛てに建議という形で出していただきます。建議として出されたものについて、教育委員会として意見を付して町長に上げるということで、最終的な決定については町長ということで、学校の設置者になりますので町長ということになると思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

ページは37ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費の中における集落営農活性化プロジェクト促進事業ということで、今回1274万円という額を減額するというようになっておりますけれども、これ減額になった理由を教えてください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

補正予算書37ページ、集落営農活性化プロジェクト促進事業1274万円の補正減の内容ですが、こちらにつきましては、貝田地区のほ場整備を契機に設立された貝田コネクティブームがミニライスセンターを設置するため、国庫補助事業に取り組んだ中身になってございます。

今年度、国の交付決定を受けまして設置となりましたが、当初はミニライスセンターとして建物と中の乾燥調製設備の両方を新設するというので補助申請を出しておりました。その際の事業費を約4200万円ほどで想定していましたが、資金繰りも苦しいことから、最終的に建物は建てずに自前でシートハウスを設置し、中の乾燥調製設備のみ国庫補助事業を使って導入することになったものですから、事業費が大幅に減額になりました。

なお、国庫補助事業を使って設置する中の乾燥調製設備については、今月下旬に事業完了予定で、今、最終段階になっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの課長の説明でありますと、建物は建てずにシートでやると。それで中に乾燥調製設備を入れるということなんですけれども、そのシートの強度、つまり単純にビニールシートではないと思うんで、それなりの強度もあってそれで風化もしないというような状態だと思うんですけれども、そのようなシートだどどんな感じ、具体的にこういうところに使っているシートですよとか、こういうもの、具体的なものがあればいいと思うんですけれども、まずシートというものがどういうものなのか、ちょっと詳しいことが分かればお知らせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

現在貝田で進めているシートハウスですが、当然ビニールハウスとは異なるものです。当然耐用年数もそれなりにあるもので、ただ、いずれは風化を含めて張り替えが

必要になってくるかと思いますが、10年、20年程度はもつもので、現在、くにみ農業ビジネス訓練所の鉄骨ハウスの裏側にも、資材倉庫として設置していますので、特に強度的にも問題はないと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ただいま渡辺議員から質問あった同じページで37ページ、福島県営農再開支援事業1579万5000円の減額、説明によりますと、改植事業12ヘクタールを予定したけれども、7ヘクタールしかなかったので減額しますということなんですけれども、とすればもう今年いっぱいでは来年はもうこの事業は終るといふ形になるのでしょうか。それとも、来年度もまた募集すると。そして、この事業を継続するという考えなのでしょうか、まず1点、お願いします。

次は、次のページ、果実ひょう害対策緊急支援事業1272万2000円の減額。実は今日の新聞で、ふくしま未来の数又組合長の談話で、ふくしま未来全体で補助額が2100万円、いわゆるひょう害に対して、肥料や薬剤の補助があるんですけれども、それが1200万円です。思った以上に少なかった。ということは、国見町でもこのひょう害対策、実際には少なくて済んでよかったなと思うんですけれども、このひょう害対策の減額になったやつで、実際は何件で何ヘクタールで、どのぐらいの金額のひょう害があったのかお尋ねします。

以上、2件について、産業振興課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、補正予算書37ページの福島県営農再開支援事業の減額ですが、八島議員お見込みのとおり、12ヘクタールの予算に対して実績が7ヘクタールになります。こちらの事業につきましては、もともと3.11の原発事故に伴う放射能の影響で、樹園地に多大なる被害があったことから、その被害があった樹園地の改植について、10分の10の補助で支援するため、平成24年度からスタートした事業になってございます。

国で、現在、第2期の復興創生期間の2年目で残り3年ありますので、残り3年間はこの10分の10の改植事業があるだろうと推測してございます。裏を返せばこの3年間にいかに計画的に改植を進めて、少しでも農家負担を少なくできることをしっかりと打ち出しながら、次年度以降もこの事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、2点目、補正予算書38ページの果樹ひょう害対策緊急支援事業について、1272万2000円の大幅な減額になってございますが、こちらにつきましては、昨年6月2日と3日に発生したひょう被害に対する県の補助事業になります。こちらについては、大幅な補正減の理由としましては、補助の単価が想定よりも低かったこと、さらには補助の対象となる園地が、ひょう被害が30%以上あった園地のみだっ

たため、当初想定していた金額よりも残念ながら減額になりました。最終的な実績としては、約300万円、400万円ほどの補助支出になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 繰越明許費の6款農林水産業、2項林業費、ふくしま森林再生事業の鳥取地区森林整備事業で2498万6000円と金額が大きいんですが、この繰越明許になっています、その内容を説明願います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書7ページ、繰越明許費のふくしま森林再生事業2498万6000円の繰越しですが、こちらも、もともと3.11の原発事故に伴う福島県の森林の被害に対しての再生事業で、長年国見町でも取り組んでいるものでございますが、面積も大きく、既に契約して森林組合に発注はしていますが、積雪等の影響もございまして新年度に繰越しをしています。ただし、新年度の早い段階で事業完了できるよう今の段階では予定してございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 30ページなんですけれども、老人福祉費の中で高齢者運転免許返納事業とあるんですけれども、県内でも高齢者の結構痛ましい事故が起きているということで、私の近所でも、そういう方がおるんですけれども。だから町のほうで今免許返納の事業がどうなっているか、これを伺いたいと思います。よろしく願いします。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

町では、高齢者の方が免許返納された際に、1年間、申請日から1年間使えるタクシー券を1万円分給付させていただいております。今年度につきましては、4月から2月末までで30名の方が申請をされております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 本案について、小林聖治君ほか2名の方から修正の動議が提出されていますので、暫時休議いたします。

進め方を確認するため、委員会室において議会運営委員会及び全員協議会を開催し

ますのでご参集願います。

(午前 11 時 52 分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後 0 時 08 分)

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 時間が間もなく 12 時 10 分になりますので、午後 1 時まで休議いたします。

(午後 0 時 09 分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 要件が満たされているため、直ちに議題といたします。

書記に修正動議を朗読させます。朗読。

(書記 議案第 14 号修正動議を朗読)

議長（東海林一樹君） これを本案と併せて議題といたします。

提出者の説明を求めます。6 番小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 議案第 14 号令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正動議について提案理由を説明いたします。

議案第 14 号、令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 6 号）には、くにみ学園構想基本計画事業に係る予算の繰越明許が計上されています。本事業については、昨年の 12 月議会定例会で予算化したものでありますが、現時点において、くにみ学園基本構想がまだ成案となっていないこと、町民への説明が十分に行われていないことから、繰越明許として計上しても事業として実行されない可能性があります。

以上の理由から、原案のうち、7 ページ第 2 表に計上した 10 款教育費、1 項教育総務費、町単独事業、くにみ学園構想基本計画策定事業 3000 万円を削除する必要があります。これが本修正案提出の理由であります。

議員各位のご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

本案については修正案が出されておりますので、まず、原案の賛成者、次に、修正案賛成者という交互の討論となります。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も10月の定例会でこの原案には賛成いたしました。

それで、今、この繰越明許が繰越ししますと、今、提案理由があったように、これがそのまま町民の理解を得ないまま突っ走るのではないかと、また、3月ですか、この間の一般議案の中でも……

議長（東海林一樹君） 山崎議員は、修正案の賛成者ですね。

5番（山崎健吉君） そうです。

議長（東海林一樹君） その前に原案に賛成の方の発言を許しますということでやったんですけれども、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 特になければ、次に、修正案賛成者の意見を許します。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 大変失礼しました。

昨年の12月の定例会で私も賛成いたしました。その後、町民の理解が得ないまま、不十分でありながら、今回、また一般質問3名が行われましたが、その中でも0歳から15歳までの教育については、一貫校が必要であるというふうに町長も教育長も言明しております。我々は、保育所と幼稚園並びに小学校、中学校、その2つでお願いしたいなど、こういうふうに語ってますけれども、皆さんにそれがまだまだ町民にも我々にも行き通っていないということで、これについて賛成というか、繰越明許については賛成しかねますということでございます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は修正案に賛成の立場から意見を申し上げます。

くにみ学園基本計画の委任料3000万円について、私は12月定例会でこの件について賛成をしましたけれども、そのときの私の考えとしては、最初から基本構想を第三者に丸投げするのかと思って質問いたしました。3000万円の基本計画は、町が考える基本構想、理念とか考え方にに基づき、専門家の方々が具体的に計画書を作成するものだとの答弁を受けて賛成したものであります。しかし、よく考えてみますと、肝腎の基本構想はまだ細かい説明を受けていないなと思いました。その後、全員協議会などで説明を聞くにつれて、ちょっと違うのではないかと思うようになり、一般質問で私の考えを質しました。

昨日の議案調査会で教育長もおっしゃっていましたが、町としても、町民への伝え方が足りなかった、もっと説明をする必要があるとのことで、基本計画の策定は予定より先になるとのことでした。そうであれば、この3000万円は一旦削除して、町民の理解を得た上で予算すべきと考えます。よって、私はこの本件修正案に賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 私も12月議会では、このくにみ学園基本計画の作成費ですか、これについては同意しましたが、そのときは、まだくにみ学園についての説明が一度もなされていない時期でした。議会の後、12月16日に第1回目の説明が議会にありまして、第2回は1月20日です。内容もよく説明されないまま、時間がないから、基本計画委託するその時間が迫っているから認めてもらいたいという説明でした。

何かその内容もよく理解できないまま同意してしまったことは私も非常に後悔しているわけですが、とにかくその2回の議会への説明の中で分かってきたことは、どうしても新しい学校をつくらなければならないという、その必然的な理由がはっきりしません、理由がありません、はっきり言って。理想的な教育専門家がまとめた構想、それは立派ですけれども、それは既存の建物でも十分できるものです。

また、その基本構想としては、0歳児から15歳までの保育教育を同一敷地でないと駄目だという、町長もこの間の私の一般質問に答えておりましたが、そういうかたくなな考えを変えないというところは、専門家の知識だけが絶対無二のような考えでして、町民の意見や我々の意見も反映されない、そういう基本構想そのものが問題なんです。そこのところを考え直さない限りは、それを認めて、さらにそれから一歩進む基本計画策定は、これは無理な話です。

よって、私は、基本構想そのものをもう少ししっかり考え直すということから始めなければならないと思いますし、したがって、この3000万円は繰越明許しないでストップさせるということに、そういう考えですので、修正動議に賛成します。

議長（東海林一樹君） 原案に賛成の方の発言を許します。

八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 私は原案に賛成で、修正案には反対の立場で意見を述べたいと思います。

そもそも事業には基本的な構想があって、その構想を実現するためにはどうすべきか、そのときの世間の情勢、あるいは、その理想を実現するために何が必要か、時代時代、そのときそのとき変わってきますんで、基本構想は変わっていくと思います。だから、まず、構想、理念をはっきり持つべきで、この理念をつくるために今、いろいろ苦労していますので、なるべく早い期間に理念をつくって、そのための具体的な行動に移してもらいたい。

少なくとも国見町では、町村合併以前に学校の統廃合を行いました。国見町の歴史を鑑みますと、県北中学校は、森江野村と小坂村と藤田町と合併するときはまだ町村合併に至る前ですけれども、将来、やはり子どもたちのためには各町に一つの学校があったほうが良いという方向で、合併することを基本に県北中学校ができたのであります。そして、また小学校を統合するときも、現在の学校は、まだ各旧町村単位にあるのを国見町は一つの小学校にすることを可決して現在に至っておる。いわゆる国見町は、子どもの教育に対しては理想を追求し、そのためにどうあるべきか、いつど

うやるべきかを今までの町をつかさどる政治家なり、あるいは、教育委員会なりが先鞭を切ってやってきた、子どものためのこの教育でございました。

私はこういう時代、いわゆる少子化の時代を迎えて、これからの国見町の教育はどうあるべきかは、やはり考える時代だと思います。1つの学年で1学級という時代は必ずやってきます。今の文部省のそのところを見て、この前の国会の議論を通して私もなるほどなと思ったんですけども、各小さな町や村の小学校では野球チームができない、よって、部活ができない。2つも3つも周辺の町を集めて合同チームをつくって大会に出る、それも許す時代、もうすぐ目の前に来ているよというくらい変わっております。

今回の議論を通して、まだまだ基本構想はこうあるべきだということを私も固まっております。だけれども、やらなければならないのは、やはり新しい時代に向けた国見町のあるべき姿をみんなで考えることだと思います。そして、それがこうあるべきだと決まった段階で、今度は基本計画に移って、では、どういう形でやるかということに各論に入って行くわけですから、ぜひともこの事業を継続して、今、構想の設立委員会で検討していますので、プロの専門家を交えて、すばらしい国見町の子どもの教育の姿を示してほしいと、そのためには議会も教育委員会も、あるいは検討委員会も一緒になって物事を考えることが必要ではないかなと、何回も議論になって聞いていましたけれども、町と教育委員会も、今までのやり方で議会に説明しなかったら本当に悪かったと何回も陳謝しております。

今後は、議会も加えて、新しい構想をどうあるべきかをぜひともつくと、そのためにこの事業はこのまま繰越明許のまま残しておいても十分事業はできるし、やらなければならない事業だと思いますので、私は修正案に反対、原案賛成で意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 基本的には13番議員と同じであります。今、少子化という時代を迎えております。これまでの教育の仕方が果たして、それなりの評価はできると思うんですけども、新しい時代に入るといふふうな中にありまして、この教育のスタイルも変えていかなければならないのではないかというのが私の実感であります。

そうした中において、今回のこのくにみ学園構想、これまでの議論の中でまだはつきりしたものは出てきておりません。ですので、はつきりした時点で私は議論をさせていただきますと思います。よって、この修正案には反対、原案賛成ということを申し上げます。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ討論を終結します。

これから議案第14号の採決を行います。

まず、本案に対する小林聖治君ほか2名から出された修正案について、起立によって採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(発言する者あり)

議長(東海林一樹君) 修正した部分の以外の部分に賛成の方。議案第14号本体です。

(発言する者あり)

議長(東海林一樹君) 修正案については可決されました。

次に、修正以外の本体です。本体について賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第15号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第16、議案第15号「令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第15号、令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番(蒲倉 孝君) ちょっと不思議なので質問したいんですが、3ページ、歳入なんですけれども、4款繰入金、一般会計から352万8000円が繰り越されているというんですか、これとはどういうことでしょうか。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

一般会計からの繰入金352万8000円の件でございますが、収支のバランス、歳入歳出のバランスを図るために、足りない部分を一般会計から基準に基づきまして繰入れをすることができることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 蒲倉君。

1番(蒲倉 孝君) すみません、分からないので聞きますが、そうすると、足りない部

分は幾らでも一般会計からこちらに入れるということですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 基準内繰入れということで、基準が決まっています、その範囲内であれば繰入れできるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第16号「令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第16号、令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第17号「令和4年度国見町国民健康保険特別

会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第17号、令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第18号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第18号「令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第18号についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第19号 令和4年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第19号「令和4年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第19号、令和4年度国見町湯水対策施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第20号 令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第21、議案第20号「令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第20号、令和4年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第1号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第22、同意第1号「国見町入山財産区管理委員の選任につ

き同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第1号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

8日水曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後1時47分)

第 4 日

令和5年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第21号 令和5年度国見町一般会計予算
- 第 2 議案第22号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第 3 議案第23号 令和5年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第 4 議案第24号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算
- 第 5 議案第25号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第26号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第27号 令和5年度国見町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第28号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 9 議案第29号 令和5年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第10 議案第30号 令和5年度国見町水道事業会計予算
- 第11 議案第31号 令和5年度国見町下水道事業会計予算
- 第12 常任委員長報告
 - 陳情第31号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

（追加日程）

- 第13 選挙第 1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙
- 第14 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 第15 発議第 2号 国見町議会個人情報保護条例
- 第16 発議第 3号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第17 議員の派遣について
- 第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学 校 教 育 課 長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第21号 令和5年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第21号「令和5年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第21号、令和5年度国見町一般会計予算についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

初めに、1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。35ページから59ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 2款、総務課長にお伺いいたします。

2款1項5目12節、詳細説明でいきますと15ページになりますが、観月台公園維持管理事業についてですけれども、委託料657万3000円のうち、公園のリノベーション基本設計業務550万円とございますが、リノベーションは次年度にも行う旨記載されておりますけれども、令和5年度についての詳細を教えてください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回の計上額につきましては、基本設計ということでございますので、詳細な設計

ではございません。現在ある観月台公園が前回の改修から約30年経過をしております。全体的なりノベといいますか、改修が必要だということで、どういった形にしていくかを含め、観月台公園管理会、さらには関係する団体と協議しながら、どういった形にしていったらいいかを進めるための基本的な設計ということになります。それが固まり次第、次年度以降になるかと思いますが、改修の実施設計に入っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

関連するのですが、ちょっと公園を見てきまして、公園の西側の橋があって、踊り場があると思うのですがけれども、今そこがトラロープで閉じられているという状況だと思うのです。危ないということで。写真を撮ってきたのですが、今、状況、こんな感じなのです。ただ、このトラロープが緩んでいて、子どもが完全に入れる状況、人も入れる状況。本当に危険なのであれば、完全に入れなく封鎖するとか、リノベーション、これから設計ということなので、時間がかかるのであれば、応急処置をして利用できるようにするのか、それとも完全に封鎖するのか、その辺お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

完全に危険であるかということではないのですが、安全のためトラロープをしています。ただ、維持管理上問題があるのであれば、早急に対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

次の質問、別な質問に移ります。企画調整課長にお伺いいたします。

2款1項8目12節、個別施策でいくと21ページですがけれども、まちづくり推進事業930万円のうち560万円、地域力創造アドバイザー、これ、人件費と思われまますがけれども、これ、誰の人件費でしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員の質問にお答えいたします。

総務費、総務管理費の12節の委託料のアドバイザー委託等560万円ということのお質しとっております。こちらにつきましては、総務省が認定し、登録している463人のアドバイザーの資格を持った方に対する委託料ということになります。今のところ決定はしておりません。

今後につきましては、町に具体的に寄与できるような方について慎重に検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） では、まだ決まっていないということです。

次の質問です。同じく企画調整課長、お願いいたします。

2 款 1 項 8 目、その中の交流連携推進事業、総事業で 2 1 9 6 万 1 0 0 0 円のうち 2 1 3 0 万円、官民共創新産業創造プロジェクトとありますが、一体このところでは何をやるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

来年度、いわゆるコンソーシアム、KUPUCO（カプコ）という名前で昨年度創設しまして、今年度も事業を続行中ということでございます。こちらのほうにつきましては、一般質問のほうでも議員からお質しをいただいておりますが、来年度については、町の課題、いわゆる移住定住であったり、公共交通であったり、そのものについて検討すると、官民の力を利用しながら検討するというふうを考えております。ただ、在り方については慎重に検討していきたいというふうを考えていたところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 議案調査会のご説明を受けたときに、今動いています救急車、これは何かリースというようにちらっと聞いたのですけれども、当初、無償貸出して PR だけと伺っていたのですが、これは変更になったのですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

高規格救急自動車研究開発事業については、今年度、今、製作していると、開発しているというような状況でございます。間もなく開発が終わるところでございますが、来年度につきましては、計画の中では、リースについて来年度以降進めるということで、今年度検討していたところでございます。

様々な検討をしましたが、リースについて、やはり PR と、町に何らかの利益がないと、ということでお話をいただきましたので、その部分について、新年度予算でリースの一部、町の歳入に入るような形で事業を進めたいと決まったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） では、検討中ということですが、その説明会でもちらっとお聞きしましたけれども、1 台月々リース料、5,000 円ぐらいで考えていると伺ったのですが、そのときもお話ししましたけれども、4 億円、単純計算で 3 3 0 0 万円、残価を半分と多く見たとしても、すみません、前回は桁が違ったのですけれども、1 台当たり月 2 7 万 5 0 0 0 円なのです。それを 5,000 円で貸していると、かなり格安というか、安過ぎるのではないかなと思うのですが、それは、PR というところでそういう価格体系になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

リース事業につきましては、リースの利益率というのが2%から1%ということで伺っております。ただ、町としては、この事業につきましては、リース、PR、そして大きな目的の一つといたしまして、いわゆる使用した場合に、リースとして使用した方の現場の声を集約するということと、町に関連事業、リース事業だったり救急車のメンテナンスの産業を集積するというような目的があります。ですから、使いやすいように、リースしやすいような金額で今回は設定を考えていたというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、普通、リースですと5年、60か月というのが多いのですが、これ、満了になったらばどういう。普通は返却とか再リースという形になるのですが、どういうお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この高規格救急自動車の研究開発事業につきまして、リースを行うということで今、予定しております。それで、8年から5年のリースを見込んでおります。それで、その後につきましては、いわゆる再リースという方法と、そのまま、いわゆる資産の残りというのでしょうか、車両の残りについて払下げするという方法があるのかなと考えております。それにつきましては、状況を見て判断するような形になりますけれども、今のところ、こうするということはちょっと方針としては決まっていなかったところなので、今後、状況を見極めながら考えていければと考えていたところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 別な質問です。税務課長にお伺いいたします。

2款2項2目、個別施策の36ページのe L T A X関連事務事業、総事業で414万円。算出していただきましてありがとうございます。令和4年の最終予算額と比較させていただきますと、3分の1に減額されておりますが、何がここまで下がったのかお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 蒲倉議員のお質しにお答えいたします。

令和4年度と比べまして、税目拡大システム改修事業というのが令和5年度に關しましてはありませぬので、ここのところで812万6000円ほど減額となつての計上となります。

以上、お答えいたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） では、私のほうから、まず1点として、これは住民防災課のコンビニ交付事業についてちょっとお尋ねしたいのですが、主要施策の45ページに191万3000円と、こういう数字があるのですけれども、これ、新規事業ですから、来月からですか、マイナンバーカードを使用してコンビニで住民票と印鑑証明が取れるシステムだと、こういうように説明されたのですけれども、これは全国どこでも取れるシステムなのか、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

各コンビニにあります多機能複写機を用いて、それがネットワーク上、国のシステムにつながっているものについてはどこでも出力できるということになります。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） コンビニというからには、年間365日やっているところがほとんどなのでしょうけれども、この使用時間というか、利用時間帯というのはどこでも同じ時間帯にやれるか、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 基本的に、このシステムにつきましては、年中無休、朝6時半から夜の11時までになっております。ただし、そのコンビニ自体の使用時間がございますので、その範疇の中で稼働できるのであれば、この時間帯で稼働できるということになります。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、住民サービスとしては大分レベルアップするということか、全国どこでもこういう、取れるのでしょうか、これ、多分、今、役場の手数料って300円だと思うのですけれども、コンビニでも同じ手数料で取れるのか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 条例上、300円での交付ということになっております。

議長（東海林一樹君） 山崎君。質問を変えてください。

5番（山崎健吉君） 質問を変えます。

これは、産業振興課、道の駅の推進事業ということで、主要施策の107ページ、まちづくり交流推進費で3240万円……

（「款が違う」の声あり）

議長（東海林一樹君） 款が違います。議会費と総務費の。

5番（山崎健吉君） ああ、総務費。すみません。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

宍戸君。

3番（宍戸武志君） 私も、47ページの総務管理費の1節なのですけれども、新産業創

造プロジェクト2130万円、アドバイザー委託料560万円ということで、この辺については、ある程度私なりに理解しているのです。今回の問題等も含めまして、私、その事象だけを切り取ると分からなくなるので、私なりにちょっと整理してみたのですけれども、この事業については、まちづくり推進事業と交流連携推進事業をミックスしたと。国から予算、企業からはお金を、個人からはふるさと納税でという形の、どのようにして予算を取ったらいいかというような形だと思います。その中で、委託料としてアドバイザー560万円、それと新産業創造プロジェクト2130万円の予算がついていると思います。

この中で、KUPUCO（カプコ）を中心とした総事業費が、2021年4月1日から来年の3月31日まで1億660万円計上されています。この関係は、どういう関係なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、この総務管理費の委託料でございます。12節の委託料の中で、新産業創造プロジェクト2130万円、あとアドバイザー委託料560万円とありますけれども、こちらは、制度的には全く違う中身ということになっています。

アドバイザー委託については、外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度ということで、総務省が管轄する制度の中で、市町村に知見のある登録された方を派遣といいますか、お願いする制度になっています。新産業創造プロジェクトにつきましては、地域創生推進事業の中の地域再生計画の中の総務省で認められたいわゆる事業ということになっています。3年間を1クールといたしまして、国見町に新しい産業を根づかせるというような目的を持った事業ということになっております。中身については、別物ということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸君。

3番（宍戸武志君） それで、総事業費、KUPUCO（カプコ）を中心とした総事業費1億660万円、その中に2130万円が含まれているということで解釈してよろしいのですね。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

こちらの質問いただきました中身については、1億660万円、総事業費ということで、3年間の事業ということで、一般質問のほうでお質しをいただきました。お答えしたところで、2530万円の減額になりまして、総事業としては8130万円となっておりますということで答弁させていただきました。こちらにつきましては、事業の最終年度ということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸君。

3番（宍戸武志君） 今年度は2130万円を予算化したということですね。分かりまし

た。

今回、いろんな誤解とかなんかを生んでいる面があると思うのです。これ、やっぱり情報力、発信力がちょっとまずかったのかなと思います。この事業につきましては、ぜひ委縮しないで、慎重かつ大胆に今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 先ほど、山崎議員のほうの質問がありましたように、コンビニの交付という事業につきまして、あと、主要な施策ですと45ページになります。

コンビニの交付ということで、交付金ありますけれども、実際、交付のやつに対しては300円を頂くということになるのですけれども、コンビニになった場合には当然金額が下がってくると思うのですけれども、予定として、コンビニの利用者の方、何%を考えていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

令和5年度から本格的に稼働になりますコンビニ交付につきましては、初年度だということもありますので、住民基本台帳の発行が年間3,300件でございますので、約その1割の、月当たり35件、さらに、同じく印鑑証明につきましても、月当たり35件、合計70件の発行ということで、12か月で840件ほどの発行を予定して、予算のほうの関係を組み立てております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、今までは窓口で発行していたのをコンビニでやると、利用者になれば大変いいことだなと。24時間ということもありますけれども、先ほどは6時半から23時までということで、大変いいことだとは思いますが、簡単に取れるという反面、やはり、町民の方はいいのですけれども、町外の方々がそれを利用して取得した場合のセキュリティーというか、そういう個人情報に関してはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） コンビニで、各証明書の交付におきましては、マイナンバーカードを使いまして、その中で利用者証明用電子証明により、パスワードを使って発行するという形になっております。ですので、マイナンバーカードの保持、そしてパスワードの入力ということでの証明書発行になっています。その流れでセキュリティーを保持することになります。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について質疑ありませんか。59ページから73ページです。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) なければ、次に、4款衛生費について質疑ありませんか。74ページから82ページです。

蒲倉君。

1番(蒲倉 孝君) 住民防災課長にお伺いたします。

4款2項2目18節、個別施策のページ数でいきますと59ページ、伊達地方衛生処理組合関連事業がございます。負担金が6803万9000円。令和4年度最終予算額と比較すると1162万9000円増加しておりますが、この詳細についてご説明お願いいたします。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

あくまでも、この伊達地方衛生処理組合につきましては、一部事務組合ということで、議会形式になっております。私どもにつきましては、組合のほうから予算編成、町における予算編成上の資料ということで説明を受けた内容での回答で、ご了承いただきたいと思っております。

伊達地方衛生処理組合につきましては、一般会計とそれからごみ処理特別会計、そしてし尿処理特別会計という3つの会計予算で編成されております。うち、一般会計とし尿処理特別会計につきましては、ほぼ平年ベース、もしくはやや微増という形での説明を聞いております。ただし、ごみ処理特別会計につきましては、1つは、電気料の大幅な上昇、清掃センター関係での電気料の大幅な上昇ということで、昨年で7720万円ぐらいの金額が令和5年度の予算で倍近い1億4450万円ぐらいに大幅に伸びるということの説明をされています。さらには、消毒用の薬剤、そして金属分別用の薬剤についても大幅な増額、3割ほどの増額になるということ、このようなことを受けまして、全体の分担金自体が去年より12%ぐらい伸びた7億3670万円ということになり、それを各関連町村で分賦するということになっております。

その関係で、国見町においてはし尿処理8.5%、ごみ処理9.76%、実は、この分賦率については、それぞれの搬入実績に基づいて計算されるのですが、それについても若干国見町は伸びがありまして、この辺の伸びも含めながら昨年実績よりも14%ぐらい多い、今年度については6803万9000円という金額を予算のほうで計上させていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) なければ、次に、5款労働費について質疑ありませんか。82ページです。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) なければ、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。

83ページから92ページです。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

主要な施策の点からもお尋ねしたいと思います。ページ数は94ページということで、新規事業で本年度は約5つ、国見ライスセンター及び、あとは農業法人の設立支援と5つほどの新規事業が予算で計上されておりますけれども、あとで内容は説明しますけれども、農業、つまり肥料の高騰ということで、去年は頂いておるのですけれども、今年はこの中には入ってきていないということなのですけれども、その辺についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要の94ページ、農業振興事業で、今年度5つの新しい補助事業を新設してございます。その中に、肥料高騰に伴う支援事業については、当初予算では計上してございません。今年の春、使用する肥料については、国で補助制度がありますので、まずは国の補助制度を活用したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 国からの補助を活用することは大変いいというか、国からの補助を待っていると思うのですけれども、値上がりというか、肥料の値上がりというのは半端ではないです。はっきり言って、昨年買っていたものが倍ぐらいになっています。だから、リン酸、特に過リン酸と言われている肥料は、1俵20キロが5,000円です。これでは、幾ら何でも基幹産業である農家を助けるのだというものになっていけば、高いからもう買わなくてもいいよという考えはあるかもしれないけれども、やはりそれを使わなければ農作物は作れない、待ってはいけませんけれども、農作物は栄養のバランスも考えると、それは必要な肥料になっております。であるから、農家の皆さんの考えを持っているのであれば、やはり国からの施策を待つというよりも、今の現状はこのように上がっているのだとなれば、補正を使ってでも、早めに補正をかけるべきではないかと思っておりますけれども、その辺についてどういう考えをしているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

去年の秋、そして今年の春に使用する肥料について、国の支援がございしますが、今年の秋から使う肥料代の支援については、まだ国から支援のアナウンスはございません。当然、国で継続した支援が続くのかどうか注視をしながら、今後判断していきたいと思いますが、もし国の支援がない、あるいは肥料が今以上にさらに上がるなど、いろんな諸事情の中で町として支援が必要だと判断した場合には、速やかに補正予算で支援策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁します。

まず、今回の肥料高騰、これに関しては、地方自治体、ここに責任はないと思っています。まずは、国全体の課題として捉えなければいけない問題なのだろうなと思っています。その起因となるのがロシアとウクライナの問題だということは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、まず、それに関して、国の基本的な産業、これ、農業だと国のほうでも捉えていますから、自給率の問題であったり、いろんな様々な、食糧安全保障の観点からも当然国はこの肥料高騰に関しての責任は負うべきだと思います。

町としてまず考えなければならないのは、国あるいは県、これの助成事業をしっかりと確立してもらうこと、これは、町として関係機関に働きかけると。その上で国や県を動かす、そしてそこから漏れたもの、あるいはそれに付随して補完的に地方自治体がしなければならないことがあるのであれば、これまで同様、町はある程度の決断をしなければならないと思っています。まずは、大本の国、これを動かす行動を町長としても進めていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長から先進的な言葉を聞きました。ありがとうございます。

そのように、今、農家の方が、目先に持っているものに大変困っているということはひしひしと感じております。そして、行政ができること、行政しかできないことが絶対あり得ます。そして、やはり、国を動かすというような言葉が今、出ましたけれども、そのように県及び国に働きかけて、今、農家はこんなにひどいのだ、農家はこんなに苦しんでいるのだということをやはり国に訴えていただきたいと思っています。それは、要望としてお伝えします。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、7款商工費について質疑ありませんか。92ページから96ページです。

山崎君。

5番（山崎健吉君） 今度はページを間違えないと思いますけれども、産業振興課ですか、道の駅の関係なのですけれども、主要施策の107ページ、予算書の96ページに、まちづくり交流推進費として3240万円ほど上がっています。この道の駅の指定管理料については、2500万円というのは定額だということで承知しておりますけれども、今回、つながる一むですか、に500万円、あとは加工施設に240万円、こうあるのですけれども、今度指定業者が変わったのかどうか、お尋ねしたいと思いません。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

予算書96ページ、負担金補助及び交付金のところに、指定管理料として道の駅2500万円、木育広場500万円、農産物加工施設240万円、3つございます。2500万円については、引き続きまちづくり会社に道の駅本体の指定管理で、これまでと変わってございません。

その次の2つについては、新規になりまして、2つともまちづくり会社に対する指定管理料になります。まず、木育広場の指定管理料については、これまで町で業者に委託して運営をお願いしてきましたが、新年度からは道の駅本体と併せて一体的に運営をまちづくり会社をお願いするための指定管理料になります。農産物加工施設の指定管理料につきましては、これまでまちづくり会社に指定管理をお願いしていましたが、指定管理料はこれまで発生していませんでした。しかし、加工施設の利用がなかなか進まないところもございますので、その初期段階の利用者をしっかり確保する意味でも、指定管理料を新たに設定して、まちづくり会社からの要望にも基づいて、会社と町の協議に基づいて新たに指定管理料を新年度から計上させていただいたところ です。よろしくお願いたします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、つながる一むというか、木育広場ですか、この部分については、今度は道の駅からある業者に委託をするというような恰好でいいのですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） つながる一むにつきましては、新年度、令和5年度からは道の駅全体の施設と併せて、町がまちづくり会社に指定管理をお願いすることで、指定管理を受けたまちづくり会社が直営でつながる一むの管理運営を今後新たに担っていくこととなります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） といいますと、今までつながる一むですか、いろんな遊びというのですか、これからは、今後、会社が変わったことによって、中身の運営方法その他については変わるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えします。

つながる一むの運営、大まかな運営の中身については、変更はございません。しかしながら、これまで、令和4年度までは、つながる一むの中で、一時預かりですとか子育てサークルなどを行ってございましたが、新年度からは子どもの遊び場として、そういった一時預かり機能は新年度からは行わないで、ももたん広場と同等の位置づけでの遊び場という形での運営になることをご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの山崎議員の質問に関連して、道の駅の指定管理料、2500万円計上しております。私の記憶では、しばらく、当初、2000万円だったと思うのです。500万円は、さきの議会、今回の当初予算の追加ということで500万円プラスになりました。その理由を山崎議員が質しました。答弁は、電気料が上がった分だということだったと思います。

それで、そういう電気料もまだまだ下がるということはないかもしれないのですが、でも、考え方とすれば、やっぱり500万円が高いということであれば、当初は2000万円にして、追加予算で500万円追加という考えはできないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

道の駅の指定管理料につきましては、一番最初の年が3000万円だったと記憶してございます。2年目以降が2500万円ずっと推移してきましたが、令和4年度、電気代の高騰に伴って、補正予算で400万円強の金額を電気代の高騰に伴う指定管理料の増加分として、令和4年度補正で計上させていただきました。

令和5年度以降も、特に電気代が値下がりするようなことはないかなと思っておりますが、令和5年度に高騰する電気代の増額に伴う指定管理料については、補正予算で実額分を計上していきたいと考えてございますので、当初予算では、あくまで通常ベースの2500万円を指定管理をお願いしたいと。その後、電気料の推移を見ながら、町と会社の協議に基づき、必要に応じて補正予算で追加の指定管理料を計上していきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 私のほうは、企画調整課のほうに、見解も含めてお尋ねしたいと思っております。

交流連携推進事業の……

議長（東海林一樹君） 款が違います。

2番（八巻喜治郎君） はい。

議長（東海林一樹君） 今、商工費ですよ。

2番（八巻喜治郎君） では、全体的なことで、後で質問します。

議長（東海林一樹君） では、後にしてください。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 住民防災課長にお尋ねいたします。

ページは105ページになると思います。あと、個別の主要な施策ですと65ページ……

議長（東海林一樹君） 商工費ですよ。

10番（渡辺勝弘君） 商工費だって。消防費と聞こえました。申し訳ない。間違えました。後で。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について質疑ありませんか。96ページから103ページです。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 建設課長にお伺いたします。

8款2項2目12節道路改良舗装事業、委託料5950万円のうち3750万円、これ、町単事業となっておりますが、これはどこの路線か教えてください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

町単事業の委託料ということでございますが、1つ目が町道4007号貝田字山ノ神前地内の旧4号、旧国道から国見サービスエリアへの新たなアクセス道路整備計画のための測量設計というものと、2つ目が町道2092号、これにつきましては、藤田駅前ロータリー整備計画のための測量設計、続いて、町道3056号、森山字上鶉町地内の住宅地を通る狭い道でございます、その改良工事のための測量設計となります。

続いて、町道3121号につきましては、徳江字団扇地内の道路の局部改良計画のための測量設計を実施したいとするものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） では、もう一つの14節工事請負費9950万円のうち550万円、こちら町単事業3路線となっておりますが、こちらはどこでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

この町単事業の路線につきましては、1つ目が町道1号泉田字馬場前地内の前田踏切から西側の狭い道路の改善、1期工事に続いての引き続きの改良工事でございます。2つ目が、町道3121号徳江字団扇地内の道路の側溝の改修工事、続いて、町道2076号山崎字堂ノ前地内道路側溝の改修工事ということで、いずれも町内会要望によるものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） これは建設課長に。

住宅維持管理事業、一般会計予算書の103ページで、主要の118ページになるのですけれども、広報によりますと、町の町営住宅とかいろんな住宅がいつも満杯だということなのですけれども、そういうことから、今回、駅前ロータリーも含めて駅前を開発したいという案が、この間お話がありました。そこで、国見町として今後そ

ういった定住とか移住者、そういった人たちが今後も住み続けられるように、町として何かそういう、例えば駅前開発に伴って、板橋南のニュータウンのようなそういう計画はないのか、ちょっとお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番山崎議員の質問にお答えいたします。

令和5年度に、駅前ロータリー整備については、測量設計に着手したいと考えております。それと併せて、藤田駅前の再開発としまして、駅前周辺の町有地と隣接する民有地を活用して、移住定住施策として新たな住宅開発を行うためのランドデザイン、それを今後描いていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） 住宅と工場とか、そういうのが一体的なのでしょうけれども、それらも含めてお願いしたいと思います。

それから、ここに老朽化による住宅の除去650万円とあるのですけれども、これはどの地区で何棟くらいを除去する計画なのか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

この除却する住宅でございますが、耐用年数を過ぎております住宅でございます。

1つが北古館住宅2戸、2つ目が南古館住宅の3戸、計5戸を予定してございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

宍戸君。

3番（宍戸武志君） 私は、101ページの土木費、8款4項都市計画費、地震関連なのですけれども、昨年3月16日、地震ございまして、ある程度地震対策ということで力を入れているのだろうと思います。再度、委託料12節耐震診断委託97万9000円と18節負担金補助及び交付金、国見町木造住宅耐震改修支援事業200万円、屋根耐風改修支援276万円、ブロック塀等安全確保支援が50万円ということで、令和12年度耐震化、町では100%を目指しております。聞いております。令和3年の地震を受け、国見町住宅耐震化緊急アクションプログラムは令和3年度つくっております、令和5年度版だと思うのです。これについて、どのような形で町民の皆様に周知徹底するのか、この辺お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 3番宍戸議員の質問にお答えいたします。

この耐震化事業につきましては、様々な事業を行っているところでございます。事業の周知の方法につきましては、まずは広報紙、あとは全戸のチラシを利用して周知を図りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時5分まで休議いたします。

(午前10時57分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前11時05分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 質疑を続けます。

質疑にあたっては、質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

次に、9款消防費について質疑ありませんか。104ページから109ページです。1番蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 住民防災課長、お伺いたします。

9款1項1目18節、主要施策ですと62ページ、伊達地方消防組合関係事業負担金2億85万4000円でございますが、令和4年最終予算額と比較して2000万円、2005万7000円増加しておりますが、この詳細についてご説明ください。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 蒲倉議員の質問にお答えします。

この消防組合につきましても、先ほど申しましたとおり、一部事務組合でございますが、組合議会のほうで最終的には審議されることでございますが、予算の編成上、説明をいただいた範囲内の説明とさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

伊達地方消防組合の分担金につきましては、交付税算入の財政基準需要額を割合として、各市町の割合での負担ということになります。当町については、約12%の割合となります。令和5年度の伊達地方消防組合の予算は、全体で23億3400万円程度を予定しており、令和4年度の比で2億8000万円ほど、率にして13.7%ほど伸びているということであります。

この内訳につきましては、西分署の改築に係る工事費、さらには委託料、機材費、そういったものの経費、さらには南分署舎、こちらは川俣町、これについての移設改築に係る委託料の関係が上がっており、そのほかに救急車における心電図の伝送システムや内部情報システム、そして人件費の上昇が関わっているとされております。

今度は、歳入におきましては、消防債という起債の活用、さらには消防施設の基金を持っていますので、基金の充当等によって、こちらについても対応しているものの、分担金として、やはり総額で16億8570万円ほど各市町に分担してほしいということで提示され、率合で、先ほど、国見町については12%と申し上げましたが、国

見町の負担は2億79万円の予算となり、昨年より11%ほど多い2057万円増ということで、今回予算を計上させていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） では、別の質問です。同じく住民防災課長にお聞きします。

9款1項5目15節、主要施策で言うと68ページの災害対策事業、工事請負費8402万5000円。これについては、ご説明もありましたが、防災無線について、私、令和3年12月の議会でも一般質問で質問させていただいておりますが、この防災無線の更新工事というのは、防災無線をどうするのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

この防災行政無線につきましては、設置から12年ほど経過しております。機器の劣化、さらには障害リスクの高まり、そして修繕部品が手に入らないというようなことがありますので、機器の安定的な、継続的な運用とするために更新をかけたということがまず1点でございます。そのためには、まず、電子関係の機器についての更新については進めなければならないと、やはり製造物については劣化するということがありますので、電子機器関係について更新をするということですので、役場にあります統制する基地局、そして役場の屋上にあります発信装置、そして各地区集会所並びに観月台文化センターにあります拡声器を伴った屋外拡声子局、こちらに係る電子関係の部材について更新するというところです。

なお、まだ耐用がつくものについてはそのままにするのと同時に、今、各戸に配置しております受信装置、個別受信装置についてはそのまま生かすような形で今回の更新を進めたい、かように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 先ほども言いましたけれども、令和3年12月に質問した際には、無線機等は交換しないと答弁いただいたと思ったのですが、基地局のほうの無線機を交換するということですか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） どうしても、機器自体はやはり製造物ですので、12年たちますと劣化もするというので、それについて安定的に運営するために、機器については新しいものに更新したいということでございます。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 前も私、質問のときに言いましたけれども、劣化するのは、基地局だけではなくて、戸別だって劣化しますよね。何で基地局だけ交換するのに、戸別はそのまま使うのですか。

前から言っているとおり、受信しない、しづらいところが多いと言っているのです

から、そっちを改善してほしいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今の受信機器につきましては、それぞれの障害については個別に年間10件ほどの関係、さらにはアンテナのほうの更新をしておりますけれども、比較的安定に進んでいると。さらには、その機器の更新には多大なる費用と労力がかかるということもあり、現在、今回の更新においてはSNS、電波通信方法について新たな導入方法ができないかということを検討したいと考えております。

今回の機器の中に、緊急通信放送に関わるサーバーを立ち上げて、それによって緊急放送、エリアメール、さらには、今、ヤフー、ツイッター、LINEといういろいろな通信手法が出ておりますので、そういったものを改善しながら改良を進めていきたい、連絡の体制を移行できれば、移行するような形で考えたい、かように考えております。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。では、SNSとか、いろんな別な方法で検討されるということなので、新しく決まりましたら、またお教えてください。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ページ数は106ページです。住民防災課長にお尋ねします。

106ページ、工事請負費、主要な施策でいきますと、66ページです。中身につきましては、消防施設の整備事業ということで、今回の中にもありますように2200万円。その内訳として、防火用水が2基、消火栓が2基ということなのですが、この2基で消防の施設は間に合っているのか、このペースで間に合っているのか、ちょっとペースをお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在、防火水槽につきましては、令和5年度の予算では2基、さらには消火栓につきましても2基程度ということで予算を計上しております。以前は、1基ということの話もありましたが、昨年より、2基に増設をしながら進めています。それは、要望に対応するには1基では対応できないということで増設といたしまして理解をいただきながら進めているところです。

これにつきましては、消防団幹部会を基に、各地区の要望を受けて計画的に配置するというので、地区のバランスよく配置することとしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 消防の幹部ということですが、私も消防の幹部だったので、その

辺は十分、中身は熟知していると思います。

それで、初めは2基だった、ですけれども、予算の関係上1基しかありませんよというのは前の町長のときに言われて、1基に一時になりました。消防施設があまりにも経費がかかるということで1基にしてください、なりましたということで、当時の防災課長ということで、その辺で納得せざるを得ないということではきています。

ただ、見ていただくように、主要な施策に写真がありますよね。これ、山崎地区の防火水槽です。これ、やっていただきました。大変ありがたい。でも、この施設をやっていただくのに、私が消防を30年やっていて、30年間かかっているのです。30年ですよ。ということは、この消防施設、ほかにも、町内には、今回やったときにはたくさんあります。やはり、防火水槽が不可能だということであれば消火栓に移行するとか、その辺は地域の皆さんでそれは相談しなくちゃなりません。ただ、何が何でも防火水槽が欲しいのだ、何が何でも欲しいのだという地域の安全・安心をもって消防団がその要望を出しているにもかかわらず、これしか予算がないです、これだけです、ですから、この中で1基しか、今回2基ですけれども、2基ですから、2基をどこにやりますか、ではこれをやりましょう、これをやりましょうとやっているのが消防団の実情です。

つまり、私が言いたいのは、予算ですから駄目ですよという頭ごなしに切るのではなくて、安心・安全を保つために消防団を置いて、なおかつ消防施設を整備していくのだという考えは持っていると思うのですよ。それであれば、なぜこのペースでやっていたら、30年もかかって消防施設ができないのだったら、これから何十年かかたらこの国見町の既存の消防施設がきれいになるのかとか、あるいは状態がよくなるというのはどの辺まで考えていらっしゃるのか。きついことですが、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

消防施設の関係の予算づけというのは、確かに前任は1基、地下式の防火水槽も1基、あとは消火栓関係もたしか1基だったというふうに記憶をしていますけれども、基本的なところで言えば、一遍にやりたいというのは、それは町側の意思でもありません。ただ、なかなかそうはいかない、1基当たりの地下式の防火水槽であれば、1000万円程度の予算を要するということですから、なかなかそこは難しいだろうというのがまずあります。

30年かかったというお話をいただきましたけれども、多分同じような、今、地下式ではない防火水槽というのはたくさんあるのだと思うのです。それがつくられたのは、多分30年、40年前のお話なのかもしれません。そうしたときに、では計画的に、一遍には難しいから、では計画的にやりましょうと。町は、取りあえず当初予算で、今年度も来年度もそれぞれ2つずつということで当初予算では計上していますけれども、基本的なところというのは、直接消防団と引地が話をするというのがまず必要なのかなとは思っています。

前任の場合には、確かに財政サイドの力がものすごく強かったのです。とにかく当初予算の編成のときには、財政サイドで考えていた予算枠に収めようとして、いろいろなところをまずカットしてきたという、そういったところを反省しながら、今回、安全・安心の担保に向けての町政の執行ということもあったので、引地が町長に就いてからは、消火栓あるいは地下式の防火水槽というのは、取りあえず当初予算では2基という、そういった予算づけをしています。ただ、今お話あったとおり、直接消防団の幹部と引地が話をするのは年に1回か2回程度なのです。ですから、その機会をちょっと増やして、実際どうなのかということも引地自身がしっかりと伺いたいと思いました。その上で、補正が必要なのであれば、当然補正を議会にお願いするという、そういったことになろうかと思えます。

基本的なところを申し上げますと、この消防施設だけではなくて、町の、特に新年度の当初予算に関して予算編成をするときに、引地がお願いをしたのは、自分たちで予算を要求することはやめないでくれと、それを諦めないでくれという話はしていました。どうせ予算を要求したって財政に削られるだろうとあって、担当者がなかなか一歩踏み出せなかったという状況が前任のときにはかなり強かったというふうに思っていますから、最終的な判断は町長である引地がするので、とにかく必要なものは予算要求をしてくれという話はしています。その結果、令和5年度の当初予算の総額というのは、我々が考えていた当初予算の規模から28億円から30億円のオーバーをしていました。これは、歳出の予算なのですけれども、28億円から30億円の予算がオーバーしているということは、今までなかなか担当者が要求できなかったところが今見えてきているということもありますから、まずそれをきちんと上げてもらうということ、そういった環境を職員にはつくりたいといけないのかなと思っています。

職員は、一生懸命やっているのです。ただ、これまでの、要求してもなかなか認めてもらえないよねという頭がちょっとどこかにあるのかもしれない、それをなくしたい、最終的には新年度予算の編成というのは引地が全責任を負って議会に提案するという、そういったことを職員にも理解はしてもらわないといけないし、あと、それぞれの団体と直接引地が話をして、現状はどうなのかという、そういったことを引地自身がしっかりと肌感覚で理解をするということが必要なのかなというふうには思います。ですから、2基分で十分かと言われるれば、十分ではないという認識は当然持っています。ただ、ではその差をどう埋めていくかということは、実際に消防団なら消防団の幹部たちと意見交換をして進めていくのが大事なのかなと思っています。

設置場所に関しては、これまで同様、消防団の判断に任せざるを得ないとは思いますが、ただ、それ以前の予算づけの段階では、もうちょっと意見交換をしてから判断をしたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について質疑ありませんか。

109ページから138ページです。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 学校教育課長にお伺いします。

10款1項2目、主要施策で言いますと121ページ、くにみ学園構想事業、総事業費1282万円。補正予算で3000万円は削除されておりますので、実際に、このくにみ学園構想という事業というのは残っているのですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

現在、くにみ学園基本構想の検討を進めておる段階でございます。先日、中間報告ということで基本構想について中間報告の段階にあるということをお話しさせていただきました。今後も、基本構想の策定に向けて皆様の理解をいただけるよう説明に努め、基本構想についてもブラッシュアップをしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） そうしますと、もう一回確認します。計画には移せないのであれば、構想の段階ですよね。この1200万円という地域活性化起業人2名様のこのお金というのは使っているものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

この地域活性化起業人の負担金1200万円についてでございます。予算編成の段階で、基本構想の次のステップとして基本計画に進むこと、同時にソフトの部分、カリキュラムなどの検討を進めていくことを想定しておりました。そのために、専門的な知見を持つ企業の方と連携して地域活性化起業人をお願いすることを想定しまして、当初予算をお願いいたしました。しかしながら、年度内の基本構想の策定はできませんでしたので、継続して基本構想の検討を進めることになりました。

ソフトの部分の検討は、令和5年度内には入れるかどうか不透明になりましたので、令和5年度内での予算執行はできないものと考えております。ですので、時期を見まして、補正予算でこの起業人の予算については減額したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 蒲倉議員の質問と関連いたしますが、ただいまの地域活性化起業人1200万円は実質的な意味を持たなくなるので、令和5年度の補正予算で減額するとご答弁いただきました。くにみ学園の基本構想に対しまして、パブリックコメントがなされ、7人の方から19件の意見が寄せられ、私も拝見いたしました。

基本構想の理念については、大方の方が賛成しております。一方で、ハード面で、旧校舎はどうするのだと、財源は大丈夫なのかと心配する意見もありました。町は、

今後ともくにみ学園の基本構想を分かりやすく説明して、町民の理解を得られるよう努めていくとのことですが、具体的にどのように進めていくお考えなのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

くにみ学園基本構想につきましては、今ほど学校教育課長が答弁をしたとおり、令和4年度内での策定については難しいと、これは、策定委員会でも、今回は中間報告にしようとなりました。また、あわせて、その理念、また分かりやすさについてブラッシュアップをしていくということで引き続き検討を進めるということとなりました。これを受けて、実際に基本構想から基本計画に移るということを想定はしていましたが、今はその段階ではないということで、3000万円の部分につきましては、さきの補正予算の中で削除されたということもあって、1200万円の当初予算の部分についても、今ほど学校教育課長が話をしたとおり、これは補正予算で減額するとお答えしました。

とすると、残るのはくにみ学園の基本構想について、住民の方、保護者の方としっかりと説明なり意見交換をしていくことがこれからの大事な作業になると考えています。その具体的な方法について、今現在、私どものほうでこうやっていこうということは考えていませんが、ただ、保護者の方とお話をしたいと間違いなく必要なところ、さらに、地域の方とお話もしたいと考えています。これは、どちらか1か所に集まって説明会をやるとかよりは、例えば、全ての地域にというのは難しいかもしれませんが、各地域に出向いて、少ない人数でも輪の中で意見交換をさせていただくということを地道に続けていきたいなど、今、考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 基本構想について丁寧に説明していくというお話ですが、基本構想そのものに問題があるわけですよ。まず、0歳児から15歳までを一体化するというその考えと、それから、校舎とかそういうものを新しくするというその考えは変えるつもりですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算の関係ではないことですが、0から15歳の基本構想の根幹となる部分、さらにはハードでの校舎の部分のお話がありました。この部分について、まず1つ、ハードの部分については、私ども、前々からお話をさせてもらっていますように、まずは基本構想という理念のところをしっかりと議論させてもらって、次に理念を実現するためには具体的にどうやっていくのか、基本計画の中で検討するもののご説明をしておりますので、まず、ハードの部分についてはご理解をいただきたい。

0から15歳の部分については、これは理念の中に入っているととても大事な部分と考えていますので、そこは、策定委員会の委員になっている専門家の皆さん、あるいは

は保育士、現場の先生、保護者の代表の方、そういう方々が0歳から15歳の部分はとても大事なところだとのお話をいただいていますので、その部分を、今、問題があつて変えなければならないという認識はしていません。ただ、これからその基本構想をいかに分かりやすくというところであつたりとか、例えば幼小のつながりのところがなぜ今重要になってきているかとか、そういうところもやっぱり住民の皆さん、保護者の皆さんとお話をしながら、意見交換をしながらブラッシュアップをしていくべきだと考えておりますので、先ほど佐藤議員にお答えをしたとおり、ちょっと丁寧な仕方をやっていきたいなど、考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦議員。ハード面の話はまだ、全然つながる必要はありませんので。

11番（松浦常雄君） 理念のところなのですが、専門家が考えたことは絶対崩せないということであれば、それはやっぱり違うと思うのですよ。専門家の意見は意見として、一般の町民の意見も考えて、構想そのものを修正するくらいの気持ちがあれば合意は得られないと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ちょっと、基本構想の話はこれからですので、松浦議員は前に行っているようですので、その話には触れないでください。

そのほかございませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 予算書は113ページになります。ここに育英事業費ということでのっているのですけれども、今回、多分、令和5年度からスタートということでも伺っておりますけれども、国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付事業ということで、先般、これについての説明を受けました。

この奨学金制度、基本的人権であります教育を受ける権利を全ての人に保障するというような目的があると思っております。その中で、今回町が返還金について補助をするということなので、これは評価したいと思っておりますけれども、その中で、対象者という中に、このまま読みますと、高校、大学等へ進学、卒業し、正規雇用で就業している者というようなところが1項目あります。なぜ正規雇用でなければならないのか、非正規はなぜ対象外としたのか、このあたりについてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 12番浅野議員のご質問にお答えいたします。

今回、新しく国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付事業ということで、事業をスタートしたいということでご説明をさせていただきました。この事業につきましては、若い世代の定住促進に取り組むということがまず1点、そして、町に優位な人材確保及び地域活性化に資するために定住して、そしてさらに在学中に借り入れた奨学金の返還を行う方に支援の補助をするという目的でございます。ですので、町に定住していただくということも目的としておりますので、きちんとした定職に就いた方と

いうことを目的としておるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 私のほうから、追加で答弁をさせていただきます。

浅野議員からご指摘のありました正規雇用、非正規雇用の部分で、実は今回の補助金の交付事業については区別をしておりません。あくまでも、先ほど学校教育課長が答弁しましたように、継続をして勤務されている方であればオーケーだよというのが1つ。それから、当然、期間の定めのある労働契約に基づいている方であっても、1週間20時間以上勤務をされていれば大丈夫ですようたっておりますので、幅広い方にまずは網をかけていきたいと考えて、今回交付事業を考えたところですので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野君。

12番（浅野富男君） 詳しい内容、分かりましたけれども、この奨学金を必要とされる方は、やはり所得が少ないといいますか、進学する、そういった条件がなかなか難しいという方が借りるということになっておりますので、仕方なく非正規雇用というような形で働く方も出てくるのではないかと思います。教育長の答弁からすると、そういう方も含むのだと、取りあえずは定住が一番の目的だというようなことのようにありますので、このあたりについても詳しい説明が必要かと思っておりますので、ぜひ町民が分かるような形で進めていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） では、私のほうからは、観月台文化センター事業、これは、予算書で言いますと127ページ、主要施策の133ページなのですけれども、体育事業費、12節に委託料、公共施設予約システム398万2000円、こういう計上がありますけれども、このシステムというのはどういうシステムなのか、まずご説明願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

10款5項のシステム作成業務398万2000円のお質しと思っております。こちらは、公共施設の予約システムの構築の事業となっており、観月台文化センター及び町内各体育施設の空き状況の確認や予約をパソコンやスマートフォンなどからできるシステムを導入するものとなっております。こちらは、福島市の既存のシステムを利用して導入することとなっており、単独でのシステムの導入に比べ、安価に導入できるものと考えております。また、オンライン決済やキャッシュレス決済が可能となりますので、利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5 番（山崎健吉君） これは、今、多分ふくしま圏域連携中核都市、この取組の一環と、私は思っているのですけれども、今の説明ですと、福島市と国見町だけがと聞こえるのですけれども、何で9つというか、9市町村が一括してこのシステムを導入しないのか、逆に割高にならないか、逆に、国見町だけが福島市に、ターゲットとは言いませんけれども利用されるのか、ちょっとその辺を含めてご検討、ご検討というか、答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、ふくしま田園中枢都市ビジョンの中での検討がされたものになっており、各市町村に導入のお声がけがあったものですが、ほかの市町村では、既に導入されているところ、独自のシステムで運用されているところもございます。

また、導入を考えていないという市町村もございました。今回は、福島市と国見町のみでの導入となりますが、どこの市町村からも利用できるシステムとなっておりますので、利用者の利便性が図られるものと考えております。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5 番（山崎健吉君） 今、公共事業って、体育関係も一緒にお話ししたものですからあれなのですけれども、この予約システム、今お話ししたように、来年4月から稼働になるのでしょうか、これは誰がどこでもというか、自分のスマホでも入力できるか、見方ができるか、ちょっとその辺についてもご説明願いたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

導入の時期につきましては、4月から準備を始め、各要件の確認や調整を経ますので、稼働につきましては、現在12月頃の稼働を目指しております。利用につきましては、スマートフォンからの予約もできる予定となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

宍戸君。

3 番（宍戸武志君） 再度、私、112ページの教育費、10款1項18節の地域活性化起業人1200万円。これは、一応断念したというか、予算化しないという形で補正でもって削除するというようなことをお聞きしたのですけれども、これを削除しても、くにみ学園基本構想策定委員の方は残るとお伺いしました。10人です。

この地域活性化起業人の方、昨年7月ですか、これはちょっとあれなのですけれども、実務の方が3人くらい入っていたということで、ある程度アドバイスを受けたと思うのです。これも4月から断念するというので、この辺、どのような形を今後考えているのか、進め方です、実務家というか、そういう方が抜けるということで、くにみ学園基本構想策定委員、10名の方が残ると、それでやっていくというような形で理解していいのか、それと今後の進め方、どうされていくのか、お聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 3番宍戸議員のご質問にお答えいたします。

基本構想については、継続して検討を進めていくということでお話しさせていただきました。基本構想策定委員会についても、引き続き進めていくということになっております。

構成する委員につきましては、選出によりましてPTAの方という部分もありますので、代わる部分もあるかもしれませんが、基本的には継続して委員をお願いするというところで考えておるところでございます。また、地域活性化起業人につきましては、今年度お願いしている方につきましては、基本構想策定のためにお願いしている方々でございます。協定書のほうは3月末までということになっておりますので、今年度で終了ということとしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 別の質問です。学校教育課長に。

10款1項3目、主要施策でいきますと123ページ、学力向上対策事業、総事業費258万5000円。こちらの学力向上というのはどういうことをしていただけるのか、具体的にご説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えいたします。

3目学力向上対策費につきましては、学力向上、運動能力、体力の向上と1つあります。さらに、英語教育の充実、不登校の児童生徒のサポートという目的を持っておるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について質疑ありませんか。139ページから140ページです。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に、歳入歳出全般、全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） ちょっと先ほど順序が狂って、私のほうで質問漏れしたのですけれども、総務課の欄に、42ページの会計予算書の欄に自動車借上金120万9000円という、多分リース料だと思うのですけれども、これは総務課で何台リースをしているのですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 総務課でリースしているのは、2台だと思います。アルファードともう1台かなと。あとは購入、あと、各課でリースでやっているのが何台かあると思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） 主目的には、アルファードはどこに使うのだから分かりませんが、この年間の借上金って、2台と今お話しして、120万円ちょっとということなのですけども、アルファードっていくらくらいなのですか、これ。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 詳細はあれなのですが、アルファードが月7万円だったと思います。7×12だと、約80万円程度。あと、もう1台分ということになると思います。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） 大体、月に7万円で年間80万円と、こういうことですね。

それで、企画調整課長に今度お伺いして、同じようなことなのですけども、今度、ふるさと納税で高規格車12台、これのリース料が全部で64万5000円でしたよね。ちょっと私、何か聞き取れなかったので再確認なのですけども、高規格が12台で64万円ちょっとなのに、アルファードは80万円も年間かかるのですよ、これ。この差は一般的になかなか、我々は納得できないのですけれども、逆に計算すると、アルファードで大体七、八百万円するのですよ。そうすると、大体1割ぐらいですよ。そうすると、3500万円のやつだと大体300万円くらいは1台リース料としてくると。12台だと、それに掛けますから3600万円くらいになるのかなと私、勝手に計算したのですけれども、先ほど蒲倉議員からあまり高くないよという話があったので、その辺もうちょっと、比較をしながら私、見たのですけれども、その辺ちょっとお答え願いたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番山崎議員のご質問にお答えいたします。

高規格救急自動車のリースにつきましては、歳入予算のほうの16款1項の1目の中の3節物品貸付収入ということで、64万8000円ということで上げさせていただいております。リース料の金額につきましては、民間ベースと、貸す側と借りる側という考えは確かにあるのかなとは思いますが。

ただ、この高規格救急自動車の研究開発事業につきましては、まず、第1点としましては、新産業プロジェクトということで、産業を根づかせる事業ということで事業を進めている始まりがあります。それと同時に、救急車を開発しまして、PR事業、町のPRということ、あともう一つは、研究開発事業ということになりますので、先ほど答弁させていただきましたが、リースによってデータを集積するというような目的もあります。今後、改良等する際のデータの収集、実際使っていただいて、この救急車がどのような利点があって、どのような不具合があるのかということデータを

収集するというようなことも大きな目的の一つということになっております。

よって、確かにいわゆる原価とか対価を考えたリース設定にしますと、やはり何十
万円ということになるのですけれども、今年度につきましては5,000円程度のリ
ースで研究を目的にリースを行うということでスタートさせていただければなという
ことで考えていたところでございます。ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） それで、私たちも危惧しているのは、この企業版ふるさと納税です。
これは、連日のようにある新聞にも掲載されておりますけれども、今後、こういうよ
うな疑問を持たれないような態度をお願いしたいとともに、隣の宮城県の亘理町でも
同じような疑問が渡りまして、関係取引会社とはちょっと一旦距離を置くというよ
うな話がありましたので、その辺もぜひ考えていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 1点、総務課長にお聞きします。

町の財政運営についてお聞きします。一般会計当初予算書の概要で、ページが
45ページです。各基金の推移です。令和5年度の財政調整基金予算額は3億円を取
り崩しまして、5億6500万円です。

私は、以前、太田町長に、財調の国見町の適正規模について質問いたしました。当
時、7億円から8億円で推移しておりまして、町の標準財政規模からすると、私は5、
6億円でいいのではないかと、残りの2、3億円は必要資金に回して有効に使ったらい
いのかどうかと質問いたしまして、太田町長の答弁は、「2、3億円は、財政運営
の調整弁と考えている。したがって、7、8億円は必要と考えている。」とのことで
した。今回減額しておりますけれども、従来の考え方を変えたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

来年度予算の取崩しが3億円ということでございます。昨年度が2億5000万円
でした。そのバランスをとるという意味ではないですけれども、補正予算のほうで
5000万円の積立てを行って、年度間の差はありますが、差引きで2億5000万
円という調整を図ったつもりでございます。

以前の考え方ということをお質しますが、当時私、12年前になりますけれども、
財政係長のときに震災が起きまして、当時の財調が5億円までいかない金額だったと
思います。ある程度震災が起きてからの今後の財政需要を考えたときに、かなり必要
だろうということで、できるだけ積み増しをしようという考え方がありました。国見
町の基準財政需要額ですか、通常ですと33億円から35億円程度なので、一般的な
基金のベース額というのは1割から15%というのが大抵の相場となります。計算す
ると、3億5000万円から5億円ぐらいが基準になるのだろうと。ただし、国見町

の場合は震災を経ています。昨年、一昨年も震災を経ているということで、それにある程度積み増しをした一定のお金が必要だろうと考えております。通常であれば、5億円から6億円で間に合うのかなと、ただ、今後の様々な先の見えない財政需要があるということであれば、8億円ぐらいの規模は必要なのかなと。

当初予算を組むにしても、やっぱり一定の圧縮をしながら財政調整基金を入れないと組めないような状況がずっと続いております。これは、なぜかといいますと、ご存じのとおり、小泉改革の三位一体から交付税が絞られたあの厳しさがあったことがゆえに、財政担当としては、そういったちょっと保守的な形で予算を組まざるを得ない部分もありますので、ただ、今後、将来的な町のビジョン、総計に基づくビジョンの実行に向けてどういった組立て方が良いのかも含めて、中長期的に政策のバランスをとりながら、先ほど町長からありましたけれども、町長も答弁した消防の問題とか、あとはインフラの問題、福祉の問題、多々あるかと思えます。この辺のバランスをとりながら、調整しながら、使うべきときには当然そういった財政支出も必要と考えておりますので、そういったときにはきちんとした予算編成の中で財政調整基金の取崩しを図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 同じく、財政関連なのですけれども、予算の概要で20ページ、一般会計当初予算の内訳表です。令和5年度の予算で町債、町の借金です、5億8600万円で、歳入予算額、総予算額の9.9%を占めております。令和4年度は累計で4億5600万円と、予算全体の5.5%でした。それで、前年度と比べると倍近くに伸びているわけになります。

この理由は、過疎地域維持発展計画での過疎債利用が大きいとは思いますが、70%の交付税措置があるとはいえ、借金は当然返さなくてははいけません。町債に関しての調達と返済をどのように進めていくのかお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

確かに、過疎債が使用できる状況になったということは、メリットもありますが、恐らくデメリットもあるのだろうと。そこは、借りる側のきちんとした計画に基づいた判断になるものと思っています。

ただ、過疎債についても、全国約半数以上の自治体が入っていて、福島県の配分額も決まっています、国見町が使える額もアッパーがあるということですから、乱暴な使い方はできませんけれども、この中で3割出る分ですね、要するに、70%地方交付税で見られる分のほかの部分については、当然今ある基金の充当とか、一般財源の充当とかをバランスをとりながら見ていった中で、財政調整基金が、先ほど言いましたけれども、それをうまく充当しながらという形になるかと思えます。その過疎がいつ切れるかによって、切れた時期において町の財政状況が悪くならないような考え方で今後も予算編成、さらに補正予算を含めて検討していく必要があるのかなと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 議案第21号の質疑を続けます。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 予算書の概要124ページ、先ほど浅野議員からも言われました育英事業の成果ということで、学校教育課長にお尋ねいたします。

今回の負担金120万円ということで、国見町の奨学金返還金の補助金ということになっておりますけれども、その中身についてどういう方々が対象になるのか、まずその点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

国見町定住促進奨学金返還支援補助金交付事業についてご説明申し上げます。

この補助事業につきまして、目的については、国見町に若い世代の定住促進に取り組み、また優位な人材確保及び地域活性化に資するために、国見町に定住して、在学中に借り入れた奨学金返還を行う方に支援の補助を交付するという内容でございます。

対象としましては、高校、大学等へ進学して卒業し、就業している方、そして国見町に定住する意思のある方ということにしております。自ら事業を営む方、そして農業に従事する方、全ての仕事を営む方について該当するものとしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 新たな事業をやるということの中で、農業も入っているということなんですけれども、農業というか、農業関係でいくと産業振興課、あと企画もいろいろ、つまり国見町に定住者を求めているということの大前提とすると、どうしても、いろんな定住化に向けた予算を各課取っていると思うのです。そして今回、学校教育課もやっている。産業振興課もやっている。そういうことになると、同じ定住化、これを促進していくのだという大前提をするのであれば、1つの窓口で進めるべき。その窓口を1つにすることによって、その中に、こういう奨学金制度ありますよ、こ

ういう機会の制度もありますよというような、使う人、それに従事する人たちが分かりやすい対応をすべきだと思うのですけれども、その対応策として何か考えていらっしゃるのか、これは全てのことなので、学校教育課ではないと思うのですけれども、その新たなことであるのなら教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 組織の問題もありますので、私のほうから答弁させていただきますが、町長の施政方針でも申し上げておりますけれども、4月1日より企画調整課内に過疎対策係という係を創設をして、役所全体の中の横串を刺せるような組織をつくって、その中でこういった形で進めていったら良いか、様々な移住・定住には課題がいっぱいあるだろう。住むところ、働くところ、または観光交流、もろもろいっぱいあります。地域おこし協力隊があります。そういったものを含めて、国の制度も各省庁ごとに異なります。内閣府でまとめてやっているのもあれば、各省庁ごとにやっている事業もあるので、そういったものは各課での積上げをした上で、そこを企画調整部門でまとめて、ちゃんとそういった外出しのできるような制度を構築していこうということで、新たに設置をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、総務課長から、新しくできる感じで中身について今の内容について説明を受けました。ありがとうございます。

やはり、この課をつくりました、はい、終わりではなくて、その課でどういうものをやるのかといったものを発信していくのか、やっぱりこういう事業を持っていますよと言ったとしても相手方が分からないようではしょうがないので、パンフレットをつくって、国見町はこういう制度があって、そういう制度を十分に利用して、この定住に向けてやってほしいと、定住化にしてほしいというような話に持っていかれるように、ぜひ新しくできる係に協力というか、要請というか、お願いを申し上げて、質問終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（東海林一樹君） ほかに。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 予算書で136ページになります。

体育施設費ということになっていきますので、生涯学習課かなと思います。

ここで、上野台公園の除草管理といたしまして、上野台運動公園の管理がここに記載されておるわけなんですけれども、町が管理している運動場はほかにもあるのでしょうか、あるとすればどこどこになるのでしょうか、まずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 生涯学習課として管理している運動場は、上野台運動公園総合運動場及び大木戸の町民運動場となります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今、大木戸の運動場ということも出てきましたけれども、ここが以前は避難所といますかね、仮設住宅があったり、それから汚染土を埋め立てたというようなことの経過があるのですけれども、今は、そういうものは全て取り払われて、再び運動場として使いたいという方々がいらっしゃるのですけれども、まだいまだにこの町としての管理といますか、手入れがまだほとんどなされていないという状況なんですけど、この後、どのような形で管理していくことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 申し訳ありません。訂正します。大木戸の町民運動場につきましては、今年度当初に整備をいたしまして、大木戸地区に管理をお願いしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 整備をしていただけたというようなことで伺いました。

それで、今のところ地元の方々が手入れできる範囲でやっているというふうな状況があるのですけれども、あそこグラウンドとして使うには、このちょっと土の入替えとか何かも必要なんではないかなとは考えられるのですけれども、そのあたりについてはいかがなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 令和4年度に土の入替えではなくならしをしまして、整備を終えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 個別資料の農業経営基盤強化促進事業の93ページなんですけれども、その中で、地域おこし協力隊、これは国見町の基幹産業のほうからモモというように、6名ほど、これに入るといって3年間、これに対して定住を目的として研修を積んでもらうというような、今までにない事業あるのですけれども、県に対して何か、やっぱり今、考えがあるならばお聞きしたいと思うので、よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要93ページに、令和5年度新規事業として地域おこし協力隊6名を確保する予算を計上してございます。

内容としましては、村上議員がお話ししたとおり、3年間果樹農家のところで修行をして、4年目以降に国見町に移住・定住をして農業を引き続き行うなど、外から人を呼んで国見町の農業振興を図っていく事業になってございます。

大事なことは、しっかり全国に募集をかけて良い人材を国見町に呼ぶこと、そしてその人材をしっかり町も含めてサポート体制を構築して、就農に向けた技術支援、あるいは生活支援も含めたサポート体制をきちんと構築していきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上君。

7番（村上 一君） 分かりました。

あと、この中に3205万5000円ということで、新規就農者育成総合対策補助金ということで1人当たり150万円の7名となっているのですが、現在、後継者も結構農業をやりたいという人が出てきているのね。その中で、やはりこれは、今までにない7名というのは多い、それを予算化したということは、やはりこれからもまだ増えるというようなことだと思うので、これは良いことなんですけれども、その内容等について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

概要の93ページ、補助金の新規就農者育成総合対策補助金は年間150万円の補助金を7人の方に交付する予算になります。

財源としては、全て国の補助になり、町トンネルで支援する形になります。こちらについては最長3年間支援を受けられますが、前年の所得制限、あと年齢要件など、一定の補助の要件はございますが、今年度7人が該当しますので、こういった方々にしっかり支援するとともに、次年度以降も取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

予算書の143ページ、令和5年度の役場の職員の人数、これは前のページの142ページから143ページにかけてありますけれども、一般職員は変わらずということでございますけれども、会計年度任用職員がマイナス10人になっております。その10人の対象の減、町からの4月1日付の人事異動の内示の報告がございまして、これによりますと任期付、会計年度が、あれは3名になっているのですけれども、そのほか7名が少なくなるというのは、例えば保育所や幼稚園の子どもが少なくても間に合うということなんだろうが、この減員等内容についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

予算につきましては、現員現給ということで、1月1日現在の人数で、4月1日以降のことではないということ、まずはご理解をいただきたいと思います。職員についてもそうですが、あくまでも1月1日の現員現給ということです。

会計年度任用職員につきましては、最終的な精査をしながら、短時間の方もいらっしゃると思います。出先、この児童クラブですとか、あと預かりですとかになると、1時間、2時間の方も含めての会計年度任用職員となりますから、常勤ではございませんので、多少の増減はあろうかと思いますが、ほぼ変わらない数字で4月1日以降はなるのではないかと。まだ、現在募集している部分もありますので、ここ確定ではないということになります。あと、正職につきましては、現員現給でしたが、最終的には先日と同じで、フルタイムの職員というのは122になる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 関連で質問します。

答弁者は、これは町長かな、142ページのこの超過勤務は大体、令和4年度と5年度同じくらい、僅か27万9000円増えるだけで大変頑張った、この予算書なんでしょうけれども、実は令和5年度は、4月に県議員、5月に町会議員の選挙があります。その超過勤務の金額が町の、これは恐らく開票場もいつでもやれますから、218万円、町の選挙、県議員は291万円、合わせて500万円。実は、500万円は、普通の年よりも本当は多くかかるのが、今回は少なく上がっていますけれども、そこで監査の指摘事項でもございます、いわゆる月間100時間超える職員の数をなるべく減らすようにというような指摘がございましてけれども、この超過勤務についての考え方について、運用について副町長が一番適当かな、よろしくお願います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 八島議員の質問にお答えをいたします。

まず、当初予算の超過勤務の金額については、人件費からのシーリングで計上させていただいているということでございますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

それで、超過勤務の縮減ですね、議会から何回もご質問いただいておりますけれども、まず、今年度の状況、2月末現在で前年対比で92%ということで、前年比では少し減っているような状況になってございます。

それで、超過勤務、本当に100時間超えると当然、労災などのおそれも出てくるということでございますので、町としましては、労働安全衛生委員会を通じまして、それと各課長なども含めて仕事が偏らないように目配り気配りするよう話をしているところでございます。

それで、これも前にもお話をしましたが、ワーク・ライフ・バランスの問題もありますので、町としましては、3つの部分で縮減をしていきたいということで、まず組織の見直し、業務の効率化を図って、住民サービスを低下させないような中で効率的な業務をするような体制をつくって、超過勤務を減らしていく。

それともう一つは、労働安全衛生委員会で決めましたけれども、超過勤務縮減のための7つの指針と、超過勤務は特別なんだよという意識づけから始まって、振替の指

定の完全消化、スケジュール管理、そして業務のマニュアル化などそういう部分に取り組んでいきたいと思います。そして、ノー残業デーの取組で、毎週水曜日ノー残業デーということで全庁一斉に取り組んではいますが、どうしても会議などが入って、ノー残業デーだけでも仕事しなければならないと、そういう場合には、例えば係単位で、水曜日に帰れなかったから別の日に定時で帰りましょうと、そういうような取組も現在、始めているというようなところでございます。

それと加えて、職員のスキルアップ、これ、なかなか一朝一夕にはスキルを上げていくというのは難しいかもしれませんが、やはり経験を積んでいろんな知識を深めて住民サービスを向上させるようにすることによって、当然超過勤務も減ってくるということでございますので、引き続き、その3点を念頭にして、超過勤務の縮減に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 2番。

先ほど質問しようとしたのですが、交流連携推進事業なので、企画調整課のほうからお尋ねします。

この事業は、民間事業との連携によって新しい産業創出をするというのが目的でございます。概要としては、新産業の創造プロジェクト、効果としては、一番国見町で大事な雇用の拡大が図られるということでございます。

そこで、企画調整課にお尋ねします。

国見に住んで今、学んでいる若者たちは、大半が国見町が好きなんです。しかし、学校とか卒業した後、生活する場、やっぱり収入がないと生活できませんから、やむを得ず地元から離れると。そこで、現在、企画調整課が取り組もうとしている交流連携推進事業で働く場を創造する。これは起業家も含めてです。雇用の拡大を図るというふうにかけて2130万円を計上しているのですが、どのくらい拡大したいと見込んでいるのかお尋ねしたいと。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 2番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

お質しの総務管理費の委託料、新産業創造プロジェクトということで、来年度2130万円計上させていただきました。こちらにつきましては、官民連携コンソーシアム、いわゆる官民連携で国見町の課題を解決していくと、民の力を利用しながら解決していくというところで取組を進めている。その過程で、新しい産業が生まれればということで取り組んでいるところでございます。来年度につきましても、様々な検討課題をこの中で結びつけながら事業展開していければなと考えていたところでございますが、具体的に、どういった産業を興すのかというところを議論の上で慎重に検討していきたいと考えていたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） どんな良い計画でも、結果がなければ無に等しいと。やはり企画調整課で、この推進事業に2130万円を投入をする、そして結果を出すことによってその値打ちが出てくると考えます。地元の定住者を一人でも増やすことが人口減に歯止めをかけると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 建設課長にお尋ねします。

主要の施策の112ページ、道路維持事業ということで質問いたします。

その部分の道路維持費の中で3000万円、その町内の舗装及び町内会の要望ということで1000万円、そして5地区の200万円ということの割り振りになっておりますけれども、この5地区にあった200万円ということの配分割合がそれで十分間に合っているのか、その点についてお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番渡辺議員の質問にお答えします。

この町内会要望事項につきましては、各地区、5地区各方にそれぞれ予算を配分しまして、要望を受けて事業実施していくことになります。

その要望の内容につきましては、道路・水路等の修繕ですね、小規模修繕というものでございまして、おおむね、この配分された予算内でご要望には応えられていると考えてございます。

なお、事業費が大きい、また予算された予算内で実施できない場合につきましては、全体枠の予算でございますので、そちらのほうで対応しているというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、取りあえず200万円の予算枠つけますけれども、それ以外の追加というものがあつたら、そういう部分が追加しますよということなんですけれども、その増減した場合に、これ以上は無理ですよという限度額があるのですか。その辺はちょっとお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

全体枠も、それは当然上限がございますので、その予算の範囲内の執行ということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） あわせて、答弁します。

確かに、予算はありますけれども、緊急性、こういったことも勘案した場合には、当然補正で議会にお願いするということも、これまで令和3年度、4年度それぞれや

っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 個別の施策の23ページ、国見ホイスコーレ事業の委託料の中でクミノマド260万1000円とありますが、これ、どんな内容なのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

主な主要施策の23ページの国見町ホイスコーレ事業の中のクミノマド事業260万円ということになっております。

こちらのほうにつきましては、今年、去年と実施しているモモの木オーナーとリンゴの木オーナーに係る事業ということで、今年いらっしゃいました地域おこし協力隊の1名の方が引き続き来年度も残っていただけると、定住していただけるということになりましたので、その事業に係る関係人口、交流人口の創出に係る委託料ということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） もう一つですが、個別施策の22ページ、定住化促進総合対策事業の中の委託料1596万4000円のうち、まちなかインキュベーション200万円ですか、ここはどのような内容なのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

主な主要施策の定住化促進総合対策事業の中の委託料、まちなかインキュベーション事業200万円ということでございます。

こちらのほうにつきましては、こちらに移住・定住に係る事業ということになるのですけれども、町の中に、いわゆるこの今、遊休不動産というか、塩漬けになっている不動産といますか、いわゆる空き家ですね、そういうものを今度は、いわゆる活用しなくちゃいけないということで、そういうノウハウを勉強する事業、また実際に実施してみる事業ということでご理解をいただければと思います。

インキュベーションというのは、卵をふ化させるという意味でございますので、借主、貸主が不動産がどうしても動かなくて、塩漬けになっている、活用できるものは活用して、そこに移住者が来たり、起業する方をどんどん入れていくというようなことで、そのノウハウを勉強するような事業、または実施する事業ということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 個別の施策の103ページ、林業費委託料、森林再生事業で6361万2000円とありますが、これはどの地区にどんな木を植えるのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要の103ページ、林業振興事業の中のふくしま森林再生事業6361万2000円、こちらにつきましては、令和5年度に森林整備、あるいは下刈り作業を行う予算になります。森林整備については、泉田地内、内谷地内、石母田地内で杉を中心とした植林をすることと、これまで森林再生事業で取り組んできた地区に植林した場所の下刈り作業、5年間、木が成長するまでの間、毎年下刈りをして木の成長を促すことで、これまで植林してきたところの下刈り、これは国見、ある程度山際全体になるのですが、そういった下刈りも新年度行っていくことでの予算になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 度々申し訳ないです。これは住民防災課長にお尋ねします。

主要の施策でいきますと47ページになります。

防犯活動事業ということで、この中の120万円、つまり防犯灯の設置等ということになってはいますが、まずこの防犯とは何基分の予算でやっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

47ページ、防犯活動の中にあります工事請負費の関係での120万円のお質しでありますけれども、約8灯ということで計上しております。程度と申しますと、支柱からの設置、さらには既存の電柱を使った共架するような形、状況によって大きく変わってきますが、基本的には8基の計上で120万円ということで、計上しているところでございます。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長のほうから年間8基、新しい防犯灯ということなものですから、当然LED化になっているものだと思います。そうした場合に、その新規のやつはこの町にとってそのペースで間に合うのですか。この年間8基だけで防犯灯は十分間に合うということで、この予算を考えているのか、ちょっとお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

先ほど町長が地区からの要望の関係でお話ししたとおり、各地区のほうの要望を受けて、緊急性により必要なものについては随時、補正等によって要望させていただく

というのが流れでございまして、今回については、当初では8基ということでございますが、以後についてはそのような形で考えております。

工事につきましては、新しいものについてはLED化で当然進めているということで、今議員のお質しの点は、現在防犯灯が1,100基ぐらいありますけれども、それについてのLED化についてどうなのかというお質しでの回答でよろしいでしょうか。

10番（渡辺勝弘君） はい。

住民防災課長（羽根洋一君） 現在、防犯灯については1,100基ありますが、うち200基程度がLED化となっております。これにつきましては、これまで安定器ですとか、大幅に傷んだものについて改修の時については全部LED化にするということで進めていたものでございますが、これからの電気料の関係、それから管理の関係ありますので、このLED化についてもっと計画的に検討が必要ではないかと、上層部のほうから指示をいただいておりますので、次年度以降、検討を進めさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これで、本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 議案第21号、令和5年度一般会計予算案についての討論であります。

本議案は、令和5年度において本町が実施すべき事業についての予算が計上されております。その中には、マイナンバーカードの普及を促す事業がありますが、これは国民一人一人を管理することにつながるものであると考えます。消費税の交付金についても、物価高騰の中にあってはその税率の引下げを求める声もあること、不公平税制の最たるものであることなどから、この税制には反対します。また、インボイス制度については、フリーランスと言われる方々をはじめ、自治体にも新たな負担を求める内容となっております。私はこれらの事業については認められないものとします。しかし、給食費、集団健診など、軽減策で進められる事業もあります。また、奨学金返還への補助も新規事業とされております。このような事業については、評価される面もあると考えます。

よって、議案第21号については、賛成を表明するものであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第2、議案第22号「令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 議案第22号、令和5年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第23号 令和5年度国見町入山財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第3、議案第23号「令和5年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 議案第23号、令和5年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第4、議案第24号「令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 議案第24号、令和5年度国見町石母田財産区特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第5、議案第25号「令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) それでは、議案第25号、令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第26号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第26号「令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) それでは、議案第26号、令和5年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 令和5年度国見町介護保険特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第27号「令和5年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(黒田典子君) 議案第27号、令和5年度国見町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 2時10分まで休議いたします。

(午後2時00分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

◇議案第28号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第28号「令和5年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長(大勝宏二君) 議案第28号、令和5年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第29号 令和5年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第29号「令和5年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) それでは、議案第29号、令和5年度国見町渇水対策施設

特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 令和5年度国見町水道事業会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第30号「令和5年度国見町国水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第30号、令和5年度国見町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉君。

1番(蒲倉 孝君) ご確認いたします。

予算書288ページ、1款1項3目2節車両購入費でございますが、425万円。

課長、これは何をかうのでしょうか、車種を教えてください。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

これは公用車ということでございます。脱炭素社会の推進の取組ということで、EV車、電気自動車を購入しようとしております。三菱の電気自動車になります。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) 蒲倉君。

1番(蒲倉 孝君) 総務課でさえ環境を考慮してフィットにしている中で、

430万円もする高額な軽自動車を買う必要性ってあるのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) お答えいたします。

軽自動車ではなくて普通乗用車になりますが、4WDということで、さらには電気だけではなくてガソリンも使える自動車ということで、非常時の場合、電気が使えな

くなった場合、水道は待ってられませんので、それで現場のほうに行って対応しなければならぬということで、それに見合った車ということで三菱の車ということで設定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 失礼しました、聞き逃したので。何回も言いますけれども、この高額な車でなくちゃいけない現場があるのですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

水道事業ですと、かなり狭いところ、さらには急なところまで行く用があります。現場作業として4WD・EV車が必要だということで、考えて選定したところでございます。業務上、必要な部分ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） では、最後にお願ひだけ。

確か、エブリイバンって4ナンバーの軽ワゴン、あれも4WDだと思うのですけれども、軽の箱バン、狭いところも行ければ急なところも上がれると思うので、400万円もかけなくても十分間に合うかなと思うので、再度ご検討いただいて、質問終わります。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ありますか。

山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 5 番山崎です。

ちょっとこれ、参考までに教えていただきたいのですけれども、この265ページに1日平均の水量が2,400立方メートルあるのですけれども、これは当然漏水の量も入っているのでしょうか。もし漏水が入っているとすれば、これは何リットルとか、何立方メートルくらい入っているのか、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

これは1日平均給水量ということで、2,400立方メートルということで、漏水量が含まれております。量的には、今、有収率が8割、80%でございますので、単純に2割ぐらいということで想定していただければいいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 水道事業は、大分長い時間かけて水道管が埋設されているのはお聞きしておりますけれども、この20%漏水を交換していくのには計画ってあるのでしょうかけれども、今年度は何メートルという言い方は良いのか悪いのか分かりませんが、更新事業はどのくらいになるのでしょうか、教えて。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） すみません、今年度、令和4年度ので。

5 番（山崎健吉君） はい。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 令和4年度、更新事業ということで、約1キロほど更新を
しております。1,000メートルということで答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） これ、1キロというと、国見町の水道管というのは全部で何キロの
何十分の1かということ、ちょっとそれだけ教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

何十分、なかなか答えるのは難しいんですけども、全体の更新率としまして約
1%、毎年更新しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第31号 令和5年度国見町下水道事業会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第31号「令和5年度国見町下水道事業会計予
算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） それでは、議案第31号、令和5年度国見町下水道事業会
計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告(陳情第31号)

議長(東海林一樹君) 日程第12、「常任委員長報告」を行います。

産業常任委員会に付託されました陳情第31号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

7番村上 一君。

7番(村上 一君) 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第31号の審査結果をご報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月2日、午前11時40分より、役場中会議室におきまして開催し、会議には委員全員と、説明のため佐藤産業振興課長と職務のため澁谷議会事務局長が出席しております。

陳情第31号であります。本件は福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情であります。

陳情の趣旨は、平成28年6月、毎年年率3%程度を目途として引上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの閣議決定をいたしました。最低賃金の引上げは、全労働者の4割を対象としている非正規労働者の勤労意欲の奮起による生産性向上と、社会格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠であります。

現在、新型コロナウイルス感染症はワクチンの接種も進み、経済は緩やかな回復基調ですが、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響で生産調整が余儀なくされています。また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く人の生活はより厳しさを増しており、このことから一定水準の賃金を確保することは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要とし、賛成すべきとの結論となり、全会一致で採択することを決しました。よろしく願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第31号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後2時40分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時42分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、6件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この6件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇選挙第1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙

議長（東海林一樹君） 日程第13、選挙第1号「国見町選挙管理委員・同補充員の選挙」についてを行います。

書記に選挙第1号を朗読させます。朗読。

（書記 選挙第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うこととしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、高橋一博君、安藤信男君、佐藤吉茂君、遠藤豊和君、同補充員の第1順位に松浦光子君、第2順位に佐久間郁子君、第3順位に富永晃子君、第4順位

に齋藤嘉弘君をそれぞれ指名します。

おはかりします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員・同補充員の当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、高橋一博君、安藤信男君、佐藤吉茂君、遠藤豊和君が選挙管理委員に、同補充員に、第1順位に松浦光子君、第2順位に佐久間郁子君、第3順位に富永晃子君、第4順位に齋藤嘉弘君が当選されました。

名簿を配付いたします。名簿配付。

(名簿配付)

◇

◇

◇

◇発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第14、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第1号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

7番村上 一君。

7番(村上 一君) 発議第1号、提案理由、書記の朗読のとおりであります。速やかなる審議をよろしくお願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇発議第2号 国見町議会個人情報保護条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、発議第2号「国見町議会個人情報保護条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。なお、条例本文は省略いたします。朗読。

(書記 発議第2号を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 発議第2号、国見町議会個人情報保護条例についての提案理由を申し上げます。

提案理由は、ただいま書記が朗読した1ページの下段にあたる場所に書いてありますので、よろしくご精査願いたいと思います。よろしく審議の上、速やかなるご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則

議長（東海林一樹君） 日程第16、発議第3号「国見町議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。なお、改正規則本文は省略いたします。朗読。

（書記 発議第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 発議第3号、国見町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由は、本規則の本文の文言を整理するためのものがございます。本文の中の括弧の部分を削除するということとございます。速やかなるご協議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇ 常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇ 町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(引地 真君) 令和5年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、挨拶いたします。

提案した議案は、一部を除き、原案のとおり議決いただいたことに感謝いたします。ありがとうございました。議案審議過程での意見は、それぞれに熟慮熟考し、対応したいと考えます。

議員には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇ 閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) 最後に、令和5年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼を兼ねてご挨拶申し上げます。

この3月定例会は、私たちの任期中の最後の議会であります。令和元年6月の改選では、12名の定数を割る10名体制でスタートするという異例の状態でした。議員の成り手不足という大きな課題に直面したことが思い出されます。しかしながら、その後の町長選挙に伴う議員の補欠選挙により定数は満たされましたが、根本的な解決には至っていないと認識しています。議会といたしましても、議会改革推進会議の中で議員定数と議員報酬について検討を重ねてきましたが、結論には至らず、新しい体

制へと引き継がれることとなりました。今後、町民の意見を聞いた上で結論を出すこととなります。

さて、3年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの暮らしは多大な影響を受け、議会活動においても活動しにくい状況となり、手探りの対応を迫られました。様々な制約を受けつつ、活動を一步でも前への思いで頑張っておりました。そのような中にあり、東日本大震災からの復興も進んできた最中、令和3年、令和4年と立て続けに大きな地震に見舞われ、国見町は大きな打撃を受け、まさに今、復興の真ただ中にあります。12年前に乗り越えてきたように、私たちは様々な困難を努力と創意工夫で乗り越えていくことが求められています。

結びになりますが、限りない国見町のますますの発展とご参会の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、4年間の御礼並びに閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

令和5年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後3時03分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月16日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 浅野 富 男

同 署名議員 八 島 博 正